

## 第2部

### 接続産業連関表の概要



## 第2章 平成12-17-23年接続産業連関表の作成作業

### 第1節 作成機関

#### 1 共同事業体制

我が国の統一的な産業連関表は、昭和30年（1955年）を対象年次とする表以来、関係府省庁の共同事業により作成している。

また、昭和40年表からは、各年次表の公表後、過去の表との時系列比較のため接続産業連関表を作成している。

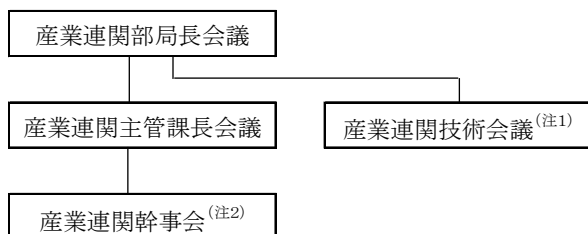
平成12-17-23年接続産業連関表の作成についても、平成23年表と同様、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業により行った。

#### 2 事業組織及び作業分担

産業連関表を作成するための事業組織は、図2-1のとおり、産業連関部局長会議を最終決定機関として、その下に産業連関主管課長会議等の組織を設置した。

また、共同事業に参画した各府省庁の主な作業分担は、表2-1のとおりである。

図2-1 産業連関表作成のための事業組織



- (注) 1 産業連関技術会議  
産業連関表作成に関する技術的な助言を行うため、学識経験者で構成するもの。
- 2 産業連関幹事会  
共同事業参加府省庁の担当で構成するもの。必要に応じて、この幹事会の下に、特定の事項を集中的に検討するため、一部の府省庁の担当で構成するワーキンググループを設けた。

#### 3 事業予算

接続産業連関表の作成に伴う各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）は、総務省で一括計上し、これを作業内容に応じて各府省庁に配分した。

表2-1 各府省庁の主な作業分担

府省庁	主な作業分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 郵便・信書便、情報通信（他府省庁が担当する部門を除く。） ④ 最終需要部門のうち輸出入
内閣府	① 下水道、公務、その他の非営利団体サービス、対個人サービス（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金融庁	金融・保険
財務省	塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	学校給食、教育・研究
厚生労働省	① 医薬品、上水道・簡易水道、医療・福祉、労働者派遣サービス、建物サービス、生活衛生関係サービス ② 粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	農林水産業、飲食料品製造業（学校給食、酒類及びたばこ部門を除く。）、木材
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業、情報サービス、新聞、出版、対事業所サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品
国土交通省	① 建設、不動産、土木建築サービス ② 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理
環境省	廃棄物処理

### 第2節 作成作業の概要

原則5年ごとに作成する各年次の産業連関表<sup>(注)</sup>は、その基本的なフレームに大きな相違点はないが、作成の都度、部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の面でいくつかの変更が行われており、そのままでは相互の比較が困難である。

(注) 産業連関表は、関係府省庁の共同事業により初めて作成した昭和30年（1955年）産業連関表以降、西暦の末尾が0又は5の年を対象に作成してきた。しかし、平成23年（2011年）表は、重要な基礎資料となる経済センサス活動調査が平成23年（2011年）を対象年次として実施されたことを受け、平成23年（2011年）を対象とする表として作成した。

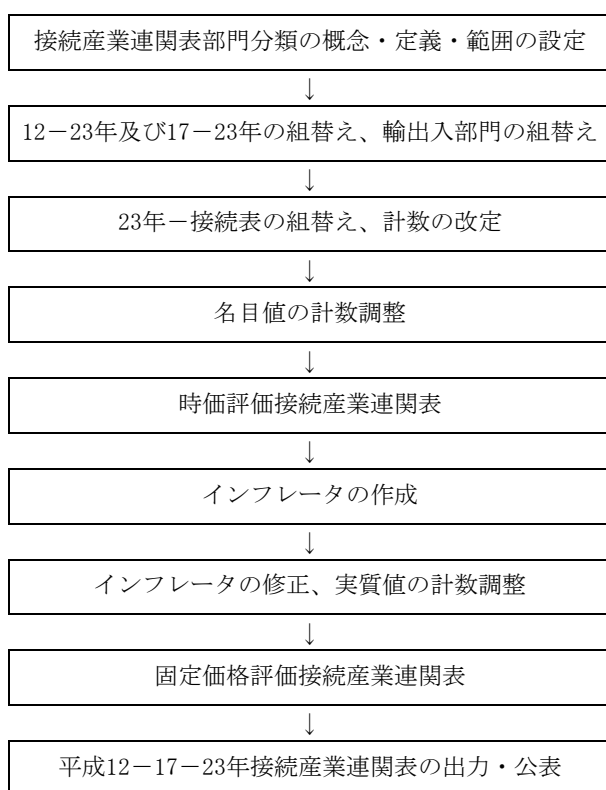
このため、産業連関表の時系列比較により、その間の経済構造の変化等を分析しようとする場合には、まず、過去の年次の表と最新年次の表の部門・概念・定義等を

統一した上で、改めて過去の年次の表（あるいは最新年次の表）の計数を推計し直す必要がある。

このような観点から、最新時点の部門分類に合わせて過去の産業連関表を組み替え、異時点間の比較ができるようにしたのが接続産業連関表である。

今回の接続産業連関表は、平成12年表及び17年表を23年表と接続することにより、平成12-17-23年接続産業連関表として作成したものである。作成手順としては、図2-2のとおり、まず時価評価接続産業連関表を作成し、この表を基に固定価格評価接続産業連関表を作成した。

図2-2 平成12-17-23年接続産業連関表の作成手順（概要）



## 1 時価評価接続産業連関表の作成

### (1) 接続産業連関表部門分類の概念・定義・範囲の設定

平成12-17-23年接続産業連関表は、原則として平成23年表の部門分類に合わせて、12年及び17年表の計数を組み替え、3時点間の時系列比較ができるようにしたものである。その作成に当たっては、まず、どのような部門分類を採用するか、その部門の概念・定義・範囲をどのように決めるかが問題となる。平成23年表においては、産業構造の変化や日本標準産業分類の改定に対応した部門の新設・分割・統合が行われ、推計範囲や推計資料の変更も行われ

たことから、平成12、17年、23年の異時点間をつなぐ接続産業連関表部門分類の設定について検討を行い、次の方針の下に作業を進めることとした。

- ① 可能な限り平成23年表の部門分類に合わせて接続産業連関表部門分類を設定する。
- ② 平成23年表において部門を新設、あるいは分割したもののうち、過去の表において部門の新設、分割が困難な場合は、過去の部門に合わせて接続産業連関表部門分類を設定する。
- ③ 接続産業連関表部門分類と平成12年、17年、23年表部門分類との対応は、原則として国内生産額表の細目（10桁目）ベースでとることとする。
- ④ 平成23年表において部門の推計範囲、推計資料を変更したものは、原則として平成23年表に合わせることにする。

以上の部門設定作業の結果、平成23年表の基本分類は内生部門で行518×列397であったのに対し、今回の接続産業連関表では行510×列389となっている。

## (2) 部門分類対応表作成及び組替集計

### ア 部門分類対応表の作成

接続産業連関表部門分類を設定した後、この分類に基づき各年次表を組替集計するための部門分類対応表（コードコンバータ）を作成する。今回の接続産業連関表では、平成12年表-23年表、17年表-23年表、23年表-接続表のコードコンバータを作成した。

部門分類の対応表については、第5章〔参考7〕を参照されたい。

### イ 各年次表の組替集計

上記アで作成された平成12年-23年、17年-23年のコードコンバータを使用して、まず平成12年及び17年の産業連関表のデータを23年表の部門分類に組替集計した上で、各年次表を23年表-接続表コンバータにより接続産業連関表部門分類に組替集計し、これを一つのファイルにまとめることによって時価評価（名目値）の平成12-17-23年接続産業連関表ファイル（初期データ）を作成する。

### ウ 各年次表における輸出入部門の組替集計

各年次表における輸出入部門（普通貿易）及び関税の推計に当たっては、当該年次の産業連関表部門分類と貿易統計の品目分類の対応表（コードコンバータ）を作成し、貿易統計を組替集計することによって各部門の計数が推計されている。

したがって、接続産業連関表の作成に当たっても、当然のことながら接続産業連関表部門分類に基づいた各年次の貿易統計の組替集計が必要となる。このため、今回の接続産業連関表作成作業においては、接続産業連関表部門分類と平成12年及び17年貿易統計のコード(HSコード)とのコードコンバータを作成して組替集計を行い、それぞれの部門の輸出入部門（普通貿易）及び関税の計数としている。

なお、接続産業連関表の価格評価は生産者価格となっているが、貿易統計の輸出品は、FOB価格<sup>(注)</sup>で表章しており、購入者価格評価となっている。

そこで、平成12年表及び17年表の輸出（普通貿易）の部門ごとの生産者価格と購入者価格の比率を用いて商業マージン及び国内貨物運賃を控除し、生産者価格に変換している。

(注) 詳細については、第3章第1節「9 輸出及び輸入の価格評価」を参照

### (3) 計数の改定

接続産業連関表部門分類による各年次表の組替集計により各部門の初期データを算出した後、接続産業連関表の部門別概念・定義・範囲及び推計方法の変更等により、次のような各部門、各年次の計数改定が行われる。

なお、計数改定の詳細は、第3章〔参考2〕を参照されたい。

#### ア 概念・定義・範囲の変更による計数改定

部門分類としては見かけ上接続しても、概念・定義・範囲が変更されている部門について、その変更内容に応じて、計数の改定を行っている。

#### イ 推計方法の変更による計数改定

部門別概念・定義・範囲について変更がなくとも、推計に当たって使用する基礎資料が変更されると可能な範囲で計数を改定する。

#### ウ その他

その他の計数改定として、各部門の推計結果の見直し等により、国内生産額や各取引額の修正が行われている。

### (4) 計数の調整

#### ア 投入・産出バランスの調整

接続産業連関表の計数調整は、投入表と産出表の計数調整として行われる。上記の計数改定は、ほとんどが国内生産額を改定するため、その内訳である投入額、産出額の計数も当然のことながら改定する必要がある。計数は、元の生産額と改定後の生産額の差額分を当該部門の投入構造又は産出構造に応じて配分する方法等により修正する（なお、一部に差額分を投入側、産出側の分類不明で調整する方法もとられている）。この配分処理を行うと、当該部門に係る投入額は、産出側の計数との間に不一致が生じ、産出額についても、同様に投入側の計数と不一致となる。これらの投入・産出の不一致額については、下記イの時系列

表2-2 接続産業連関表部門分類設定の考え方

最新年次の表と過去の表の対応関係	前々回表		前回表		今回(最新年次)表		接続表		接続表部門分類設定の考え方
	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	
① 新年時の表と過去の表が「1対1対応」するもの	XXXX-XX	○○○	XXXX-XX	○○○	XXXX-XX	○○○	XXXX-XX	○○○	最新年次表の部門でそのまま接続
② 最新年次表以前に「分割」があるもの	XXXX-XX	●●●	XXXX-XX	○○○ XXXX-XX △△△	XXXX-XX	○○○ XXXX-XX △△△	XXXX-XX	○○○ XXXX-XX △△△ 又は XXXX-XX ●●●	過去の表を分割又は分割以降最新年次までの表を統合
③ 最新年次の表で「統合」されているもの	XXXX-XX	△△△ XXXX-XX ▲▲▲	XXXX-XX	△△△ XXXX-XX ▲▲▲	XXXX-XX	○○○	XXXX-XX	○○○	過去の表を統合
④ 最新年次表で「組替」が行われているもの	XXXX-XX	△△△ XXXX-XX ▲▲▲	XXXX-XX	△△△ XXXX-XX ▲▲▲	XXXX-XX	○○○ XXXX-XX □□□	XXXX-XX	○○○ XXXX-XX □□□ 又は XXXX-XX △△△ XXXX-XX ▲▲▲ 又は XXXX-XX ●●●	最新年次表に合わせて過去の表を組替、又は、過去の表に合わせて最新年次表を組替、又は、過去も最新年次も統合
⑤ 部門の「新設」が行われているもの	(部門なし)		(部門なし)		XXXX-XX	○○○	XXXX-XX	○○○	過去の表に部門を設け推計(ただし、計数は0もあり得る。)
⑥ 最新年次で部門が「廃止」されているもの	XXXX-XX	○○○	XXXX-XX	○○○	(部門廃止)		(部門設置せず) 又は XXXX-XX	○○○	部門を設けず、過去の計数は関係部門に統合、又は、部門を設置して最新年次表を推計(計数は0もあり得る。)

チェックと並行しながら計数調整が行われ、一つの計数に収束される。

#### イ 取引額の時系列チェック

接続産業連関表の計数調整に当たっては、時系列チェックが重要となる。すなわち、各年次の投入表及び産出表に基づき、粗付加価値率や中間需要率の時系列についてマクロチェックを行うとともに、各取引についての投入額（投入係数）、産出額（需要比率）についても詳細なチェックが行われ、必要な計数調整を行う。

時系列に不連続が生ずる原因としては、①国内生産額の変更によるもの、②推計基礎資料の変更によるもの、③部門分類変更に伴う機械的分割によるもの、④輸出入額の再組替によるもの、⑤各年次の推計結果の過大・過少によるものなどがある。

これらについては、投入側と産出側から各取引額について個別修正を行うが、過去に遡っての推計基礎資料のない部門も多く、こうしたものについては、主として分類不明において計数調整を行う。

#### ウ 計数の最終調整

以上のように、各部門の計数改定が行われ、各部門（列・行）の最終的な不一致を「分類不明」で調整した場合、分類不明の取引額が変化し分類不明の行合計額（行生産額）と列合計額（列生産額）は不一致となり、この結果、国内生産額の行合計と列合計も不一致となる。

産業連関表は、行の合計と列の合計は等しく、かつ、最終需要部門（輸入を控除）の合計と粗付加価値部門の合計を一致させ「二面等価」を成立させる必要がある。

このため、分類不明の列と行の差の最終調整は、産業連関表では分類不明の列と営業余剰の行の交点で行っている。

## 2 固定価格評価接続産業連関表の作成

前1で作成された時価評価接続産業連関表は、それぞれの年次の価格で評価された時価評価の産業連関表であるが、これを最新の年次（今回の場合は平成23年）の価格を基準として過去の年次（今回の場合は平成12年及び17年）の取引額を評価替え（実質化）したものが固定価格評価接続産業連関表である。

実質化は、時価評価の取引額に、最新年次の価格を1として過去の年次の価格とどれだけ変化があるかを示す係数（これを「インフレータ」という。）を乗ずることによって行う。

### (1) インフレータの作成

インフレータは、接続表の基本分類各部門について、行別に作成する。なお、各行部門のインフレータは、国産品、輸入品及び輸出品に分けて作成する。インフレータの作成方法の詳細は、第3章第2節「固定価格評価の方法」を参照されたい。

### (2) 実質化

各行部門の国産品、輸入品及び輸出品のインフレータが作成されてから、国内生産額及び輸入額並びに投入・産出額の実質化が行われる。平成23年を基準として、下の表（12年表又は17年表）を実質化するとする。

(時価評価表)

	中間需要			最終需要		(控除) 輸入	国内 生産額
				国内	輸出		
中間投入	X <sub>11</sub>	X <sub>12</sub>	X <sub>13</sub>	Y <sub>1</sub>	E <sub>1</sub>	△M <sub>1</sub>	X <sub>1</sub>
	X <sub>21</sub>	X <sub>22</sub>	X <sub>23</sub>	Y <sub>2</sub>	E <sub>2</sub>	△M <sub>2</sub>	X <sub>2</sub>
	X <sub>31</sub>	X <sub>32</sub>	X <sub>33</sub>	Y <sub>3</sub>	E <sub>3</sub>	△M <sub>3</sub>	X <sub>3</sub>
粗付加価値	V <sub>11</sub>	V <sub>12</sub>	V <sub>13</sub>				
	V <sub>21</sub>	V <sub>22</sub>	V <sub>23</sub>				
	V <sub>1</sub>	V <sub>2</sub>	V <sub>3</sub>				
国内生産額	X <sub>1</sub>	X <sub>2</sub>	X <sub>3</sub>				

#### ア 行部門別の実質化

##### (ア) 国内生産額

各部門の国内生産額は、それぞれの年次の国産品について行別に作成されたインフレータを用いて、実質化する。

$$\hat{X}_i = I_i \cdot X_i \quad (i = 1, 2, 3)$$

( $\hat{X}_i$  は、第 i 行部門の実質化後の国内生産額であり、 $I_i$  は、第 i 行部門の国産品のインフレータである。)

##### (イ) 輸入額

各行部門の輸入額は、国内生産額の場合と同様、それぞれの年次の輸入品について行別に作成されたインフレータを用いて実質化する。

$$\hat{M}_i = I'_i \cdot M_i$$

( $\hat{M}_i$  は、第 i 行部門の実質化後の輸入額であり、 $I'_i$  は、第 i 行部門輸入品のインフレータである。)

##### (ウ) 輸出額

各行部門の輸出額は、国内生産額の場合と同様、それぞれの年次の輸出品について行別に作成されたインフレータを用いて実質化する。

$$\hat{E}_i = I'_i \cdot E_i$$

( $\hat{E}_i$  は、第 i 行部門の実質化後の輸出額であり、 $I'_i$  は、第 i 行部門輸出品のインフレータである。)

(エ) 国内需要額（中間需要、国内最終需要）

国内生産額、輸入額及び輸出額が行部門別に実質化された後、行方向からみた取引額、すなわち中間需要額及び国内最終需要額の実質化を行う。

中間需要及び輸出を除く最終需要については、次式のインフレーター  $I''_i$  によって実質化を行っている。

$$I''_i = \frac{\hat{X}_i - \hat{E}_i + \hat{M}_i}{X_i - E_i + M_i}$$

$$\text{中間需要額} : \hat{x}_{ij} = I''_i * x_{ij} \quad (j = 1, 2, 3 \dots)$$

$$\text{国内最終需要額} : \hat{Y}_i = I''_i * Y_i$$

イ 粗付加価値部門の評価替え

粗付加価値部門については、構成項目（賃金・俸給、営業余剰、資本減耗引当など）別の実質化は行わず、各列部門について実質化後の国内生産額と中間投入額計との差をもって粗付加価値額計の再評価額とする、いわゆるダブルインフレーションの方式によっている。

なお、粗付加価値部門の評価替えは、列部門別には計算されるが、構成項目別には計算されないため、名目値と実質値の差額を「ダブルインフレーション調整項」として一括して計上している。

$$\begin{aligned} \hat{X}_j &= \sum_i \hat{x}_{ij} + \hat{V}_j \\ &= \sum_i \hat{x}_{ij} + \sum_k v_{kj} + DI_j \end{aligned}$$

(固定価格評価表)

	中間需要			最終需要		(控除) 輸入	国内 生産額
				国内	輸出		
中間投入	$\hat{x}_{11}$	$\hat{x}_{12}$	$\hat{x}_{13}$	$\hat{Y}_1$	$\hat{E}_1$	$\Delta \hat{M}_1$	$\hat{X}_1$
	$\hat{x}_{21}$	$\hat{x}_{22}$	$\hat{x}_{23}$	$\hat{Y}_2$	$\hat{E}_2$	$\Delta \hat{M}_2$	$\hat{X}_2$
	$\hat{x}_{31}$	$\hat{x}_{32}$	$\hat{x}_{33}$	$\hat{Y}_3$	$\hat{E}_3$	$\Delta \hat{M}_3$	$\hat{X}_3$
粗付加価値	$v_{11}$	$v_{12}$	$v_{13}$				
	$v_{21}$	$v_{22}$	$v_{23}$				
	$DI_1$	$DI_2$	$DI_3$				
	$\hat{V}_1$	$\hat{V}_2$	$\hat{V}_3$				
国内生産額	$\hat{X}_1$	$\hat{X}_2$	$\hat{X}_3$				

- (注) 1 〓印は、実質化後の値を示す。  
2  $DI_j$  は、「ダブルインフレーション調整項」であり、固定価格評価と時価評価のそれぞれの粗付加価値額計の差額を表す。

(3) 計数の調整

行別インフレーターを名目額に乗じて求められた実質額について、所要の修正を行う。原則的には、行

別のインフレータの修正によることとなるが、必要により実質額の直接修正（個別セルの修正）を行う部門もある。

最終的には、行の国内生産額の実質額と実質化された各取引額の積み上げとの差額（四捨五入による影響）の調整、行の国内生産額による列の国内生産額の置換え及び二面等価調整等を行って実質表が完成される。

なお、インフレーターは、最終調整が確定した計数から逆算して最終的な計数を求める。

3 接続産業連関表付帯表の作成

平成12-17-23年接続産業連関表の付帯表としては、雇用表及び雇用マトリックスの接続表を作成している。

(1) 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）

ア 雇用表の概念

雇用表は、産業連関表の対象となった1年間の生産活動のために各部門が投入した労働の量を、雇用者数（常用雇用者数、臨時雇用者数）、有給役員数、個人業主数及び家族従業者数に分けて、年平均人数で表示したものである。したがって、雇用表の部門分類も取引基本表と同様に、アクティビティに基づく分類となっている。

なお、有給役員及び雇用者の所得は、取引基本表の「雇用者所得」に対応し、個人業主及び家族従業者の所得は「営業余剰」に含まれている。

この雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算できる。労働投入係数は、単位生産額当たり直接に必要な労働量を示すものであり、一般的には労働生産性の逆数に相当するものである。労働誘発係数は、最終需要が1単位増加したとき、直接・間接に誘発される財・サービスの生産のために各部門別の労働量がどれだけ必要になるかを示すものである。

これらの係数を用いることにより、最終需要の変化がもたらす雇用需要への波及過程と雇用需要の総量を把握することができるため、労働力流動や就業構造の分析、経済変動の雇用面への影響に関する分析、更には雇用需要の将来予測等が可能となる。

イ 接続雇用表の作成方法

(ア) 部門分類

接続雇用表の表側部分は取引基本表の列部門であり、基本分類、統合小分類及び統合中分類の3種類について、雇用者所得への投入が存在

する内生部門を抽出して表示している（それぞれ393部門、184部門、105部門）。

(イ) 作成方法

- ① 接続産業連関表の取引基本表（名目表）を作成するために用いた、平成12年表、17年表及び23年表と接続表との部門分類（基本分類）対応表（1で述べたコードコンバータ）に基づき、平成12年、17年及び23年の雇用表を接続表の部門分類に変換した。
- ② 平成12年、17年及び23年の各表と概念・定義・国内生産額等を変更した部門については、その変更を考慮して、計数を再推計した。
- ③ 関係府省庁と調整を行い、計数を確定した。

(2) 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

ア 雇用マトリックスの概念

雇用マトリックスは、前記の雇用表から得た生産活動部門別の有給役員及び雇用者について、これを更に職業別に示したものである。雇用マトリックスからは、雇用者数を職業別に、かつ、生産活動と関連づけて読み取ることができる。更に、職業誘発係数を計算することにより、経済構造の変動等に伴い、どのような職業の雇用者が、どれだけ必要となるかなどの分析を行うことができる。

イ 接続雇用マトリックスの作成方法

(ア) 部門分類

① 列部門

取引基本表における統合中分類のうち、雇用者所得への投入が存在する内生部門を抽出して表章した（105部門）。

② 職業分類

平成17年及び23年雇用マトリックスにおける職業分類を用いた。これは、平成22年国勢調査職業分類を基礎として、一部の部門を統合したものである。

(イ) 作成方法

- ① 平成12年、17年の雇用マトリックスにおける職業別人数を検証して再推計した。
- ② 統合中分類で作成した雇用マトリックスを、形式的に基本分類単位に分解した。
- ③ 接続産業連関表の取引基本表を作成するために用いた、平成12年表、17年表及び23年表と接続表との部門分類（基本分類）対応表に

基づき、平成12年、17年及び23年の雇用マトリックスを接続表の部門分類に変換した。

- ④ 平成12年、17年各表の職業分類を、接続雇用マトリックスの職業分類に変換した。
- ⑤ 列部門を統合中分類に統合した。
- ⑥ アクティビティとの関連が少ないと考えられる職業を省略表章する平成17年表の作表方式に対応させるために、平成12年、17年表の各列部門に計上されている職業を再検証し、①で推計した値に対応するように変換した。
- ⑦ 接続雇用表の人数（有給役員＋雇用者）と一致するように計数を再推計した。
- ⑧ 関係府省庁と調整を行い、計数を確定した。

図2-3 取引基本表と雇用表及び雇用マトリックスとの関係

① 取引基本表

	A	B	C	...	最終需要	国内生産額	
A							
B							
C							
⋮							
粗付加価値						雇用者所得 営業余剰	
	雇用者所得						
	営業余剰						
国内生産額							

② 雇用表

	従業員総数	個人業主	家族従業員	有給役員・雇用者	有給役員	雇用者	常用雇用者	臨時雇用者	一人当たり雇用者所得	一人当たり常用雇用者賃金額	一人当たり有給役員・雇用者所得
A	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
B	75	10	5	60	10	50	35	15			
C	...	...	...	...	...	...	...	...			
⋮	...	...	...	...	...	...	...	...			
計	...	...	...	...	...	...	...	...			

(注) 個人業主の所得は、営業余剰の一部を占めるにすぎないため、また、家族従業員は原則として無給であるため、それぞれの人数は粗付加価値とは無関係に推計する。



③雇用マトリックス

	職 業				
	科 学 研 究 者	技 術 者	保 健 医 療 従 事 者	.....	計
A	...	...	...	.....	...
B	5	12	8	.....	60
C	...	...	...	.....	...
⋮	...	...	...	.....	...
計	...	...	...	.....	...

(注) 「職業」は「分類不能」を含めて269職種に分類している。  
「部門」は、統合中分類の102部門（実際には「事務用品」を除く101部門）である。

### 第3節 接続産業連関表の意義

前節に記載したとおり、我が国では、昭和30年を対象年次とした第1回の政府の統一的な産業連関表が作成されて以来、原則として5年ごとに産業連関表が作成されている。その基本的なフレームワークは35年表の段階でほぼ確立され、その後、大きな変更はなされていないが、作表の都度、部門の設定、各部門の概念・定義・範囲等の面で、いくつかの変更が行われている。

例えば、部門分類については、作表対象年次の産業構造を的確に反映させるため、新商品の出現や既存の商品の衰退、あるいは標準産業分類の変更や基礎統計の改廃等に対応して、部門の新設・分割・統合・廃止が行われている。また、部門の概念・定義・範囲については、国民経済計算における概念・定義の変更や公務部門の民間への移行などがあった場合、部門の名称は変更されていなくとも、その概念・定義・範囲が変更される場合がある。さらに、部門の概念・定義・範囲が変更されていなくても、その後の統計調査の整備等により、部門の推計基礎資料や推計方法が変更されている場合もある。

このように、各年次の産業連関表は、作成の都度、部門分類及び概念・定義・範囲等について、必要な変更が加えられており、そのままでは過去の表との時系列比較を正確に行うことはできない。

また、通常、産業連関分析では、作表対象年次と分析対象年次の間において投入係数に変化がないという仮定が置かれているが、実際には、時間の経過とともに投入係数は変化している<sup>(注1)</sup>。

そこで、我が国では、各年次の産業連関表の作成作業

が終了した後、最新年次を含めた3年次分について、産業連関表の部門分類や概念・定義・範囲、推計方法等を合わせ<sup>(注2)</sup>、必要に応じて計数の再推計を行い、価格評価の方法により「時価評価接続産業連関表」及び「固定価格評価接続産業連関表」の2種類の表を作成し、経済構造の変化の実態を明らかにしている。

また、これらの表を用いることによって中長期的な経済成長や産業構造等の予測分析を行うことができる。

(注) 1 この変化には、次の4つの要因が考えられる。

① 生産技術水準の変化

投入係数は、端的に言えば、ある特定の年次において採用されていた生産技術を反映したものであり、生産技術が変化すれば、当然に投入係数も変化することも考えられる。

通常、短期間に大幅な生産技術の変化は考えられないが、技術革新のテンポの速い国においては、変化の著しい特定の部門において投入係数が変化することになる。

② 生産規模の変化

各産業部門は、それぞれ生産規模の異なる企業・事業所から構成されており、同じ商品を生産していたとしても、各産業部門の事業所の生産規模別構成は年々変化する。このことは、生産技術水準の変化、生産規模の変化による経済性の変化などをもたらし、当然のことながら投入係数を変化させる。

③ 相対価格の変化

産業連関表は、国内で取引されるすべての財・サービスを518行×397列(平成23年表の場合)の部門にまとめたものである。各部門には当然類似した複数の商品が含まれ、それぞれの商品の価格は作表対象年次の価格で評価されているため、それぞれの財・サービスの相対価格が変化すると、個々の商品の生産技術が同じであったとしても、部門全体としての投入係数は変化する。

④ プロダクト・ミックス

また、各部門に含まれている複数の商品について、投入構造や単価が完全に同じということはありません。それぞれの投入構造や単価に変化がなくても部門内の商品構成が変化すれば、その部門全体の投入係数は変化する。

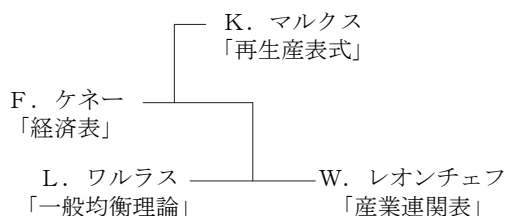
2 可能な限り、最新年次の産業連関表に合わせるようにしている。

## [参考1]

### 産業連関表の沿革と我が国における作成状況

#### (1) 産業連関表の沿革

産業連関表は、米国のノーベル賞受賞経済学者W. レオンチェフ博士（1906～1999；ロシアのサンクトペテルブルク生まれで、後に米国ハーバード大学に招聘された。）が開発したものである。1931年から独力で米国経済を対象とする産業連関表の作成に着手し、1936年にその構想を「Review of Economics and Statistics」の誌上に発表したのが最初であるとされている。この産業連関表については、一般的に、L. ワルラス（1834～1910）の「一般均衡理論」を現実の国民経済に適用するとともに、F. ケネー（1694～1774）の「経済表」を米国経済について作成しようとする試みであったと評されている。



レオンチェフの産業連関表による経済分析（産業連関分析）の手法は、米国政府労働統計局によって認められ、1941年以降は同局の援助によって発展されることとなった。その後、1944年の米国戦時生産局計画部において行われた第二次世界大戦後の経済予測に際して、産業連関分析は、他の分析方法によるものと比較して、非常に高い精度を示したことから、その有用性と重要性が広く認められるようになった。このことを契機として、米国の各官庁において、産業連関分析の理論の研究が行われることとなったほか、世界各国においても作成されるようになった。

#### (2) 我が国における産業連関表の作成状況

我が国における産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現内閣府。以下同じ。）、通商産業省（現経済産業省。以下同じ。）等がそれぞれ独自に試算表として作成した昭和26年を対象年次とするものが最初である。その後、昭和30年を対象年次とするもの以降、おおむね5年ごとに、関係府省庁の共同事業として作成されている。（表2-3参照）

#### (3) 我が国における接続産業連関表の作成状況

我が国政府の統一的な産業連関表として初めて昭和30年表が作成されて以降、35年表、40年表と産業

連関表は5年ごとに作成され、経済の予測や計画、経済構造の分析等、種々の分野で重要な働きをしてきた。しかし、各年次の産業連関表は部門分類、各部門の概念・定義・範囲や、推計方法等について若干の相違があり、時系列比較を行うためには、各年次の産業連関表だけでは不十分なところがあることから、これらの相違点を解消した接続産業連関表の作成が要請されていた。

そこで、昭和45年3月に初めて昭和35-40年接続産業連関表が作成、公表され、その後は新年次の産業連関表が作成されるたびに、最新年次を基準として過去2年次の表を接続した接続産業連関表が作成されてきている。（表2-4参照）

#### ア 昭和35-40年接続産業連関表

昭和35年表において国民経済計算体系と整合性のとれた体系が確立し、また、部門分類と概念・定義の在り方についても長期の時系列比較や国際比較性の面から改善が加えられ、原則として日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類が採用されることとなった。40年表はその主要なフレームを踏襲する形で作成されたため、若干の調整により両年次表の接続が可能となった。

そこで、昭和35年表、40年表の作成に当たった7省庁の共同作業によって、昭和44年8月から45年3月まで作成作業が行われ、45年3月に昭和35-40年接続産業連関表が公表された。

昭和35年表と40年表との相違は、推計資料の整備、統計基準の明確化、理論的な取扱いの上の改善等に伴って、部門の概念・定義や推計方法に変更を加えたことによるものであったため、35年表を40年表に合わせるという方針で接続作業が行われた。概念・定義、推計方法を修正してもなおかつ問題があるかどうか、すなわち、①昭和40年表で投入されている品目が35年表で投入されているかどうか、②投入されている場合、その投入額は昭和40年表に比較して過大、または過小でないか、③他部門とのバランスに問題がないか、などの点についても、詳細に両表を比較検討し、双方の取扱いの差異を修正した。

#### イ 昭和35-40-45年接続産業連関表

国際標準産業分類に対応し時系列的に比較することも考慮して作成された昭和45年表の公表後、昭和45年に至る過去10年間の日本経済の構造変化を明らかにするため、過去2年次の表を45年表に接続して、昭和35-40-45年接続産業連関表が作成された。

接続表の作成作業は昭和49年4月から50年3月に

かけて前回と同じ7省庁によって行われ、50年3月に公表された。

これ以後、新年次の産業連関表が作成されるたびに、最新年次を基準として過去2年次の表を接続した接続産業連関表が作成されるようになった。

#### ウ 昭和40-45-50年接続産業連関表

作業期間は昭和54年4月から55年3月までで、50年表の作成に参加した11省庁の共同事業として作成され、55年3月に公表された。

なお、昭和40年表及び45年表を、68SNAに基づいて作成された50年表に合わせる形で作成されている。

#### エ 昭和45-50-55年接続産業連関表

作業期間は昭和59年4月から60年3月までで、前回と同じ11省庁の共同作業によって作成され、60年3月に公表された。

#### オ 昭和50-55-60年接続産業連関表

昭和60年表は昭和59年1月の日本標準産業分類の改定をうけて製造業部門を中心に大幅な改定が行われた。そのため、接続表を作成するにあたっては、接続表部門と各年次表部門のコードコンバータを作成して接続作業を行った。

作業期間は平成元年4月から2年4月までで、前回と同じ11省庁の共同作業として作成され、2年4月に公表された。

#### カ 昭和55-60-平成2年接続産業連関表

平成2年表は、サービス部門の分割、部門の新設等を行うとともに、物品賃貸業については従来の原則「使用者主義」による推計をすべて「所有者主義」による推計に改め、また、自家活動部門の見直しが行われた。そのため、接続表を作成するにあたっては、前回と同様、接続表部門と各年次表部門のコードコンバータを作成して接続作業を行った。

作業期間は平成6年4月から7年3月までで、前回と同じ11省庁の共同事業として作成され、7年2月に公表された。

#### キ 昭和60-平成2-7年接続産業連関表

作業期間は、平成11年4月から12年3月までで、前回と同じ11省庁の共同事業として作成され、12年5月に公表された。

なお、昭和60年表及び平成2年表を、93SNAの勧告の趣旨を踏まえて作成された7年表に合わせる形で作成されている。

#### ク 平成2-7-12年接続産業連関表

平成12年表は、93SNAへの勧告の趣旨を極力踏まえた対応を行うとともに、近年の我が国の経済社会構造を反映すべく新たな部門分類の設定が行われた。しかし、接続表を作成するにあたっては、資料の未整備などから再推計することが困難な部門や制度そのものが過去に存在しなかったことから、接続をあえて行わない部門が生じた。

作業期間は、平成16年4月から17年3月までで、平成13年1月に行われた中央省庁改編により、これまでの11省庁体制から総務省をはじめとする10府省庁の共同事業として実施され、17年3月に公表された。

#### コ 平成7-12-17年接続産業連関表

作業期間は、平成21年4月から22年3月までで、前回と同じ10府省庁の共同作業として作成され、22年3月に公表された。

#### サ 平成12-17-23年接続産業連関表

平成23年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、93SNAの趣旨を踏まえ、以下の対応が行われた。

① 「金融」の「帰属利子」方式を改め、「FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入

② 資本減耗引当を簿価評価から時価評価に変更

そのため、接続表を作成するにあたっては、平成12年表、17年表をこれらの変更に対応させるほか、①固定価格評価表の作成に輸出品インフレタを導入、②平成7年表以前の遡及推計が困難なことから前々回及び前回接続表では中間投入扱いとしていたソフトウェア・プロダクツを総固定資本形成に計上するなどした。

作業期間は、平成27年7月から28年5月までで、前回と同じ10府省庁の共同作業として作成され、28年5月に公表された。

表 2-3 我が国における産業連関表の作成状況

対象年次	基本分類 部 門 数	公表年月	作成担当機関	主な改正点
昭和 26 年	9×9 (経済企画庁) 182×182 (通商産業省)	公表:昭和 30 年 7 月	経済企画庁、通商産業省、(農林省)	—
昭和 30 年	310×278	確報:昭 36 年 6 月 (一次表:昭 35. 6)	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、建設省、総理府統計局(集計、製表)	—
昭和 35 年	453×339	昭 39 年 5 月	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省※、労働省※、建設省	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者実際価格評価方法の採用</li> <li>国際標準産業分類に準拠した分類の採用</li> <li>機械による集計・製表を通商産業省が担当</li> </ul>
昭和 40 年	467×339	昭 44 年 7 月	”	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続産業連関表(昭 35~40 年)を初めて作成</li> </ul>
昭和 45 年	541×405	昭 49 年 1 月 (速報:昭 48. 7. 5)	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際標準分類の改訂への対応</li> <li>68SNA への対応</li> <li>固定資本マトリックスの作成</li> <li>自家輸送マトリックスの作成</li> <li>雇用マトリックスの作成</li> </ul>
昭和 50 年	554×405	昭 54 年 1 月 (速報:昭 53. 6. 30)	行政管理庁、経済企画庁、大蔵省※、文部省※、厚生省※、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省※、労働省、建設省	68SNA に従い内生部門を①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者に分割
昭和 55 年	541×406	昭 58 年 12 月 (速報:昭 58. 6. 21)	行政管理庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家輸送マトリックスの公表</li> <li>機械による集計・製表を行政管理庁が担当</li> </ul>
昭和 60 年	529×408	平元年 2 月 (速報:昭 63. 10. 14)	総務庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省	日本標準産業分類の改訂に対応した部門分類の設定
平成 2 年	527×411	平 6 年 3 月 (速報:平 5. 10. 26)	”	サービス業の推計方法の改善
平成 7 年	519×403	平 11 年 3 月 (速報:平 10. 9. 22)	”	<ul style="list-style-type: none"> <li>93SNA への対応</li> <li>日本標準産業分類の改訂(平 5 年 10 月)に対応した部門分類の設定</li> </ul>
平成 12 年	517×405	平 16 年 3 月 (速報:平 15. 8. 29)	総務省、内閣府、金融庁※、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省※	<ul style="list-style-type: none"> <li>省庁再編に伴う作業担当部門の変更</li> <li>機械的バランス調整法の導入</li> </ul>
平成 17 年	520×407	平 21 年 3 月 (速報:平 20. 8. 26)	”	日本標準産業分類の改訂(平 14 年 3 月)に対応した部門分類の設定
平成 23 年	518×397	平 27 年 6 月 (速報:平 26. 12. 19)	”	日本標準産業分類の改訂(平 19 年 11 月)に対応した部門分類の設定

(注) 作成担当機関欄の※印は、その年の表から新たに加わった機関である。

表 2-4 我が国における接続産業連関表の作成状況

対 象 年 次	昭35-40年	昭35-40-45年	昭40-45-50年	昭45-50-55年	昭50-55-60年
基本分類部門数 (行×列)	450×350	448×339	535×392	525×393	437×349
公 表 年 月	昭45年 3月	昭50年 3月	昭55年 3月	昭60年 3月	平 2年 4月
作成担当機関	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省	同 左	行政管理庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省	同 左 (行政管理庁は昭和59年7月に改組され、総務庁となる。)	総務庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省
付 帯 表		雇用表 労働時間出勤日数表	雇用表 労働時間出勤日数表 雇用マトリックス	雇用表 雇用マトリックス	同 左

昭55-60-平2年	昭60-平2-7年	平2-7-12年	平7-12-17年	平12-17-23年
445×357	511×398	511×399	514×401	510×389
平 7年 2月	平12年 5月	平17年 3月	平22年 3月	平28年 5月
同 左	同 左	総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

## 第3章 平成12-17-23年接続産業連関表の理論

### 第1節 取引基本表の基礎的理論

ここでは産業連関表のうち取引基本表を取り上げて、今回の「平成12-17-23年接続産業連関表」（以下「今回接続表」という。）における取扱い等を説明する。

なお、今回接続表の取引基本表における一般的な理論等については、平成23年（2011年）産業連関表（以下「平成23年表」という。）と同様である部分が多いため、詳細については「平成23年（2011年）産業連関表—総合解説編—」も参照されたい。

#### 1 対象期間

取引基本表に記録する生産活動や取引の対象期間は、各年次の1月から12月までの1年間（暦年）である。

#### 2 地理的範囲

取引基本表を作成する上での地域的範囲の捉え方としては、「国内概念」及び「国民概念」の二つがあるが、我が国の取引基本表では、従前から、原則として国内概念<sup>(注)</sup>を採用している。

(注) 国内概念とは、端的には、ある国の領土内で行われた経済活動を範囲とする考え方である。

例えば、我が国の領土内で行われた外国企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国の領土内で行った活動は除かれる。ただし、我が国の在外公館が行う活動は含まれるが、我が国に所在する外国政府の公館や外国の軍隊の活動は含まれない。

#### 3 記録の時点

##### (1) 発生主義と現金主義

取引基本表が対象とする生産活動や取引の記録時点の考え方としては、「発生主義 (accrual basis)」及び「現金主義 (cash basis)」の二つがある。

発生主義とは、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。

これに対して、現金主義とは、現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常タイムラグが生じる。このため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部

門（輸入を控除）の合計が一致すること。）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

##### (2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。具体的な記録の時点は、以下のとおりである。

##### ア 財・サービスの生産活動や取引

財は、産業連関表の作成対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、同年次中に提供されたものが対象になる。

##### イ 中間生産物（例えば、原材料）の取引

中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が産業連関表の作成対象年次中のものを中間投入額として計上する。<sup>(注)</sup>

(注) 列部門が、中間生産物を購入してから実際の生産に使用するまでは、「在庫」として扱われる。

##### ウ 最終需要部門への産出

(ア) 消費支出に関する部門（統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象としている。取引の対象となった財の引渡しに係る遅延の有無は問わない。

(イ) 「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録している。

(ウ) 「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録している。

(エ) 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準としている。

##### エ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）

(ア) 最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上している。長期生産物の完成品の国内生産額は、

「(完成品の金額) - (前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額)」としている。

- (イ) 自己勘定(自家用として使用される財の生産)による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上している。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くとも工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上している。
- (ウ) 動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本金用役を提供するもの(乳用牛、競走馬、果樹、茶等)については、「国内総固定資本形成」に計上している。また、それ以外の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上している。

- オ 生産期間が1年を超えるサービス  
サービスの提供の終了時点をもって国内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

## 4 評価の単位

取引基本表は、各年次の1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。

財については、それぞれに固有の数量単位がある。したがって、これによって生産活動や取引の大きさを測ることにすれば、価格に係るその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。一方で、サービスの多くは、固有の数量単位を持たない。また、財であっても、複数の細品目分類から構成される部門では、同一の行部門に含まれる各品目が、同一の単位を持つとは限らないし、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、我が国の取引基本表では、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価している。

## 5 部門分類

### (1) 部門分類の概念

世の中では、様々な経済活動が行われているが、取引基本表の形で表章するためには、経済活動を一定数の項目に分類する必要がある。これらの項目のことを「部門」という

### (2) 部門分類の原則

部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって分類される。したがって、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、原則としてそれぞれの生産活動ごとに分類する。いわゆるアクティビティ・ベースの分類であり、商品分類に近い概念である。

各年次の産業連関表の部門分類は、それぞれの対象年次の各産業部門の生産額、生産技術、投入・産出先等の実態や基礎統計資料の整備状況等を考慮して設定しているが、接続産業連関表では、時系列比較を可能にするため、過去の年次の表と最新年次の表の部門を概念・定義・範囲等を統一した上で、改めて過去の年次の表(あるいは最新年次の表)の計数を推計している。

なお、その際の部門分類及び概念・定義・範囲は、可能な限り最新の産業連関表に合わせて設定している。

### (3) 生産活動主体分類

#### ア 生産活動主体分類の意味

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを目的として生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「産業」である。しかし、取引基本表では、このほかに、政府機関や非営利団体から供給される

- ① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス
  - ② 市場において販売されない財・サービス
- についても「商品」の一つとして、記録の対象に含んでいる。

我が国の取引基本表では、これら様々な商品を基本分類として分類しているが、基本分類では、行部門については商品、列部門については生産構造の相違、つまり、生産活動単位(アクティビティ・ベース)によって分類することを原則としており、そのままでは、商品の生産・供給主体(つまり、政府機関、非営利団体及び産業)の相違についてまで考慮するものとはなっていない。

そこで、昭和50年表からは、国際連合で示されたSNA(当時は68SNA)への対応の一環として、基本分類については、商品の生産・供給主体に着目した「生産活動主体」<sup>(注)</sup>による分類機能も付与し、今日に至っている。

具体的には、基本分類の名称末尾に「★★」ないし「★」印を付すことで、生産活動主体の分類指標とし、これにより、基本分類が、本来の商品又は生産活動単位による分類だけでなく、生産活動主体による分類機能をも有するものとしている。

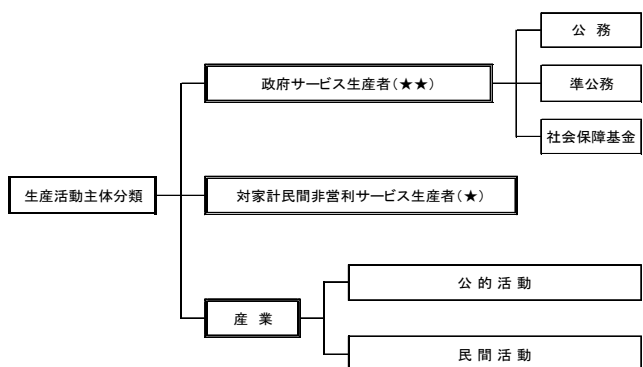
(注) 「生産活動主体分類」は、SNA上は、「経済活動別分類」と呼ばれるものに相当するが、取引基本表では、「商品を生産・提供する主体は誰なのか」という点を明確にする趣旨で、従前から「生産活動主体分類」という用語を使用している。

#### イ 生産活動主体分類の体系

生産活動主体分類の体系は、図3-1のとおりであり、次の3つに大別される。

- ① 政府サービス生産者  
⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者(★)  
⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 産業  
⇒ 無印

図3-1 生産活動主体分類の体系



#### (4) 部門分類の構成

我が国の取引基本表を公表する際の部門分類は、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合し

た「統合分類」として、

- ・統合小分類
- ・統合中分類
- ・統合大分類

を設けている。また、取引基本表を1枚の紙で表すことを目的として、統合大分類を更に集約した分類(今回接続表では13部門分類。産業連関表作成上は「ひな型」と称している。)も設けている。

#### ア 基本分類

「基本分類」は、各生産活動主体及びそこから供給される財・サービスの種類、用途、生産技術等に即して、最も詳細に分類された公表用の部門分類である。基本分類の更に詳細な分類として「細品目」があり、部門別国内生産額の推計の基礎となっているが、投入・産出額の推計及び計数の調整作業は、基本分類をベースとして行っている。一般的には、基本分類の部門は、生産活動単位ごとに細かく分類すればするほど、各部門における投入係数が安定化すると考えられるので、精度の高い結果を期待できる。

なお、これまでの産業連関表の基本分類部門数の推移は、表3-1のとおりである。

#### イ 統合小分類

投入係数、逆行列係数等を提供する最も詳細な分類であり、日本標準産業分類及び国際標準産業分類のいわゆる4桁分類に対応できるように設定されている。平成23年表の統合小分類190部門に対し、今回接続表は184部門となっている。

#### ウ 統合中分類及び統合大分類

統合中分類は、通常の産業連関分析ニーズに対応可能な分類として設定したものである。平成23年表の統合中分類108部門に対し、今回接続表は105部門となっている。

統合大分類は、簡易な産業連関分析用に作成さ

表3-1 基本分類部門数の推移

		昭和30年表	35年表	40年表	45年表	50年表	55年表
基本表	(行)	310	453	467	541	554	541
	(列)	278	339	339	405	405	406
接続表	(行)	-	-	450	448	535	525
	(列)	-	-	350	339	392	393

		60年表	平成2年表	7年表	12年表	17年表	23年表
基本表	(行)	529	527	519	517	520	518
	(列)	408	411	403	405	407	397
接続表	(行)	437	445	511	511	514	510
	(列)	349	357	398	399	401	389



れた表であり、平成23年表、今回接続表ともに37部門となっている。

#### エ 特殊分類コード

特殊な扱いをしている部門のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃を、投入表や産出表などで表章する際には、利用者の便宜に供するため、基本分類及び統合小分類のコードの末尾に、次のような特殊分類コードを付している。

・屑投入	： 2
・屑発生	： 3
・副産物投入	： 4
・副産物発生	： 5
・商業マージン	： 6
・国内貨物運賃	： 7

#### (5) 最終需要部門と粗付加価値部門

ア 取引基本表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、家計外消費支出の扱いを除けば、名称に相違はあるものの、内閣府が作成する国民経済計算の各項目に、ほぼ対応している。

#### イ 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいうべきものである。最終需要部門の「家計外消費支出(列)」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を商品別に計上している。

一方、粗付加価値部門の「家計外消費支出(行)」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を列部門別に計上している。つまり、各生産部門(列部門)がこれらの経費をどれだけ支出したかを計上している。

国民経済計算では、家計外消費支出を、企業が生産活動や取引を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、内生部門に格付け、外生部門(最終需要部門及び粗付加価値部門)には含まていない。

しかし、我が国の取引基本表では、家計外消費支出に相当する経費が、①生産活動に直接必要とされるものではなく、いわば営業余剰の一部から配分されたものと考えられること、②一般的な原材料のように、生産活動を行う上で一定の比率で投入されるわけではないと考えられ、これを外生化することにより、投入係数(内生部門の生産構造)が一層安定的になると考えられることなどの理由から、外生部門に位置付けている。

## 6 取引基本表の基本構造

### (1) 価格評価と表形式(生産者価格評価表と購入者価格評価表)

#### ア 価格の評価方法

我が国の取引基本表では、個々の取引の大きさを、商品共通の尺度である「金額」を用いて記録しているが、その際に、「金額」を、どの段階の価格で捉えるのかによって、取引額の大きさや表し方が変わる。

実体経済の中では、たとえ同一かつ同量の商品であったとしても、同じ価格で取引されるとは限らない。これは、取引段階の差異に基づく場合もあるし、地理的・時期的な要因、需給状況又は取引形態の相違等に基づく場合もある。

例えば、生産者の出荷価格と消費者が購入する価格は、流通段階における経費によって、異なる場合が多いほか、同じ商品であっても、大口需要者向けか小口需要者向けかにより価格が異なる場合がある。

このようなことから、取引基本表に記録する際の価格評価については、次のような二つの視点がある。

- ①「実際価格」によるか「統一価格」によるか  
前者は、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、後者は、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法。
- ②「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか  
前者は、生産者の出荷価格で評価する方法であり、後者は、取引の最終段階における価格で評価する方法。

#### イ 今回接続表の表形式

我が国では、上記のうち、①については実際価格に基づく表のみを作成していることから<sup>(注)</sup>、各年次表の取引基本表としては、

- 実際価格に基づく生産者価格評価
  - 実際価格に基づく購入者価格評価
- の2種類を作成している(前者を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価表」と呼んでいる。)

しかし、今回接続表では、作成作業上の時間的制約と接続表の利用範囲等を勘案し、これまでの接続表と同様、生産者価格評価表のみを作成している。

(注) 統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」という課題を別途解決しなければならないからである。

〔参考〕生産者価格評価表と購入者価格評価表の相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、取引額に流通経費、すなわち、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか否かである。ただし、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しないサービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる。

生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する。

一方、購入者価格評価表では、商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上する。その結果、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれ「コスト商業」、「コスト運賃」のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は、商業部門及び運輸部門の行部門には計上されない。

## (2) 消費税の扱い

付加価値税のうち、酒税やたばこ税のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税については、課税額（＝納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別無く税込の価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示される。

これに対して消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であり、しかも、中間取引段階において税が累積しないようにするため、仕入れに係る税が控除される。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したのものと計算される仕組みになっている。

そのため、消費税を取引基本表上、どのように扱うかについては、実際に動いた金額をそのまま評価する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて評価する方法という異なる考え方が

あり得る。

我が国の取引基本表では、実際の取引額の大きさを読み取ることができるといふ長所などから、消費税制度の導入以来、流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法（税込表）を採用しており、取引額には、納税段階の計算では控除される額も含めて計上している。

## (3) 輸入の扱いと表形式

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の商品について、国産品と輸入品との区別を行わず、一括して扱うものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型」という。これに対し、同じ種類の商品であっても、国産品と輸入品とを区別して扱う方式を「非競争輸入型」という。

我が国の取引基本表では、原則として、国産品と輸入品をまとめて計上する「競争輸入型」を採用しているが、小麦、大豆等の重要な輸入品については、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲しているため、正確には、「競争・非競争混合輸入型」といえる。

なお、各年次表の基本分類及び統合小分類の取引基本表では、各取引額について、輸入額を内数として別掲しており、これにより、非競争輸入型への組替えが可能になるようにしているが、今回接続表では、推計作業上の困難性から、輸入額の内数については作成していない。

## 7 国内生産額の価格評価

### (1) 国内生産額の重要性

「国内生産額」とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。

このため、国内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面のいわば「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータル

ズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。

## (2) 国内生産額に関する価格評価

主な部門種別ごとの国内生産額推計についての基本的な考え方は、次のとおりである。

### ア 財

財については、原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計する。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。

また、例えば、林業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。その際の生産地から市場までの運賃は、「コスト運賃」として、国内生産額に上乗せする。

### イ 製造小売業

製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の国内生産額に計上する。

### ウ 中古品

中古品の価額は国内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上する。

### エ 中古の建築物

中古の建築物の価額は国内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の国内生産額に計上する。

なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の国内生産額に計上する。

### オ サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの国内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。

### カ 商業

商業部門の国内生産額は、そのほとんどが「販売額－売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、「コスト商業」に相当する額も含まれる。

### キ 金融、保険、社会資本に係る資本減耗引当及び住宅賃貸料については、帰属計算を行っている。

### ク 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）

商品は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供するサービスのよう、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるものも存在する。

取引基本表では、このような政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者の活動も記録の対象としており、その国内生産額は、原則として、必要な経費の総額によるものとする。

### ケ 自家生産・自家消費品

生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、国内生産額として計上しない（経済センサス－活動調査のような出荷ベースの統計を用いて推計する場合には、国内生産額を把握する方法がない（自家生産・自家消費品は、出荷されないことから統計に計上されない。）ためである。）。)

しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、国内生産額を計上する。計上する際には、市中の製品価格を基準とする。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「産業」として扱うことから、これに該当する部分のみを計上する。

### コ 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、国内生産額を推計する基礎資料の一つである経済センサス－活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して国内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。

一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあつては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の国内生産額は、基本的に「販売額－売上原価＝商業マージン額」

(商業部門の国内生産額には、このほか、コスト商業に相当する金額も含まれる。)で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。

その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出を計上できなくなる一方で、受託生産を行った部門では、国内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ国内生産額を推計している。

$$\text{国内生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品額} - \text{原材料費}}$$

この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。

#### サ 屑・副産物

原則として、「マイナス投入方式」によって処理する。「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は、国内生産額としては計上しない。

#### シ プラントエンジニアリング業

「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の国内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに関する金額のみを計上する。

#### ス 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

#### セ 間接税

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の国内生産額に含める一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の国内生産額に含む(ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。)ことを原則とするが、消費税については、個々の取引の価格評価に含める。

#### ソ 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する。

### (3) 国内生産額の重複計算

#### ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、まず、細品目分類(平成23年表においては約3,400分類)ごとに国内生産額を推計し、統合品目への集計を経て、これらを基本分類ごとに積み上げて、各部門の国内生産額を推計している。

このため、同一基本分類内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されているような場合には、その原材料の部分の国内生産額は、重複して計上されている。

#### イ 基本分類をまたぐ場合の重複

前記アでは、同一基本分類内での国内生産額の重複計算について述べたが、これは、基本分類をまたぐ場合も同様である。例えば、自動車に関する国内生産額については、完成品はもとより、車体及びエンジン等の部品についても、それぞれ異なる基本分類で推計されている。しかし、完成品である自動車の国内生産額の中には、他の基本分類において既に計上されている部品の国内生産額も含まれている。つまり、自動車部品の国内生産額は、自部門及び完成品である自動車の部門の両方において、重複して計上されている。

#### ウ 部門の統合による重複

国内生産額の重複計算は、部門を統合することでも発生する。しかし、部門分類を統合した場合、国内生産額の重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、取引基本表全体として国内生産額が変化するわけではない。

## 8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法

### (1) 内生部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的に各部門間で行われた取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。

### (2) 資本財の取引

ア 耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる「資本財」については、次の①～⑤に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生

部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。

[内生部門に計上する資本財の取引]

① 機械組込

他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

② 建設迂回

建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

③ 土木迂回

橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

④ 造船迂回

造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

⑤ 自衛隊が購入した武器等

イ 各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上している。

## 9 輸出及び輸入の価格評価

### (1) 普通貿易の輸出品

「普通貿易」（貿易統計に計上される財を対象とする部門）の輸出品は、生産者価格評価表にあっては、国内向けの財と同様に、生産した工場から出荷する段階の生産者価格で評価し、購入者価格評価表にあっては<sup>(注)</sup>、本船渡し<sup>(注)</sup>のFOB（free on board）価格（工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格）で評価している。

推計資料として用いている「貿易統計」は、普通貿易の輸出品がFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB価格から、別途、工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格によって評価している。

(注) ただし、前記6(1)のとおり、接続産業連関表では購入者価格評価表を作成していない。

### (2) 普通貿易の輸入品

「普通貿易」の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF（cost insurance and freight）価格で評価している。

なお、取引基本表の各マス目の取引額には、輸入品そのものの額だけでなく、これら輸入品に係る関税及び輸入品商品税が含まれている。そのため、取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

### (3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

「特殊貿易」及び「直接購入」の輸出入、すなわちサービスの輸出入や、海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、前記(1)及び(2)とは異なり、国際収支表等から推計している。

## 10 取引基本表作成上の特殊な扱い

取引基本表の作成に当たっては、SNAの概念に基づき、又は、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な扱いをしているものがある。

以下では、(1)から(7)について、説明する。

- (1) 商業部門及び運輸部門
- (2) コスト商業とコスト運賃
- (3) 屑・副産物
- (4) 帰属計算を行う部門
- (5) 仮設部門
- (6) 使用者主義と所有者主義
- (7) 非営利活動

### (1) 商業部門及び運輸部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動（特に財の取引活動）にあっては、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、一般的には、商業部門及び運輸部門を介して行われる。しかし、商業部門及び運輸部門を経由する取引について、その流れに従って忠実に記録しようとする、取引基本表上、部門間の取引関係が非常に分かりにくいものとなる。

そこで、生産者価格評価表では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者の経費として一括計上する（需要者と商業部門及び運輸部門の交点にそれぞれ

れ一括計上する。) こととしている。

## (2) コスト商業とコスト運賃

前記(1)のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。取引基本表では、これらの経費について、「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上している。

## (3) 屑・副産物

ある商品Aの生産活動を行う際に、生産技術上必然的に、目的とした商品Aのほかに、別の商品Bが一定量だけ生産される場合がある。取引基本表では、商品Aの生産過程において副次的に発生する商品Bのことを、商品Bを主産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」、ない場合には「屑」という。屑及び副産物は、残存価値を残している「有価財」と、ゴミとして廃棄・焼却される「無価財」（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられるが、我が国の取引基本表では、有価財かつ統計資料等により把握可能なものについて計上の対象としている。

我が国の取引基本表では、行部門を商品分類により作成することから、生産活動の結果として発生する商品について、いずれかの行部門に対応させる必要がある。そのため、屑及び副産物については特殊な扱いが必要となるが、原則として「マイナス投入方式」<sup>(注)</sup>によって処理し、部分的に「一括方式」及び「トランスファー方式」も採用している。

(注) この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式であり、この方式を考案したリチャード・ストーン（1913-1991）の名にちなんで「ストーン方式」とも言われている。

## (4) 帰属計算を行う部門

「帰属計算」とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。取引基本表における帰属計算では、その効用を発生させている部門の国内生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として

処理している。

これは、現実に観察される現象に隠れている経済活動を把握しようとするものであり、これにより、社会状況や制度の変化・相違に関わらず、時系列比較や国際比較が可能となる。

具体的には、

- 金融仲介サービス
- 生命保険及び損害保険
- 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

について、帰属計算を行っている。

## (5) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定しているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けているものであり、「仮設部門」と呼ぶ。

部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付すことで、他の基本分類と区別しており、今回接続表では、

- 「事務用品」
- 「古紙」
- 「鉄屑」
- 「非鉄金属屑」

といった部門を設けている。

なお、仮設部門は、「仮設」という性格上、独立して付加価値を発生させる部門ではないことから、計数は内生部門のみに計上し、粗付加価値額は計上しない。

## (6) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」<sup>(注1)</sup>と「所有者主義」<sup>(注2)</sup>の二通りの考え方がある。

我が国の取引基本表では、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であると判断したため、平成2年表以降は全面的に「所有者主義」で推計している。

(注) 1 「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当

## 第2節 固定価格評価の方法

### 1 固定価格評価の意義

接続産業連関表は、価格評価の方法により2種類の表を作成している。一つは、取引額をそれぞれの年次の価格で評価した「時価評価接続産業連関表」であり、もう一つは最新年次（今回の場合平成は23年）の価格を基準として過去の年次（今回の場合は平成12年及び17年）の取引額を再評価して算出した「固定価格評価接続産業連関表」である。

時価評価の接続産業連関表は、部門分類、概念・定義等が統一されているため、そのままでも時系列比較を行うことは可能であるが、各部門間の取引額はそれぞれの作表年次における価格で評価されたものであるため、取引額の増加又は減少が、価格の変化によるものなのか、投入数量の変化によるものなのか分らない。

したがって、投入係数を生産技術のパラメータと定義して、生産技術構造の時系列的な比較を行うためには、一定の年次を基準とする固定価格評価による接続産業連関表が必要となる。

### 2 インフレータの作成方法

#### (1) インフレータの意味

我が国の産業連関表は、各取引を実際の価格で評価する、いわゆる「実際価格」によって個々の取引が記録されている。そこで、接続産業連関表における固定価格評価（以下「実質化」という。）は、一定の基準年次に対する比較年次における価格変化率を示す係数（インフレータ）を求め、これに乗じることによって行うこととしている。

ここで、価格をP、数量をQ、基準年次を0、各比較年次をtとすれば、インフレータによる実質化は以下のように表される。

$$\sum P_0 Q_t = \sum P_t Q_t \times \frac{\sum P_0 Q_t}{\sum P_t Q_t}$$

このとき、 $\sum P_t Q_t$ が時価評価額であり、これにインフレータ（ $\sum P_0 Q_t / \sum P_t Q_t$ ）を乗じることによって、固定価格評価額 $\sum P_0 Q_t$ が求められる。

上記の式からもわかるとおり、インフレータの計算式は、最新年次を基準としたパーシェ型（比較時の数量をウェイトとした加重平均）物価指数の逆数である。なお、通常の物価指数やGDPデフレーターが、過去の時点を基準として最新時点を比較時とする、

する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（賃貸借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者が該当する列部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。そのため、賃貸部門は部門として成り立たないが、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点がある。

- 「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う行部門からの中間投入として計上する。経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウェイトが相当程度あるとともに、物品賃貸を行う部門の国内生産額及び粗付加価値を個別に計上する必要がある場合には、所有者主義が採られることになる。

#### (7) 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）

ア 政府及び独立行政法人等が行う活動は「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、①及び②については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そのため、特殊な扱いを行っている。

イ 私立学校などが該当する「学校教育（私立）」や、学術団体などが該当する「対家計民間非営利団体」など、基本分類に★の符号が付されている部門も、生産活動主体分類上、対家計民間非営利サービス生産者として扱われる部門であり、これらの部門についても、次のとおり、特殊な扱いを行っている。

- 国内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
- 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計の列部門）に計上し、残りの額を当該行部門と「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。

いわゆる「前向き」の物価指数であるのに対し、接続表のインフレータは、最新時点を基準として過去の時点と比較時とする「後向き」の物価指数であるため、これをインフレータと呼んで通常のデフレータと区別している。

## (2) インフレータの作成

### ア 行部門別のインフレータ

我が国の産業連関表は、行部門は主に商品及び用途という側面から、列部門は主に生産技術及び生産設備の面から分類している。すなわち、投入構造が類似しているが単価や機能が異なる複数の商品がある場合は、列部門は統合され、行部門は分割されている。したがって、列部門はいわゆるアクティビティ・ベースに基づく分類であり、行部門は商品分類に近い分類であるといえる。このことから、価格の変化率をとらえているインフレータについても、いわゆる「商品」に対応している行部門別に作成することとしている。なお、行部門のインフレータは、国産品、輸入品及び輸出品の3種類を作成した。

### イ インフレータの作成方法の種類

インフレータの作成には、基本的には以下の4つの方法を採用している。

#### ① 単価法 (A法)

一つの行部門に含まれる品目の全部又は大部分の国内生産額（輸入品の場合、輸入額。また、輸出品の場合、輸出額。以下同じ。）が「単価×数量」の形で推計されている部門に適用する。

$$A = \frac{\sum P_0 Q_t}{\sum P_t Q_t}$$

国内生産額が「単価×数量」で表せない場合や、行部門の中で単価や数量が得られる品目があっても、それらの品目だけでは当該行部門の代表性が十分でない場合はA法は適用しない。また、単価が把握できる場合でも、品質変化等により単価を直接比較することが適当でないと思われる場合は適用しない。

#### ② 物価指数法 (B法)

全部又は大部分の品目に対する適切な物価指数（価格の変化率）が得られる部門に適用する。

$$B = \frac{\sum I^p x_t}{\sum x_t}$$

ここで、 $x$  は品目別の国内生産額である。ま

た、定義上は  $I^p = P_0 / P_t$  であるが、 $I^p$  には品質変化等について調整が行われている卸売物価指数や企業向けサービス価格指数などの物価指数を用いている。

適切な物価指数が得られない、又は、得られたものだけでは当該行部門の代表性が充分でない場合には適用しない。

#### ③ 数量指数法 (C法)

全部又は大部分の品目に対応する適切な数量指数（数量の変化率）が得られる部門に適用する。

$$C = \frac{X_0 \sum \Gamma^q x_0}{X_t \sum x_0}$$

ここで、 $X$  は当該行部門の国内生産額である。また、 $I^q$  は各種物量統計から得られた数量の変化率あるいは輸送指数などの数量指数であり、 $I^q = Q_t / Q_0$  である。

適切な数量指数が得られない、又は、得られたものだけでは当該行部門の代表性が充分でない場合は適用しない。

#### ④ 投入コスト法 (D法)

投入コスト法 (D法) は当該部門に対応する列部門の物価指数等を、当該部門の投入額で加重平均して求める。

$$D = \frac{\sum i^p x_t}{\sum x_t}$$

ここで、 $x$  は当該品目を生産するために購入された財・サービスや人件費などの投入コストであり、 $i^p$  はそれぞれの投入物に対応する物価指数等である。

### ウ 単価法と物価指数法及び数量指数法の関係

定義上は、単価法 (A法) と物価指数法 (B法) は次の関係が成り立つ。

$$\begin{aligned} A_{\text{法}} &= \frac{\sum P_0 Q_t}{\sum P_t Q_t} = \frac{\sum \frac{P_0}{P_t} P_t Q_t}{\sum P_t Q_t} = \frac{\sum \frac{P_0}{P_t} x_t}{\sum x_t} \\ &= \frac{\sum I^p x_t}{\sum x_t} = B_{\text{法}} \end{aligned}$$

なお、物価指数は（最新時点／過去時点）の形になっているので、これは通常作られている「前向き」の物価指数と同じになる。

また、数量指数法 (C法) の第2項は以下のようになっている。



$$\frac{\sum I^Q X_0}{\sum X_0} = \frac{\sum \frac{Q_t}{Q_0} P_0 Q_0}{\sum P_0 Q_0} = \frac{\sum P_0 Q_t}{\sum P_0 Q_0}$$

これは、後向きのラスパイレース数量指数である。  
 価格と数量の関係において、金額条件（金額指数＝パーシェ物価指数×ラスパイレース数量指数）が成り立つならば、定義上は、単価法（A法）と数量指数法（C法）は次の関係が成り立つ。

$$\begin{aligned} \text{A法} &= \frac{\sum P_0 Q_t}{\sum P_t Q_t} = \frac{\sum P_0 Q_0}{\sum P_t Q_t} \frac{\sum \frac{Q_t}{Q_0} P_0 Q_0}{\sum P_0 Q_0} = \frac{\sum X_0}{\sum X_t} \frac{\sum \frac{Q_t}{Q_0} X_0}{\sum X_0} \\ &= \frac{X_0}{X_t} \frac{\sum I^Q X_0}{\sum X_0} = \text{C法} \end{aligned}$$

#### エ 投入コスト法における留意点

政府サービス生産者や非営利サービス生産者が生産するサービスについては、市場価格が存在しないため、生産額自体も売り上げではなく投入コストでとらえている。このことから、インフレタについても投入コスト法（D法）で作成している。これ以外の財・サービスについては、基本的には単価法（A法）、物価指数法（B法）又は数量指数法（C法）のいずれかの方法、すなわちいずれも金額変化を価格要素と数量要素に分解して、価格変化を導出することにより行っている。

なお、単価や数量を持ち得ない、例えば一部のサービス部門についても、企業向けサービス価格指数や第3次産業活動指数を用いるなど、可能な限り対応する指数を用いて、インフレタを作成しているが、それでも一部の部門においては、数量と価格の分離が困難で、対応すべき指数もとれないものがある。

これらについては、代替的な方法として、生産費用に基礎をおいて、投入物のコスト変化を加重平均した、投入コスト法（D法）による実質化を行うこととしている。

なお、仮に、労働や資本を含むすべての投入物を用いて投入コスト法（D法）を適用して実質化を行った場合、当該部門における実質生産額と実質投入額の合計は等しくなり、生産額から投入額を差し引いた残差として求められるダブルインフレーション値は結果として0となる。このため、投入コスト法（D法）によって求められた実質生産額には、当該部門における生産性の上昇を反映し得ない。また、実際には投入コスト法（D法）

の適用にすべての投入物を用いているわけではなく、このことによる偏りも実質生産額には含まれている。したがって、投入コスト法（D法）を用いた部門について生産性等に関する分析を行う場合には、この点に留意する必要がある。

### 3 実質化の方法

#### (1) 取引額の実質化

取引額の実質化は、接続表の各行部門についてインフレタを国産品・輸入品・輸出品別に作成し、さらにそれらを基にして国内需要額（中間需要額、国内最終需要額）のインフレタを計算する。そして、国内生産額、輸入額、輸出額、国内需要額の別の実質化している。

#### ア 国内需要額の実質化

国内需要額については、実質及び名目の国内生産額、輸入額及び輸出額からインプリシットに求められたインフレタを、行方向に一律に適用することによって実質化を行っている。これについては、各部門間取引は実際価格によって評価されており、需要先によっては部門内の品目構成あるいは設定価格に差異があると考えられることから、これらの価格変化率にも差異が生じる可能性がある。したがって、完全な実質化を行うためには、本来ならば部門内の品目構成及び設定価格を反映させた、需要先別のインフレタを作成していくことが理想的である。しかしながら、部門間の各取引について、それらのすべてを把握することは困難であり、事実上可能ではないことから、接続産業連関表においては、需要先別のインフレタの作成は行っていない。

なお、家計消費支出については、世帯向けの最終消費の価格と企業向けの中間消費の価格に違いがあることが指摘されるが、財についてみると、その多くは購入者価格に含まれる、商品の流通に係る運賃や、卸売・小売段階における商業マージンといった、流通及び販売経費の違いによるところが大きいと考えられる。また、家計消費支出に対応する物価指数としては消費者物価指数があるが、これも購入者価格を基に作成されているため、財における流通及び販売経費の変動の影響を、各項目の価格変動から除去することができないという問題がある。ただし、電気・ガスなどやサービスについては概念上運賃・マージンが生じない。したがって、これらについては世帯向けと企業向

けで品目構成や設定価格に大きな違いがある場合に、当該項目において特別に実質化を行うという考え方もとりうる。実際には、主に世帯によって消費されている一部のサービス部門については、インフレタの基礎となる物価指数に消費者物価指数を採用しているものもある。(各部門の詳細については、[参考3]「インフレタ作成の詳細」参照。)

なお、国内需要のインフレタを次のように定義することにより、実質化後も行方向のバランスが保たれる。

$$\Gamma_i = \frac{\hat{X}_i - \hat{E}_i + \hat{M}_i}{X_i - E_i + M_i}$$

ここでXは国内生産額、Eは輸出額、Mは輸入額であり、分子は実質値、分母は名目値である。名目表の第i行のバランス式

$$X_i = \sum_j x_{ij} + Y_i + E_i - M_i$$

について、輸入額、輸出額及び国内需要額をそれぞれ実質化した後も、次のバランス式が成り立つ。

$$\hat{X}_i = \sum_j \hat{x}_{ij} + \hat{Y}_i + \hat{E}_i - \hat{M}_i$$

#### イ 輸入額及び輸出額の実質化

輸入額は、基本的には貿易統計の輸入品目（HS9桁品目）に基づき、貿易統計から得られる単価及び数量、あるいは金額及び輸入物価指数等を用いて、各行部門の輸入品のインフレタを作成し、これによって実質化を行っている。

輸出額は、基本的には貿易統計の輸出品目（HS9桁品目）に基づき、貿易統計から得られる単価及び数量、あるいは金額及び輸出物価指数等を用い、各年表の国内貨物・商業マージン額から求めた価格変動分で調整して、各行部門の輸出品のインフレタを作成し、これによって実質化を行っている。

#### 【調整項の分類区分の変更に伴う計算上の留意点】

今回接続表では、調整項について、平成23年表同様、従前の「輸出計」に含まれる分類ではなく、「国内最終需要計」に含まれる分類として扱った。これは、調整項が、間接輸出に伴って発生する国内取引に関する事項を内容としたことを踏まえたものである。

したがって、今回接続表では、実質化する際に次のように扱っているので、留意されたい。

- ① 「調整項」は輸出インフレタで実質化する。

- ② 需要品インフレタを計算する際に、輸出に調整項を含める。

$$\text{需要品インフレタ} = \frac{\text{国内生産額(実質)} - \text{輸出額(実質)} - \text{調整項(実質)} + \text{輸入額(実質)}}{\text{国内生産額(名目)} - \text{輸出額(名目)} - \text{調整項(名目)} + \text{輸入額(名目)}}$$

#### (2) 粗付加価値のダブルインフレーション

粗付加価値部門については、実質国内生産額と実質中間投入額計の差をもって粗付加価値部門計の実質額とする、いわゆるダブルインフレーションの方式によっている。この方式によって、行方向（産出側）と列方向（投入側）を恒等的にバランスさせることが可能になる。

粗付加価値を構成する項目（家計外消費支出、雇員所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税、補助金）については、接続表においては項目ごとの実質化は行わないで、時価評価のまま表章し、粗付加価値部門計について名目値と実質値の差額を「ダブルインフレーション調整項」として一括して計上している。ここで、付加価値の実質化については、各項目を直接的に実質化する、いわゆるシングルインフレーション方式も考えられるが、粗付加価値を構成する各項目が、概念として実質化にそぐわないもの、もしくは、資料の制約等で技術的に評価が困難なものになっていることから、そのような方法はとっていない。

例えば営業余剰はいわゆる法人利益の当年分の社内留保のほか、配当、法人税さらには個人業主所得などが含まれているが、その内訳が推計できない。また、営業余剰は本来、国内生産額から中間投入額とその他の付加価値項目を差引いた残差項目として計上されるものとなっている。

なお、ダブルインフレーション方式においては、粗付加価値部門の実質値がマイナスになることがある。

$$\hat{V}_j = \hat{X}_j - \sum_i \hat{x}_{ij}$$

ここで

$$a_j = \frac{\hat{X}_j}{X_j} \quad b_j = \frac{\sum_i \hat{x}_{ij}}{\sum_i x_{ij}}$$

( $a_j$ は国内生産額の価格変化率、 $b_j$ は中間投入額の平均価格変化率)

とおくと、

$$\hat{V}_j = a_j X_j - b_j \sum_i x_{ij}$$

したがって、 $a_j < b_j$ 、すなわち、当該部門の製品価格の変化率が中間投入全体の平均価格変化率を下回り、これが、 $a_j X_j$ が $b_j \Sigma X_j$ を下回るほど小さい場合において、付加価値がマイナスになる。これは、例えば、比較される過去の年次から基準年次にかけて、技術効率の向上によって相対価格が変化し、過去の投入構造が基準年次の価格セットの下ではもはや非効率になったとき、これを基準年次の価格で再評価した場合に、マイナスの付加価値として表れることによるものである。

なお、粗付加価値部門の実質値がマイナスになる場合、内生部門計の投入係数の和が1を超えることとなり、ソローの条件を満たさないこととなるため、波及効果分析を行う上では注意が必要である。

### 第3節 平成12-17-23年接続産業連関表の特徴

#### 1 自家輸送の取扱い

各年の産業連関表では、投入構造を安定的にするため、自己の需要に応じて自家用自動車を使用して人貨を輸送（マイカーを除く）する活動を「自家輸送」として仮設部門として計上している（自家輸送を設定しない表も同時に作成している）。しかし、接続産業連関表では、従来から推計の困難性と、各部門別のエネルギー需要を分析する利点を考慮し、自家輸送部門を設定していない。

これにより、自家輸送活動に要した経費は各部門に直接財・サービスを投入するため、当該部門の生産額分が減少する。

#### 2 再生資源回収・加工処理部門の取扱い

平成12年表から新設された「再生資源回収・加工処理」部門は、今回接続表でも推計資料の制約等により実質値の推計が困難なことから、当該部門を設けていない。このため、平成12年、17年及び23年値については7年表の概念・定義・範囲に合わせる形で、以下のように組み替えを行った。

##### (1) 平成12年値の取扱い

平成12年表では、発生した屑・副産物は全て「再生資源回収・加工処理」部門に産出され、同部門を迂回して各投入部門に産出されている。従って、同部門が産出する額は、屑・副産物に回収・加工処理経費が加わった額となっている。

今回接続表では、前回接続表と同様に、平成12年表の生産額のうち、屑・副産物の分を従来のマイナス投入方式に組み替え、平成7年表との接続を図った。これにより、「再生資源回収・加工処理」部門を迂回して計上されていた屑・副産物の取引は、類似の部門（競合部門）から直接計上されることになるため、生産額が減額する。輸出入については、同部門に一括計上していたものを直接各財部門に計上する方法に改めた。

また、回収・加工処理経費として付加されていた額は、屑・副産物を運搬するためのコスト運賃（(列)「再生資源回収・加工処理」部門と(行)各運賃部門との交点に計上された額）と、それを除いた回収・加工処理に係る経費に分け、コスト運賃につい

ては取引に付随する貨物運賃として計上し、回収・加工処理に係る経費は商業マージンとして扱い、商業部門（再生資源卸売業）に計上した。

## (2) 平成17年及び23年値の取扱い

平成17年表以降では、発生した屑・副産物は「再生資源回収・加工処理」部門を迂回せず、直接各投入部門に産出していることから、計上方法を変更せず、そのまま過去表と接続させた。

同部門に計上されている回収・加工処理経費は、(1)の平成12年値と同様にコスト運賃と商業マージンに分け、それぞれ貨物運賃と商業部門に計上した。

なお、平成17年表以降の「再生資源回収・加工処理」部門には、商業部門以外の活動（容器包装リサイクル等）による回収・加工処理経費が含まれるが、これらも同様の活動を行っているものとして、商業部門に含めている。

## 3 インターネット附随サービス部門の取扱い

「インターネット附随サービス」について、今回接続表では、平成12年をゼロとして表章した。これは、平成14年の日本標準分類の改定により、「インターネット附随サービス」が新設されたが、「通信業」及び「情報サービス業」にも該当しない産業として位置づけられているため、平成12年表において、対応する部門がないこと、また、平成14年の日本標準分類の改定以前において、同部門を推計したデータがないことによる。

なお、逆行列係数を用いた産業連関分析を考えた場合、ゼロベクトルが含まれていると使いにくいいため、統合小分類では「電気通信」、統合中分類は「通信」とした。

## 4 調整項の取扱い

調整項について、平成23年表では従前の「輸出計」に含まれる分類ではなく、「国内最終需要計」に含まれる分類として扱った<sup>(注)</sup>ことから、今回接続表においても同様に扱っている。

調整項は概念上、内数として輸入が計上されることはない分類であるため、逆行列係数や最終需要項目別の各種誘発額を計算する際には、次のように取り扱っていることについて留意されたい。

① 輸入係数は、{輸入額 / (国内需要計 - 調整項)}

で計算している。

② 国内最終需要項目別の各種誘発額を計算する際には、調整項に限っては、(1 - 輸入係数) を乗じることなく、直接、逆行列係数を乗じて計算している。

また、取引額の実質化を行う際の取り扱いは以下のとおりとなっており、併せて留意されたい。

① 前節3(1)における国内需要のインフレータの計算では、輸出額Eに調整項を含めている。

② 上記のとおり、調整項は国内最終需要計に含まれる分類として扱っているが、国内生産品のインフレータではなく、輸出品のインフレータを適用している。

(注) 調整項は、間接輸出に伴って発生する国内取引に関する事項を内容としていることを踏まえたため。

〔参考2〕

## 接続産業連関表作成のための改定点

本項では、平成12-17-23年接続産業連関表を作成するにあたり、平成12年、17年及び23年表のうち部門の統合・分割・廃止や推計方法の改定を行った部門について、改定点及び改定前後の国内生産額を記載している。

なお、部門統合や分割の詳細については、第5章の当該部門における記載を参照されたい。

- (注) 1 単純な部門統合による計数の改定については、記載を省略している。  
 2 産業連関表上における部門名については、『』を付している。  
 3 (改定値)のコードは、平成12-17-23年接続産業連関表における部門コードである。また、改定前の国内生産額は、当該部門コードに対応する平成12、17及び23年表における部門の値(部門統合した場合は基本分類を合算した値)である。  
 4 記載している国内生産額は名目値であり、単位は百万円である。

### 1 内生部門

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成12、17年表において、推計方法を平成23年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0111-01	平成12年	2,436,452	2,406,344
	17年	2,028,737	2,022,337
0111-011	12年	2,354,022	2,337,574
0111-012	12年	82,430	68,770
	17年	71,488	65,088

列コード	行コード	部門名称
0113-01 0113-02	0113-001	野菜
		野菜(露地)
		野菜(施設)

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 部門統合、推計方法

平成17年表において、「もやし」を『その他の食料品』から分割して本部門に統合したため、平成12年表においても同様とするとともに、平成12、17年表において、『野菜(露地)』、『野菜(施設)』の推計方法を平成23年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0113-001	平成12年	2,524,086	2,159,737
	17年	2,035,509	2,032,741
0113-01	12年	1,504,102	1,375,483
	17年	1,320,489	1,315,301
0113-02	12年	1,019,984	784,254
	17年	715,020	717,440

列コード	行コード	部門名称
0114-01		果実
	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成12年表において、推計方法を23年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0114-01	平成12年	933,078	844,808
0114-011	12年	241,175	259,578
0114-012	12年	157,135	132,583
0114-019	12年	534,768	452,647

列コード	行コード	部門名称
0115-09		その他の食用耕種作物
	0115-091	雑穀
	0115-092	油糧作物
	0115-099	他に分類されない食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成12年表において、推計方法を平成23年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0115-09	平成 12 年	19,773	18,532
0115-091	12 年	7,917	7,149
0115-092	12 年	528	592
0115-099	12 年	11,328	10,791

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	178,630	239,523
17 年	216,081	212,999

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	106,715	101,724
17 年	98,119	88,213

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	547,440	484,977
17 年	470,971	439,193

列コード	行コード	部門名称
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム(輸入)
	0116-093	綿花(輸入)
	0116-099	他に分類されない非食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0116-09	平成 12 年	130,261	126,056
	17 年	93,130	92,726
0116-091	12 年	117,508	117,118
0116-099	12 年	12,753	8,938
	17 年	8,810	8,406

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0121-01	平成 12 年	897,067	865,502
	17 年	968,426	879,993
0121-019	12 年	204,207	172,642
	17 年	287,158	198,725

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	648,675	711,293
17 年	771,583	772,890

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	450,369	454,337
17 年	502,129	506,315

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	273,188	282,494
17 年	253,686	262,306

列コード	行コード	部門名称
0121-09		その他の畜産
	0121-091	羊毛
	0121-099	他に分類されない畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0121-09	平成 12 年	113,440	79,596
	17 年	71,437	65,986
0121-091	12 年	1	2
0121-099	12 年	113,439	79,594
	17 年	71,433	65,982

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12 年表において、推計方法を平成 17 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	121,200	249,407

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス (獣医業を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	472,329	504,830
17 年	538,665	479,779

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	849,760	693,335
17 年	832,732	370,742

列コード	行コード	部門名称
0152-01		素材
	0152-011	素材 (国産)
	0152-012	素材 (輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「林地残材」を屑・副産物の「木く

ず」としたため推計から除外し、細品目「薪炭材等の原木」を推計に加えた。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0152-01	平成 12 年	339,536	343,130
	17 年	229,060	230,335
0152-011	12 年	339,536	343,130
	17 年	229,060	230,335

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、山菜等を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	233,258	248,505
17 年	206,946	219,694

列コード	行コード	部門名称
0171-01		海面漁業
	0171-011	海面漁業(国産)
	0171-012	海面漁業(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 部門統合、推計方法

平成 12 年、17 年表において『沿岸漁業』、『沖合漁業』及び『遠洋漁業』を『海面漁業』に部門統合した。また、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0171-011	平成 12 年	1,234,729	1,234,727
	17 年	1,059,428	1,059,409

列コード	行コード	部門名称
0172-01	0172-001	内水面漁業・養殖業
		内水面漁業
		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲、推計方法

平成 12、17 年表において、『内水面漁業』は推計範囲を平成 23 年表に合わせ、遊漁を除くとともに、推計方法を平成 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0172-001	平成 12 年	128,155	98,717
	17 年	109,795	86,486
0172-01	12 年	62,285	32,847
	17 年	49,915	26,974
0172-02	17 年	59,880	59,512

列コード	行コード	部門名称
0611-01		金属鉱物
	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成12、17年表において、推計範囲を平成23年表に合わせるため、細品目「その他の非鉄金属鉱物(硫化鉄鉱石)(輸出入)」を国内生産額(及び輸出額)から除外した。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
0611-01	平成 12 年	14,782	12,268
	17 年	22,476	18,917
0611-012	12 年	14,724	12,210
	17 年	22,448	18,889

列コード	行コード	部門名称
1111-01		食肉
	1111-011	牛肉
	1111-012	豚肉
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の食肉
	1111-015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を 23 年表に合わせ、再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1111-01	平成 12 年	1,570,948	1,673,675
	17 年	1,573,149	2,011,047
1111-011	12 年	644,105	692,682
	17 年	742,458	920,890



1111-012	12年	479,048	561,643
	17年	534,089	646,136
1111-013	12年	381,870	353,425
	17年	241,557	388,976

1112-031	12年	720,602	683,802
	17年	697,136	633,000
1112-032	12年	1,306,422	1,324,785
	17年	1,280,919	1,327,284

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成12、17年表において、推計範囲を23年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」、「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	847,928	874,971
17年	740,253	771,291

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲、推計資料

平成12、17年表において、推計範囲を23年表に合わせ、船上冷凍を控除するとともに、細品目「副産物」の推計資料を平成23年表に合わせ、工業統計とした。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	1,608,275	1,220,232
17年	1,370,052	1,199,434

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成12、17年表において、推計範囲を平成23年表に合わせ、細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	86,000	85,999
17年	61,600	61,593

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料

平成12、17年表において、細品目「副産物」の推計資料を平成23年表に合わせ、工業統計とした。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	651,306	648,957
17年	517,664	514,969

列コード	行コード	部門名称
1112-03		酪農品
	1112-031	飲用牛乳
	1112-032	乳製品

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料、推計範囲

平成12、17年表において、推計資料を平成23年表に合わせ、単価を原課業務資料から酒類食品統計年報における推計値(生産額/生産量)に変更し、推計範囲を平成23年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」を推計に加えた。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1112-03	平成12年	2,027,024	2,008,587
	17年	1,978,055	1,960,284

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料

平成12、17年表において、細品目「副産物」、「半製品及び仕掛品」の推計資料を平成23年表に合わせ、工業統計とした。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	144,970	144,844
17年	124,311	124,124

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料

平成 12、17 年表において、推計資料を平成 23 年表に合わせ、工業統計とした。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	458, 217	505, 007
17 年	399, 861	422, 763

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料

平成 12、17 年表において、推計資料を平成 23 年表に合わせ、工業統計とした。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	1, 046, 267	1, 225, 597
17 年	806, 079	875, 674

列コード	行コード	部門名称
1114-01		精穀
	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料

平成 12、17 年表において、推計資料を平成 23 年表に合わせ、食料需給表、工業統計に基づく推計とした。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1114-01	平成 12 年	2, 825, 115	2, 865, 018
	17 年	2, 594, 954	2, 453, 722
1114-011	12 年	2, 800, 372	2, 844, 286
	17 年	2, 566, 695	2, 431, 529
1114-019	12 年	24, 743	20, 732
	17 年	28, 259	22, 193

列コード	行コード	部門名称
1114-02		製粉
	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料

平成 12、17 年表において、『その他の製粉』の推計資料を平成 23 年表に合わせ、工業統計とした。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1114-02	平成 12 年	691, 902	710, 493
	17 年	544, 807	558, 998
1114-029	12 年	113, 399	131, 990
	17 年	106, 002	120, 193

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料、推計範囲

平成 12、17 年表において、推計資料を 23 年表に合わせ、単価を全て酒類食品統計年報における推計値(生産額/生産量)に変更し、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」、「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	1, 092, 079	867, 308
17 年	859, 084	834, 226

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料、推計範囲

平成 12、17 年表において、推計資料を平成 23 年表に合わせ、主として工業統計とし、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「製造小売分」、「農業経営体生産分」、「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	1, 349, 764	1, 445, 586
17 年	1, 410, 617	1, 454, 175

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「製造小売分」、「農業経営体生産分」、「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	2,545,404	3,015,814
17 年	2,482,530	2,948,569

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法、推計範囲

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、統合品目「野菜飲料」を再推計し、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」、「半製品及び仕掛品」を推計に加え、『清涼飲料』に含まれていたトマトジュース類以外の野菜飲料を全て当部門に含めた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	154,614	200,391
17 年	136,024	180,141

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ、細品目「その他の農産保存食料品」、「農業経営体生産分」を再推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	569,329	809,843
17 年	439,332	675,418

列コード	行コード	部門名称
1117-01		砂糖
	1117-011	精製糖
	1117-019	その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1117-01	平成 12 年	285,051	286,819
1117-011	12 年	279,210	280,978

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	147,065	146,992
17 年	166,017	166,153

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	138,920	142,120
17 年	142,314	142,356

列コード	行コード	部門名称
1117-04		動植物油脂
	1117-041	植物油脂
	1117-042	動物油脂
	1117-043	加工油脂
	1117-044	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 部門統合、推計範囲

平成 12、17 年表において、列部門『植物油脂』、『動物油脂』を統合して『動植物油脂』とし、平成 12、17 年表において、行部門『動物油脂』に含まれていた精製ラードを行部門『加工油脂』に統合し、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、『動物油脂』に細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1117-04	平成 12 年	575,542	575,638
	17 年	553,406	553,413
1117-042	12 年	26,354	18,147
	17 年	32,484	23,966
1117-043	12 年	168,895	177,198
	17 年	136,603	145,128

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計資料、推計範囲

平成 12、17 年表において、推計資料を 23 年表に合わせ、主として工業統計とし、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	1,497,696	1,837,631
17 年	1,442,436	1,751,012

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	586,516	586,754
17 年	542,745	542,681

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	197,236	197,230
17 年	203,701	203,688

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」、「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。また、細品目「製造小売分」は、料理品小売業のうち製造分を推計しているが、平成 19 年の日本標準産業分類の改定により、「料理品小売業」の一部が「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分割されたため、平成 12、17 年表において、持ち帰り・配達飲食サービス業に係る製造分を控除した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	2,619,802	2,010,427
17 年	2,625,439	2,027,134

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	854,614	854,724
17 年	744,970	744,925

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食（私立）★

（担当府省庁） 文部科学省

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	3, 120	3, 216
17 年	3, 462	3, 530

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

（担当府省庁） 農林水産省

（改定事項・内容） 部門分割、推計範囲、推計資料

平成 17 年表において、「もやし」を本部門から分割して『野菜』に統合したため、平成 12 年表においても同様とし、平成 23 年表において、「冷凍肉」を本部門から分割して『食肉』に統合したため、平成 12、17 年表でも同様とした。

また、平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」を推計に加えた。

さらに一部の品目を除き、平成 12、17 年表において、平成 23 年表と同様に推計資料を工業統計とした。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	1, 429, 219	2, 163, 335
17 年	1, 375, 216	2, 254, 861

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

（担当府省庁） 農林水産省

（改定事項・内容） 推計範囲、推計方法

平成 12、17 年表において、推計範囲を平成 23 年表に合わせ、細品目「農業経営体生産分」、「半製品及び仕掛品」を推計に加えた。

また、それ以外の細品目も推計方法を平成 23 年表に合わせて変更した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	924, 800	913, 151
17 年	902, 000	895, 735

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

（担当府省庁） 農林水産省

（改定事項・内容） 推計範囲、推計方法

平成 12、17 年表において、推計方法を平成 23 年表に合わせ再推計し、また、推計範囲を 23 年表に合わせ、細品目「半製品及び仕掛品」を推計に加え、当部門に含まれていたトマトジュース類以外の野菜飲料を『農産びん・かん詰』に統合した。

また、平成 23 年表において、相手売渡価格であった販売金額を生産者価格ベースに変換して推計しており、平成 12、17 年表においても同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	3, 431, 340	2, 521, 655
17 年	3, 549, 144	2, 618, 251

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

（担当府省庁） 農林水産省

（改定事項・内容） 推計資料

平成 12、17 年表において、推計資料を平成 23 年表に合わせ、工業統計とした。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	1, 004, 588	838, 859
17 年	1, 186, 017	947, 214

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料（別掲を除く。）

（担当府省庁） 農林水産省

（改定事項・内容） 推計資料

平成 12、17 年表において、推計資料を平成 23 年表に合わせ、工業統計とした。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	161, 414	70, 746
17 年	206, 711	60, 223

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物
1519-09	1519-091	その他の繊維工業製品 網・綱
	1519-099	他に分類されない繊維工業 製品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『その他の繊維工業製品』に含まれていた細品目「細幅織物」を分割し、『その他の織物』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1512-09	平成12年	224,861	289,493
	17年	136,573	183,803
1519-09	12年	688,390	623,758
	17年	594,452	547,222
1519-099	12年	603,234	538,602
	17年	519,961	472,731

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『その他の衣服・身の回り品』に含まれていた細品目「足袋類」を分割し、『織物製衣服』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1521-01	平成12年	2,289,801	2,293,451
	17年	1,026,365	1,029,393
1522-09	12年	345,111	341,461
	17年	208,503	205,475

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計範囲、推計方法

平成12、17年表において、推計範囲を平成23年表

に合わせ、細品目「工場残材」、「木くず」を屑・副産物の「木くず」としたため推計から除外するとともに、推計方法を平成23年表に合わせ再推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	1,027,502	1,018,788
17年	676,592	669,761

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成17年表において、推計方法を平成23年表に合わせ再推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成17年	71,817	72,104

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具
1621-02	1621-021	金属製家具
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『木製家具・装備品』及び『金属製家具・装備品』に含まれていた装備品や木製・金属製以外の家具を分割・再編し、『その他の家具・装備品』を新設したことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1621-01	平成12年	1,494,150	1,266,554
	17年	1,168,278	990,021
1621-02	12年	850,007	563,964
	17年	781,314	486,837
1621-09	12年	—	513,639
	17年	—	472,734

列コード	行コード	部門名称
1619-09		その他の木製品
	1619-091	建設用木製品
	1619-099	他に分類されない木製品
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙
1641-09	1641-099	その他の紙製容器
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

- ① 平成17年表において、12年表の『その他のパルプ・紙・紙加工品』に含まれていた細品目「紙製・繊維製ブックバイディングクロス」を分割し、『塗工紙・建設用加工紙』に含めたことから、12年表についても同様に再推計を行った。
- ② 平成17年表において、12年表の『その他の紙製容器』に含まれていた細品目「ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品」を分割し、『その他のパルプ・紙・紙加工品』に含めたことから、12年表についても同様に再推計を行った。
- ③ 平成23年表において、17年表の『その他のパルプ・紙・紙加工品』に含まれていた品目群「繊維板」を分割し、『建設用木製品』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
1619-09	平成12年	1,249,552	1,292,845
	17年	1,008,334	1,041,998
1619-091	12年	839,146	882,439
	17年	700,856	734,520
1633-02	12年	599,868	604,212
1641-09	12年	875,792	866,774
1649-09	12年	1,030,940	992,321
	17年	906,476	872,812

列コード	行コード	部門名称
2029-01		無機顔料
	2029-011	酸化チタン
	2029-012	カーボンブラック
	2029-019	その他の無機顔料
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成17年表において、12年表の『その他の無機化学工業製品』に含まれていた細品目「含水微粉けい酸」を分割し、『その他の無機顔料』に含めたことから、12年表についても同様に推計した。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
2029-01	平成12年	295,033	305,291
2029-019	12年	114,722	124,980
2029-09	12年	792,536	782,278

列コード	行コード	部門名称
2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『その他の有機化学工業製品』に含まれていた細品目「アゾ顔料」を分割し、『合成染料・有機顔料』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
2041-03	平成12年	72,010	100,495
	17年	38,929	59,056
2049-09	12年	890,146	861,661
	17年	1,017,591	997,464

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『強化プラスチック製品』に含まれていた細品目「発砲・強化プラスチック製品の加工品」のうち発泡製品分を分割し、『プラス

チック発泡製品』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に推計した。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
2211-01	平成12年	10,247,750	10,247,750
	17年	10,635,171	10,635,171
2211-013	12年	552,212	559,777
	17年	546,195	553,911
2211-015	12年	501,401	493,836
	17年	402,752	395,036

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機
2919-09	2919-099	その他のはん用機械
3013-01	3013-011	繊維機械
(3019-02)	(3019-021)	真空装置・真空機器
3019-05	3019-051	化学機械
3019-09		その他の生産用機械
	3019-091	木材加工機械
	3019-092	パルプ装置・製紙機械
	3019-093	印刷・製本・紙工機械
	3019-094	鋳造装置
	3019-095	プラスチック加工機械
	3019-096	食品機械・同装置
3019-099	その他の生産用機械	

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

- ① 平成17年表において、12年表の『その他の一般機械器具及び部品』に含まれていた細品目「毛糸手編機械」を分割し、『繊維機械』に含めたことから、12年表についても同様に推計した。
- ② 平成23年表において、17年表の『その他の一般産業機械及び装置』を分割し、行部門『包装・荷造機械』及び行部門『動力伝導装置』を新設(ただし今回接続表では推計資料の制約等により『包装・荷造機械』は『その他の生産用機械』に、『動力伝導装置』と『他に分類されないはん用機械』は『その他のはん用機械』にそれぞれ統合)、その他の品目は17年表の『その他の一般機械器具及び部品』とともに『他に分類されないはん用機械』に統合した。12年表及び17年表についても同様に再編推計した。
- ③ 推計資料の制約などにより12年表の再編が困難なため、今回接続表では『真空装置・真空機器』部門を設定しないこととした。このため12年表の

概念・定義・範囲に準じて、17年表及び23年表の分割再編を行った。具体的には、17年表及び23年表の『真空装置・真空機器』のうち「真空ポンプ及び同部分品・取付具・附属品」については『ポンプ・圧縮機』に、「工業窯炉及び同部分品・取付具・附属品」については『その他のはん用機械』に、「真空化学装置及び同部分品・取付具・附属品」については『化学機械』に、「個装・内装機械、その他の特殊産業用機械とそれらの部分品・取付具・附属品」のうち該当する範囲を『その他の生産用機械』にそれぞれ統合・再編した。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
2912-01	平成17年	1,816,690	1,890,575
	23年	1,848,703	1,940,605
2919-09	12年	3,258,502	2,913,385
	17年	3,550,338	3,264,923
	23年	2,164,480	2,229,165
3013-01	12年	474,133	475,287
3019-02	17年	205,331	—
	23年	285,196	—
3019-05	17年	917,455	930,381
	23年	696,102	715,110
3019-09	12年	2,364,197	2,708,160
	17年	2,315,410	2,719,345
	23年	2,396,906	2,506,507
3019-099	12年	722,277	1,066,240
	17年	640,283	1,044,218
	23年	1,247,163	1,356,764

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械
3599-09		その他の輸送機械
	3599-091	産業用運搬車両
	3599-099	他に分類されない輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

- ① 平成17年表において、12年表の『建設・鉱山機械』に含まれていた細品目「農業用トラクタ」及び「同部分品・取付具・附属品」を分割し、『農業用機械』に含めたことから、12年表についても同様に再推計を行った。
- ② 平成17年表において、12年表の『産業用運搬車両』に含まれていた「建設用ショベルトラック」



及び「同部分品・取付具・附属品」を分割し、『建設・鉱山機械』に含めたことから、12年表についても同様に推計する必要があるが、資料の制約などにより変更を見送った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
3011-01	平成12年	657,086	1,023,550
3012-01	12年	1,926,752	1,560,288

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『その他の電気機械器具』に含まれていた細品目「シリコンウエハ(表面研磨したもの)」を分割し、『その他の電子部品』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
3299-09	平成12年	9,083,544	9,934,096
	17年	8,669,384	9,158,023
3399-09	12年	1,830,567	980,015
	17年	1,434,509	945,870

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『電子応用装置』に含まれていた細品目「産業用録画・再生装置(放送用を除く)」、「産業用ビデオカメラ(放送用を除く)」及びこれらの部分品・取付具・附属品を分割し、『ビデオ機器・デジタルカメラ』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
3331-01	平成12年	2,179,074	1,746,692
	17年	1,652,737	1,602,969
3411-01	12年	1,447,677	1,880,059
	17年	1,535,804	1,585,572

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	携帯電話機
3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成17年表において、12年表の『携帯電話機』に含まれていた細品目「自動車電話」を分割し、『無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)]』に含めたことから、12年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
3412-02	平成12年	1,583,955	1,582,699
3412-03	12年	1,630,213	1,631,469

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成23年表において、17年表の『トラック・バス・その他の自動車』と『自動車車体』のうちトラックの運転台及び荷台を統合し、『トラック・バス・その他の自動車』としたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	2,364,251	3,216,288
17年	3,414,598	4,407,488

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成23年表において、本部門に含まれる中古船舶について「輸出部門に計上した上で、同額を国内総固定資本形成にマイナス計上する」という扱いを行わないこととしたため、平成12、17年表についても同様の扱いとした。

なお、国内生産額については平成12、17年表ともに変更は生じない。

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成12年の細品目「映画フィルム(輸出分)」が『映画・ビデオ制作・配給業』の国内生産額と重複していたことから、17年表以降と同様に除外した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	255,580	254,963

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 部門再編

平成23年表において、17年表の『その他の光学機械』に含まれていた品目群「眼鏡(枠を含む)」を分割し、『その他の製造工業製品』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
3115-01	平成12年	1,140,608	939,698
	17年	947,445	818,597
3919-09	12年	2,024,486	2,225,396
	17年	1,988,999	2,117,847

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省

(改定事項・内容) 推計方法

平成12、17年表において、推計方法を平成23年表に合わせ再推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	2,659,309	3,285,020
17年	1,521,255	1,931,058

列コード	行コード	部門名称
4611-01	4611-001	事業用電力
		事業用原子力発電
		事業用火力発電
4611-03		水力・その他の事業用発電
4611-04	4611-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成23年表において電気事業法の改正に伴う推計範囲の変更(共同発電等の「みなし卸電気事業者」を『自家発電』(卸供給事業者)として扱う)を行ったため、12年表及び17年表についても23年表と比較可能となるよう推計範囲の拡大を行った。この変更により、12年表及び17年表の事業用発電(『事業用火力発電』及び『水力・その他の事業用発電』)部門に含まれていた上記事業者の使用燃料や雇用者所得などの投入額が『自家発電』に移ることになるが、同額を事業用発電部門が『自家発電』からの融通電力として投入(購入)することになるため、事業用発電側の国内生産額や産出額に変更は生じない。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
4611-04	平成12年	1,202,301	2,030,797
	17年	1,057,336	2,045,596

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成12、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	1,137,886	1,139,430
17年	1,342,381	1,341,292

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★

(担当府省庁) 環境省

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、『資本減耗引当(社会資本等減

耗分)』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	1,275,182	1,289,928
17 年	1,144,911	1,138,005

列コード	行コード	部門名称
(3921-01)	(3921-011)	再生資源回収・加工処理
5111-01	5111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 推計範囲

① 今回接続表では、推計資料の制約等により実質値の推計が困難であるため、『再生資源回収・加工処理』を設けない。詳細は第 3 章第 3 節を参照のこと。

② 平成 12 年表の『再生資源回収・加工処理』について、屑・副産物の取扱いは 17 年表及び 23 年表と同様のマイナス投入方式に組替え、回収・加工処理経費のうち、コスト運賃分を除く経費（再生資源卸売業の商業マージン額相当）を『卸売』に含めた。

③ 平成 17 年表及び 23 年表の『再生資源回収・加工処理』経費には、再生資源卸売業以外の活動（容器包装リサイクル等）が含まれるが、これらも推計資料の制約等から『卸売』に含めた。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
3921-01	12 年	1,564,436	—
	17 年	870,586	—
	23 年	1,183,089	—
5111-01	12 年	60,589,234	60,871,224
	17 年	70,310,014	70,744,311
	23 年	55,509,306	56,404,870

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(改定事項・内容) 推計範囲

① 平成 23 年表において、17 年表の『小売』（料理品小売業）に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスが『飲食サービス』に統合されたことから、12 年表及び 17 年表についても「持ち帰り・配達飲食サービス」のうち商業マージン額相当分を本部門の国内生産額から控除した。

② 従前より、医薬品小売業のうち処方箋に基づく薬局の調剤分については医療部門の範囲に含まれることから本部門の国内生産額には含めていないが、平成 23 年表の『医療（調剤）』において、保険外診療に係る調剤分について追加推計されていることから、12 年表及び 17 年表についても「保険外診療に係る調剤分」のうち商業マージン額相当分を本部門の国内生産額から控除した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	36,358,391	35,049,322
17 年	35,964,498	34,268,795

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融 (F I S I M)
	5311-012	民間金融 (F I S I M)

(担当府省庁) 金融庁

(改定事項・内容) 推計方法

平成 23 年表において、帰属利子方式による推計から F I S I M 方式による推計に変更されたため、平成 12、17 年表についても、同様に再推計を行った。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
5311-01	平成 12 年	26,762,138	25,231,918
	17 年	30,060,903	30,067,230
5311-011	12 年	3,655,719	2,585,345
	17 年	4,584,611	7,255,359
5311-012	12 年	17,159,992	16,700,146
	17 年	17,001,692	14,337,271

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）

(担当府省庁) 国土交通省

(改定事項・内容) 部門統合

平成 23 年表において、「郵便法」の改正により、『郵便・信書便』に含まれていた小包郵便物を本部門に統合したため、平成 12、17 年表も同様に統合した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	12,309,457	12,450,482
17 年	13,301,170	13,588,695

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理★★

(担当府省庁) 国土交通省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	119,645	119,685
17 年	111,250	111,239

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	航空施設管理(国公営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(改定事項・内容) 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	157,844	158,093
17 年	153,240	153,108

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 部門分割

平成 23 年表において、「郵便法」の改正により、平成 17 年表において本部門に含まれていた小包郵便物を、『道路貨物輸送(自家輸送を除く。)]に統合した。

なお 17 年表及び 12 年表の国内生産額について、「小包郵便物」を除外した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	2,122,840	1,981,815
17 年	1,903,830	1,616,305

列コード	行コード	部門名称
5911-09	5911-099	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 内容変更

平成 23 年表において、『インターネット附随サービス』に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス及びサーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合したため、17 年表においても同様に推計した。

なお、平成 12 年表については、23 年表と同様にサーバ・ハウジング・サービス及びサーバ・ホスティング・サービスが含まれているため、再推計は行っていない。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 17 年	1,359,062	1,511,307

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成 17 年表以降、NHK未收受料を生産額から控除しないこととしたため、平成 12 年表も同様に再推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	680,175	699,321

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 内容変更

平成 23 年表において、本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスが『その他の電気通信』に統合されたため、17 年表においても同様に推計した。

なお、本部門は平成 17 年表で新設された部門であり、12 年表については遡及推計が困難であることから、国内生産額を計上していない。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成 17 年	1,216,301	1,064,055

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 部門統合

平成23年表では、『その他の対事業所サービス』に含まれていた音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作、並びに『ニュース供給・興信所』に含まれていたニュース供給を本部門に統合したため、12年、17年表についても同様に統合、推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	2,376,351	2,808,086
17年	2,289,971	2,761,741

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務(中央)★★

(担当府省庁) 内閣府

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、金融部門においてFISIM方式が導入されたこと及び『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成12年、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	11,438,819	11,698,134
17年	12,133,410	13,156,254

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務(地方)★★

(担当府省庁) 内閣府

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、金融部門においてFISIM方式が導入されたこと及び『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成12年、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	24,787,075	25,618,459
17年	26,404,467	28,807,373

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成12、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	15,597,080	15,748,686
17年	14,596,976	14,516,649

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、『資本減耗引当』が時価評価で推計されたため、平成12、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	5,382,588	5,474,926
17年	5,734,541	5,739,904

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、『資本減耗引当(社会資本等減耗分)』が時価評価で推計されたため、平成12、17年表も同様に推計した。

(改定値)

コード	改定年	改定前	改定後
6312-01	平成12年	1,114,990	1,138,104
	17年	1,063,613	1,053,570
6312-03	平成12年	531,613	532,235
	17年	535,947	535,616

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★

（担当府省庁） 文部科学省

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	226,366	240,026
17 年	287,739	288,172

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★
6321-02	6321-021	人文科学研究機関（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当（社会資本等減耗分）』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

コード	改定年	改定前	改定後
6321-01	平成 12 年	1,205,878	1,207,730
	17 年	1,365,308	1,362,637
6321-02	平成 12 年	54,278	54,450
	17 年	63,475	63,384

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★
6321-04	6321-041	人文科学研究機関（非営利）★

（担当府省庁） 文部科学省

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

コード	改定年	改定前	改定後
6321-03	平成 12 年	8,128	8,359
	17 年	257,562	255,876
6321-04	平成 12 年	9,727	9,853
	17 年	29,182	29,228

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

（担当府省庁） 文部科学省

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、金融部門、特殊貿易部門、『資本減耗引当（社会資本等減耗分）』、『間接税（関税・輸入品商品税を除く。）』及び『賃金・俸給』の推計方法・範囲が変更されたことから、平成 12、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	10,618,708	10,553,630
17 年	10,895,178	10,961,393

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療（入院診療）
6411-02	6411-021	医療（入院外診療）
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）
6411-04	6411-041	医療（調剤）
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）

（担当府省庁） 厚生労働省

（改定事項・内容） 部門再編

平成 23 年表において、『医療（国公立）』、『医療（公益法人等）』及び『医療（医療法人等）』を再編したため、平成 12 年、17 年表も同様に再編した。

（改定値）

コード	改定年	改定前	改定後
6411 <sup>(注)</sup>	平成 12 年	33,581,265	33,436,412
	17 年	36,233,071	36,424,940
6411-01	12 年	—	13,060,372
	17 年	—	13,557,240
6411-02	12 年	—	13,213,618
	17 年	—	13,602,532
6411-03	12 年	—	2,963,765
	17 年	—	2,987,988
6411-04	12 年	—	2,844,309
	17 年	—	4,637,491
6411-05	12 年	—	1,354,348
	17 年	—	1,639,689

（注）統合小分類（190 部門）コード

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★
6431-02	6431-021	社会福祉（国公立）★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当（社会資本等減耗分）』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

コード	改定年	改定前	改定後
6431-01	平成 12 年	1,370,794	1,367,578
	17 年	1,366,198	1,401,217
6431-02	平成 12 年	1,545,401	1,550,026
	17 年	1,681,820	1,678,673

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉（非営利）★

（担当府省庁） 厚生労働省

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、『資本減耗引当』が時価評価で推計されたため、平成 12、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	2,396,960	2,428,654
17 年	3,266,181	3,246,398

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

（担当府省庁） 内閣府

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において、金融部門にいて FISIM 方式が導入されたこと及び『資本減耗引当』が時価評価で推計されたため、平成 12 年、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	3,191,274	3,541,097
17 年	3,894,804	4,035,294

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

（担当府省庁） 経済産業省

（改定事項・内容） 部門統合、部門分割

① 平成23年表において、17年表の『ニュース供給・興信所』に含まれていた細目「興信所」を分割し、本部門に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

② 平成23年表において、17年表の本部門に含まれていた音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を分割し、『映像・音声・文字情報制作業』に含めたことから、12年表及び17年表についても同様に再推計を行った。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成12年	14,043,119	13,533,515
17年	15,487,531	14,931,218

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食サービス

（担当府省庁） 厚生労働省

（改定事項・内容） 部門統合

平成 23 年表において、『一般飲食店（除喫茶店）』、『喫茶店』及び『遊興飲食店』を統合した上で、『小売』に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスについても本部門の範囲としたため、平成 12 年、17 年表も同様に統合した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	22,963,322	26,987,134
17 年	20,949,107	25,784,305

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

（担当府省庁） 厚生労働省

（改定事項・内容） 部門分割

平成 23 年表において、本部門から「ソーブランド業」が分割されたため、平成 12 年、17 年表も同様に分割した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	526,050	391,547
17 年	572,930	412,286

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(改定事項・内容) 部門統合

- 平成23年表において、「ソーブランド業」が統合されたため、平成17年表においても同様に統合した。
- 平成17年表で新設された部門のため、平成12年表についても遡及推計を行った。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	-	724,679
17年	602,419	763,063

## 2 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 推計範囲

- 平成23年表において、金融部門がFISIM方式で推計されたため、平成12年、17年表も同様に推計された。
- 平成12年表、23年表において、『企業内研究開発』は本部門に含まれないため、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	6,202,148	6,576,537
17年	8,202,571	8,218,353

列コード	行コード	部門名称
8411-02		(控除)輸入(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 推計範囲

- 平成23年表において、金融部門がFISIM方式で推計されたため、平成12年、17年表も同様に推計された。
- 平成12年表、23年表において、『企業内研究開発』は本部門に含まれないため、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	-7,176,056	-7,290,139
17年	-8,275,456	-7,846,544

列コード	行コード	部門名称
8611-01		(控除)輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において、輸入品にかかる内国消費税のうち、たばこ税について推計方法を見直したため、平成12年、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	-2,990,868	-3,289,838
17年	-3,890,422	-4,267,272

## 3 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給

(担当府省庁) 厚生労働省

(改定事項・内容) 推計範囲

平成23年表において、役員賞与を本部門に含めることとしたため、平成12年、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	234,805,361	235,708,163
17年	219,862,084	220,979,713

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

(担当府省庁) 内閣府

(改定事項・内容) 推計方法

平成23年表において時価評価を導入したため、平成12年、17年表も同様に推計した。

(改定値)

改定年	改定前	改定後
平成12年	81,136,129	88,994,104
17年	82,293,174	86,010,259



列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当（社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（改定事項・内容） 推計方法

平成 23 年表において時価評価を導入したため、平成 12 年、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	12, 213, 918	13, 108, 448
17 年	14, 351, 672	13, 808, 373

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

（担当府省庁） 内閣府

（改定事項・内容） 推計範囲

平成 23 年表において、事業税は、間接税から除き、『営業余剰』に含めたため、平成 12 年、17 年表も同様に推計した。

（改定値）

改定年	改定前	改定後
平成 12 年	40, 039, 262	35, 907, 269
17 年	37, 531, 113	32, 735, 771

〔参考3〕

インフレタ作成の詳細

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
0111-011	米	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	玄米、くず米
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	玄米
			輸出品		A	〔国内生産品インフレタと同じものを適用〕
0111-012	稲わら	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	稲わら
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	穀物のわら及び穀
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	穀物のわら及び穀
0111-021	小麦(国産)	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	小麦
			輸出品		A	〔国内生産品インフレタと同じものを適用〕
0111-022	小麦(輸入)	農林水産省	輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	小麦
0111-023	大麦(国産)	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	六条大麦、二条大麦(ビール麦)、裸麦
0111-024	大麦(輸入)	農林水産省	輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	大麦及び裸麦
0112-011	かんしょ	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	かんしょ
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	かんしょ
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	かんしょ
0112-012	ばれいしょ	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	ばれいしょ
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ばれいしょ
			輸出品		A	〔国内生産品インフレタと同じものを適用〕
0112-021	大豆(国産)	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	大豆
			輸出品		A	〔国内生産品インフレタと同じものを適用〕
0112-022	大豆(輸入)	農林水産省	輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	大豆、採油用の大豆の粉及びミール
0112-029	その他の豆類	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	いんげん豆、小豆、ろっかせい
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	えんどう、ひよこ豆、緑豆、小豆、いんげん豆、竹小豆、ひら豆、そら豆、その他の豆(さやを除いたもの)、落花生、ローカストビーン
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	小豆、その他の豆(さやを除いたもの)、落花生
0113-001	野菜	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、メロン、すいか、なす、トマト、いちご、さやえんどう、スイートコーン、えだまめ、さやいんげん、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、アスパラガス、ふき、たけのこ、ちんげんさい、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、もやし
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	トマト、たまねぎ、ジャロット、にんにく、リーキ、カリフラワー、ブロッコリー、キャベツ、レタス、チコリー、にんじん及びかぶ、ごぼう、食用の根、きゅうり及びガーキン、えんどう、ささげ属又はいんげん属の豆、その他の豆、アスパラガス、なす、セルリー、ピーマン、とうがらし属又はビメンタ属の果実、スイートコーン、かぼちゃ、その他の野菜、さといも、すいか、メロン、ストロベリー、しょうが
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	たまねぎ及びジャロット、あぶらな属の食用の野菜、にんじん及びかぶ、食用の根、その他の野菜、メロン、ストロベリー、しょうが
0114-011	かんきつ	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	みかん
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	オレンジ、マンダリン・ダンジェリン及びうんしゅうみかん並びクレメンタイン・ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種、グレープフルーツ、レモン、ライム、その他のかんきつ類の果実
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	オレンジ、マンダリン・ダンジェリン及びうんしゅうみかん並びクレメンタイン・ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種
0114-012	りんご	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	りんご
0114-019	その他の果実	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パインアップル
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、スイートアーモンド、ヘーゼルナット、くるみ、くり、ピスタチオナット、マカダミアナット、ペカン、その他のナット、バナナ、なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、マンゴー、ぶどう、パパイヤ、なし及びマルメロ、さくらんぼ、ラズベリー・ブラックベリー・桑の実及びローガンベリー、クランベリー・ビルベリーその他のバキニウム属の果実、キウイフルーツ、ドリアン・ランブータン・パッションフルーツ・レイシ及びびれんし、ブラックカラント・ホワイトカラント・レッドカラント及びグーズベリー、その他の果実
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	アーモンド、くるみ、くり、ぶどう、なし及びマルメロ、桃、かき
0115-011	砂糖原料作物	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	さとうきび、てんさい
0115-021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)	農林水産省	輸入品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	さとうきび(国産)
0115-029	その他の飲料作物	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	茶、ホップ
0115-091	雑穀	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	そば
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ライ麦、オート、とうもろこし、グリーンソルガム、そば、ミレット、カナリーシード
			輸出品		A	〔国内生産品インフレタと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
0115-092	油糧作物	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	なたね、その他の油糧作物
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	亜麻の種、菜種、ひまわりの種、綿実、ごま、マスタードの種、けしの種、大麻の種、ひまの種、サフラワーの種、その他の採油用の種及び果実
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0115-099	他に分類されない食用耕種作物	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	他に分類されない食用耕種作物
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	カッサバ芋、アロールト・サレップ・菊芋、ペッパー、とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥したもの)、パニラ豆、けい皮及びシナモンツリーの花、丁子、肉ずく、肉ずく花、カルダモン類、アニス又は大ういきょうの種、コリアンダーの種、クミンの種、カラウェイの種、ういきょうの種及びジュニパーベリー、うこん、月けい樹の葉及びタイム、その他の香辛料、こんにゃく芋
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	アロールト・サレップ・菊芋、パニラ豆
0116-011	飼料作物	農林水産省	国内生産品	農業経営統計(農林水産省)	A	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ルタバガ・飼料用のビートその他の飼料用の根菜類・飼料用の乾草・クローバー・セインホイン・飼料用のケール・ルーピン・ベッチその他これらに類する飼料用植物
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0116-021	種苗	農林水産省	国内生産品	農業物価統計(農林水産省)	B	種苗及び苗木、球根
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	りん茎・塊茎・塊根・球茎・冠根及び根茎、根を有しない挿穂及び接ぎ穂、樹木及び灌木、生きている植物及び根を有する挿穂及び接ぎ穂、スイートコーン(播種用)、えんどう(播種用)、いんげん豆(播種用)、そら豆(播種用)、その他の豆(播種用)、ライ麦(播種用)、オート(播種用)、播種用のとうもろこし、グリーンソルガム(播種用)、その他の穀物(播種用)、てん菜の種、飼料用植物の種、園芸用草花の種、大根の種、野菜の種、その他の播種用の種・果実及び胞子
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0116-031	花き・花木類	農林水産省	国内生産品	農業物価統計(農林水産省)	B	切花、鉢物
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	しゃくなげ・つつじその他のつつじ属の植物、ばら、切花及び花芽、こげ及び地衣、植物の葉・枝その他の部分
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0116-091	葉たばこ	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	葉たばこ
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	たばこ、くずたばこ
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0116-092	生ゴム(輸入)	農林水産省	輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	天然ゴム、パラタ・グタベルカ・グアユール・チクルその他これらに類する天然ゴム
0116-093	綿花(輸入)	農林水産省	輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	コットリンター、実綿及び繰綿、綿の糸くず、その他の綿のくず
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	綿の糸くず、その他の綿のくず
					A	い
0116-099	他に分類されない非食用耕種作物	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	おたねにんじん、セメシナその他のサントニン採取のもの・麻黄及び沈香、甘草、ヤボランジ葉・パチュリ葉・センナ葉・ウワウルシ葉・ホミカ・クベバ・コロシント実・コルセクム子・トンカ豆・ストロファンツ子・ブラントゴブシリウムの種・キノ皮・コンズランゴ皮・カスカラソグラダ・斗根・りんどう・ゲンチアナ根・セネガ根・遠志・甘松香・コロソバ根・海葱・ヤラッパ根・デリス根・インド蛇木根・木香・白及・キューベ根・槐花及び大黃、除虫菊、びやくだん、植物性材料(香料用、医療用、殺虫用、殺菌用、組物用、詰物用、ほうき又はブラシ用、染色用又はなめし用)、ハトムギ、いぐさ・七島い、雁皮並びにナット及び種、たぶの木又はへちまの植物性生産品、水ごけ、かしの葉、さるとりいばらの葉、植物性生産品、亜麻、亜麻のトウ及びくず、大麻及びそのくず、ジュートその他の紡織用靱皮繊維及びそのくず
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	植物性材料(香料用、医療用、殺虫用、殺菌用、組物用)、その他の植物性生産品
0121-011	生乳	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	生乳
0121-019	その他の酪農生産物	農林水産省	国内生産品	・生産農業所得統計(農林水産省) ・農業物価統計(農林水産省) ・畜産物流通統計(農林水産省)	A	乳子牛(と畜向け)、乳子牛(肉用肥育向け)、乳産牛、乳子牛の成長増加
0121-021	肉用牛	農林水産省	国内生産品	・生産農業所得統計(農林水産省) ・農業物価統計(農林水産省) ・畜産物流通統計(農林水産省)	A	と畜向け肉用牛、肥育向け子畜
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	牛
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0121-031	豚	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	豚
0121-041	鶏卵	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	鶏卵、産卵、不正常卵
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	殻付きの鳥卵
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	殻付きの鳥卵
0121-051	肉鶏	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	肉鶏
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0121-091	羊毛	農林水産省	国内生産品	・生産農業所得統計(農林水産省) ・日本貿易統計(財務省)	A	羊毛
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	羊毛、羊毛のノイル、羊毛又は織獣毛のくず
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
0121-099	他に分類されない畜産	農林水産省	国内生産品	生産農業所得統計(農林水産省)	A	軽種馬、やぎ、はちみつ、うずらの卵
			輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	純粋種の繁殖用の馬、純粋種の繁殖用以外の馬、あひる・がちょう及びびろほろ鳥、天然はちみつ、アイボリー並びにその粉及びびくず、角及びびづめ、牛の精液、蚕種及び動物の精液及び乾燥した血、わに皮、とかげ皮、へび皮、ミンクの原毛皮、原毛皮、繭、くず繭、カシミヤやぎの毛、粗獣毛、織獣毛のノイル
			輸 出 品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0131-011	獣医薬	農林水産省	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	獣医代
0131-021	農業サービス(獣医薬を除く。)	農林水産省	国内生産品	・農業経営統計(農林水産省) ・農作物価統計(農林水産省) ・業務統計(農林水産省)	A	共同乾燥施設、土地改良区、航空防除、青果物共同選果場、稲作共同育苗事業、種付業
0151-011	育林	農林水産省	国内生産品	山元立木価格(日本不動産研究所)	A	素材仕向分、育林の成長増加
0152-011	素材(国産)	農林水産省	国内生産品	・生産林業所得統計(農林水産省) ・特用林産基礎資料(農林水産省)	A	すぎ、ひのき、あか・くろまつ、からまつ・えぞまつ・とどまつ、その他の針葉樹、広葉樹、しいたけ用ほだ木の原木、薪炭材等の原木
			輸 出 品	日本貿易統計(財務省)	A	木材(粗のもの)(針葉樹、その他)
0152-012	素材(輸入)	農林水産省	輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	木材(粗のもの)(まつ属、シトカスプルース、もみ属又はとうひ属、からまつ属、ひのき属、つが属、ねずこ属、とがさわら属、その他の針葉樹、ダークレッドメランチ・ライトレッドメランチ及びメランチパカウ、ホワイトラワン・ホワイトメランチ・ホワイトセラヤ・イエローメランチ及びアラン、クルイン又はカブール、チーク、ラミン・ジョンコン・メルバウ・ジェルトン及びケンバス、オクメ・オベチユ・サベリ・シボ・アカジョアフリカ・マコレ及びイロコ、その他の熱帯産木材、オーク、ビーチ、桐、ふたばがき科)
			輸 出 品	日本貿易統計(財務省)	A	きのこ、しいたけ、アラビアゴム、竹、漆ろう及びはぜろう、植物性ろう、薪材、木炭
0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)	農林水産省	国内生産品	・生産林業所得統計(農林水産省) ・特用林産基礎資料(農林水産省)	A	まつたけ、しいたけ(生)、しいたけ(乾)、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、竹材、薪、木炭
			輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	まつたけ、トリフ、しいたけ、きのこ(はらたけ属のもの)、きくらげ、びんろう子、アラビアゴム、セラックその他の精製ラック、シードラック、天然のガム・樹脂・ガムレジン及びオレオレジン、生漆、竹、とう、漆ろう及びはぜろう、カルナバろう、植物性ろう、しか皮、きつねの原毛皮、薪材、木炭、やし殻炭、天然コルク
			輸 出 品	日本貿易統計(財務省)	A	きのこ、しいたけ、アラビアゴム、竹、漆ろう及びはぜろう、植物性ろう、薪材、木炭
0171-011	海面漁業(国産)	農林水産省	国内生産品	漁業生産額(農林水産省)	A	まぐろ類、かじき類、かつお類、さめ類、さけ・ます類、このしろ、にしん、いわし類、あじ類、さば類、さんま、ぶり類、ひらめ・かえい類、たら類、ほっけ、きちじ、はたはた、にぎす類、あなご類、たちうお、たい類、いさぎ、さわら類、すずき類、いかなご、あまだい類、ふぐ類、その他の魚類、いせえび、くるまえび、その他のえび類、ずわいがに、べにずわいがに、がざみ類、その他のかに類、あわび類、さざえ、あさり類、ほたてがいがい、その他の貝類、するめいか、あかいが、その他のいか類、おきあみ類、たこ類、うに類、海産ほ乳類、その他の水産動物類、こんぶ類、その他の海藻類、捕鯨業(くじら類)
			輸 出 品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0171-012	海面漁業(輸入)	農林水産省	輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	さけ・ます・まぐろ・かつお・にしん・さば・あじ・えび・かに・いか・たこ・はまぐり・あさり・うに・ひじき・わかめ等の海産魚介類(生鮮、冷蔵又は生きているもの)、天然真珠
0171-021	海面養殖業	農林水産省	国内生産品	漁業生産額(農林水産省)	A	ぎんざげ、ぶり類、まあじ、しまあじ、まだい、ひらめ、ふぐ類、その他の魚類、ほたてがいがい、かき類(殻付き)、その他の貝類、くるまえび、ほや類、その他の水産動物類、真珠、こんぶ類、わかめ類、のり類、もずく類、その他の海藻類、ぶり類(種苗)、まだい(種苗)、ひらめ(種苗)、真珠母貝、ほたてがいがい(種苗)、かき類(種苗)、くるまえび(種苗)、わかめ類(種苗)
			輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	観賞用以外の魚(養魚用の稚魚)(生きているもの)、ぶり・たい・ふぐ・かき(生鮮、冷蔵又は生きているもの)、養殖真珠
			輸 出 品	日本貿易統計(財務省)	A	観賞用以外の魚(生きているもの)、かき、養殖真珠
0172-001	内水面漁業・養殖業	農林水産省	国内生産品	漁業生産額(農林水産省)	A	さく河性さけ・ます類、陸封性さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うぐい・おいかわ、うなぎ、はぜ類、しじみ、えび類、ます類、淡水真珠
			輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	かえるの脚、こい及び金魚、観賞用の魚、うなぎ、ます、しじみ、ふ化用の魚卵
			輸 出 品	日本貿易統計(財務省)	A	金魚、観賞用の魚、うなぎ、こい
0611-011	鉄鉱石	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	鉄鉱石
			輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	鉄鉱
			輸 出 品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0611-012	非鉄金属鉱物	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	金鉱(含有量)、銀鉱(含有量)
			輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	硫化鉄鉱、二酸化マンガン鉱、マンガン鉱、銅鉱、ニッケル鉱、アルミニウム鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鋼、タングステン鉱、モリブデン鉱、イルメナイト、チタン鉱、ジルコニウム鉱、銀鉱、貴金属鉱、アンチモン鉱、その他の鉱(精鉱を含む。)
			輸 出 品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0621-011	石炭	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	石炭
			輸 入 品	日本貿易統計(財務省)	A	歴青炭、無煙炭、亜炭、泥炭
			輸 出 品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0621-012	原油	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	原油
			輸 入 品	企業物価指数(日本銀行)	B	原油
			輸 出 品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
0621-013	天然ガス	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	天然ガス
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	液化天然ガス
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0631-011	砂利・採石	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	砂利、砂
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	天然の砂、大理石、花こう岩、砂岩
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0631-021	砕石	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	砕石
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	粒状スラグ、スラグ、ドロス
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0639-091	石灰石	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	石灰石
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	石灰石
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0639-092	窯業原料鉱物（石灰石を除く。）	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、ろう石クレー、長石、半・風化花こう岩（製品）、陶石、陶石クレー、カオリン
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	カオリン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
0639-099	他に分類されない鉱物	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	ペントナイト（精鉱）、けいそう土、滑石、オリビンサンド
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	りん鉱石
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1111-011	牛肉	農林水産省	国内生産品	・畜産物流通統計（農林水産省） ・部分肉取引実績（日本食肉流通センター）	A	和牛めず、和牛去勢、和牛おす、乳牛めず、乳牛おす、その他の牛めず、その他の牛おす、子牛
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	牛肉
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	牛肉
1111-012	豚肉	農林水産省	国内生産品	・畜産物流通統計（農林水産省） ・部分肉取引実績（日本食肉流通センター）	A	豚肉
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	豚肉
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	豚肉
1111-013	鶏肉	農林水産省	国内生産品	日経商品情報（日本経済新聞社）	A	肉用若鶏（ブロイラー）、産鶏、その他の肉用鶏
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	鶏肉
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	鶏肉
1111-014	その他の食肉	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	馬肉
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	いのしし、羊、やぎ、馬・ろ馬・ら馬又はヒニー、七面鳥、あひる、がちよう、うさぎ、その他の肉
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1111-015	と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）	農林水産省	国内生産品	・東京都中央卸売市場年報（東京都） ・食鳥市況情報（農林水産省）	A	牛皮、小牛皮、豚皮、馬皮、内臓、内臓処理副産物
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	牛の臓器・舌・くず肉、豚の臓器・くず肉、鶏の臓器、あひる・がちよう・ほろほろ鳥の臓器、豚毛、あなぐまの毛、動物の腸、動物のぼうこう又は胃、羽毛、オセイン及び酸処理した骨、骨粉、骨及びボーンコア、じゃ香、牛黄、アンバーgris・海狸香・シベット及びカンタリス・肝汁、動物の腱・筋及び原皮くず、馬毛及びそのくず、その他の動物性生産品、牛皮又は馬類の動物の皮、羊皮
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1112-011	肉加工品	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	肉製品
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	豚の肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したもの）、ソーセージ、調製した肉・くず肉及び血
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	ソーセージ、調製した肉・くず肉及び血
1112-021	畜産びん・かん詰	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	食肉びん・かん詰、調理・特殊びん・かん詰
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	調整した肉・くず肉及び血（気密容器入りのもの）
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1112-031	飲用牛乳	農林水産省	国内生産品	酒類食品統計年報（日刊経済通信社）	A	牛乳、加工乳
			輸入品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1112-032	乳製品	農林水産省	国内生産品	・酒類食品統計年報（日刊経済通信社） ・アイスクリーム類及び氷菓販売金額（日本アイスクリーム協会）	A	乳飲料、乳酸菌飲料、発酵乳、全粉乳、調製粉乳、脱脂粉乳、れん乳、バター、チーズ、クリーム、アイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	ミルク及びクリーム、ヨーグルト、ホエイ、ミルクの天然の組成成分から成る物品及び調製品、バター、チーズ、乳糖及び乳糖水、アイスクリーム、カゼイン、カゼイナート
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	ミルク及びクリーム、ヨーグルト、ミルクの天然の組成成分から成る物品、バター、チーズ、乳糖及び乳糖水、育児食用の調製品、アイスクリーム、カゼイン、カゼイナート
1113-011	冷凍魚介類	農林水産省	国内生産品	・東京都中央卸売市場年報（東京都） ・冷凍食品に関連する統計データ（日本冷凍協会）	A	新鮮冷凍魚介類、包装冷凍魚介類
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	さけ・ます・まぐろ・かつお・にしん・さば・あじ・えび・かに・いか・たこ・はまぐり・あさり・うに等の海産魚介類（冷凍したもの）
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	さけ・ます・まぐろ・かつお・にしん・さば・えび・かに・いか・たこ等の海産魚介類（冷凍したもの）
1113-021	塩・干・くん製品	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	塩干・塩蔵品、素干・煮干・くん製品
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	魚の卵・魚のフィレ・いか・かに・えび・たこ・貝等（塩・干・くん製品）
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	魚の卵・魚のフィレ・いか・たこ・貝等（塩・干・くん製品）
1113-031	水産びん・かん詰	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	水産びん・かん詰
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	さけ・いわし・かつお・まぐろ・にしん・かに・いか・その他の軟体動物（気密容器入りのもの）
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	まぐろ・さば・かき・軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（気密容器入りのもの）

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
1113-041	ねり製品	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	フィッシュソーセージ、かまぼこ、揚かまぼこ、ちくわ
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	魚肉ソーセージ、かまぼこその他のねり製品
1113-099	その他の水産食品	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	干のり、削り節、かつお節、水産物漬物、つくだ煮
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	魚の粉・ミール及びベレット、海藻その他の藻類（紙状に抄製したもの）、寒天、節類、魚・甲殻類・軟体動物・水棲無脊椎のエキス及びジュース、魚・甲殻類・軟体動物・水棲無脊椎の調製品
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	魚の粉・ミール及びベレット、干しのり、干しこんぶ、寒天、魚・甲殻類・軟体動物・水棲無脊椎のエキス及びジュース、魚・甲殻類・軟体動物・水棲無脊椎の調製品
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	魚の粉・ミール及びベレット、干しのり、干しこんぶ、寒天、魚・甲殻類・軟体動物・水棲無脊椎のエキス及びジュース、魚・甲殻類・軟体動物・水棲無脊椎の調製品
1114-011	精米	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	精米
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	精米、碎米
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	精米
1114-019	その他の精穀	農林水産省	国内生産品	・経済センサス-活動調査組替集計（総務省） ・工業統計調査組替集計（総務省）	A	精麦
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	オート（加工）、とうもろこし（加工）、その他の穀類（加工）
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1114-021	小麦粉	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	小麦粉
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	小麦粉及びメスリン粉
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	小麦粉及びメスリン粉
1114-029	その他の製粉	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ふすま、こんにやく
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	とうもろこし粉、米粉、穀粉、ひき割り及びミール（とうもろこし、オート、米）、ばれいしょの粉及びミール、ばれいしょのフレーク・粒及びベレット、粉及びミール（豆、カッサバ芋、サゴやし、バナナ、その他）、ふすま・ぬかその他のかす
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1115-011	めん類	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	即席めん、生めん、乾めん、マカロニ・スパゲッティ
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	パスタ、ビーフン、うどん・そうめん及びそば、コースコース
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	パスタ、うどん・そうめん及びそば、インスタントラーメン
1115-021	パン類	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	食パン、菓子パン、調理パン・サンドイッチ
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	クリスプブレッド、ジンジャーブレッド、ラスク・トーストパン、パン・乾パン、ピザ
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	クリスプブレッド、ジンジャーブレッド、ラスク・トーストパン
1115-031	菓子類	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	飴菓子、チョコレート、チューインガム、せんべい、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、その他の菓子、冷凍菓子、ココア粉（無糖）、調整ココア、ココアケーキ、原料用チョコレート、洋生用チョコレート、氷菓
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	砂糖菓子、キャンディー類、キャラメル、ココアペースト、カカオ脂、ココア粉、チョコレート菓子・ココア調製食品、もち・だんご、スイートビスケット、ワッフル・ウエハー、米菓、ビスケット・クッキー・クラッカー、ペーカリー製品、氷菓、チューインガム
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	砂糖菓子、キャンディー類、ココアペースト、カカオ脂、ココア粉、チョコレート・ココア調製食品、スイートビスケット、ワッフル・ウエハー、米菓、ペーカリー製品、チューインガム
1116-011	農産びん・かん詰	農林水産省	国内生産品	・缶詰時報（日本缶詰協会） ・清涼飲料水関係統計資料（全国清涼飲料工業会） ・酒類食品統計年報（日刊経済通信社）	A	果実びん・かん詰、野菜びん・かん詰、ジャムびん・かん詰、トマトジュース、その他の野菜ジュース
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	調製きのこ類・豆類・野菜・果物・野菜スープ（気密容器入りのもの）、ジャム、フルーツビュレ・ペースト、フルーツゼリー、ジュース
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	ジャム・フルーツビュレ・ペースト・フルーツゼリー、ジュース
1116-021	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）	農林水産省	国内生産品	・酒類食品統計年報（日刊経済通信社） ・冷凍食品に関連する統計データ（日本冷凍協会）	A	野菜・果物漬物、冷凍野菜・果実
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	冷凍野菜・豆類・果物、乾燥野菜・豆類・果物、調製きのこ類・豆類・野菜・果物
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	冷凍野菜・豆類・果物、乾燥野菜・豆類・果物、調製きのこ類・豆類・野菜・果物
1117-011	精製糖	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	てんさい糖、甘しや糖、精製糖（輸入原料）
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	しょ糖
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	甘しや糖・てん菜糖・しょ糖
1117-019	その他の砂糖・副産物	農林水産省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	含みつ糖、糖みつ、ビートパルプ
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	甘しや糖（粗糖）、ハイ・テスト・モラセス、甘しや糖みつ、糖みつ、ビートパルプ・パガス
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1117-021	でん粉	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	コーンスターチ
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	とうもろこしでん粉、ばれいしょでん粉、マニオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉、イヌリン、タピオカ、でん粉かす
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	小麦でん粉、とうもろこしでん粉、ばれいしょでん粉、マニオカでん粉、その他のでん粉、タピオカ

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ぶどう糖、水あめ、異性化糖
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	
1117-041	植物油脂	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	大豆油、なたね油、米ぬか油、ごま油、その他の食用植物油脂、非食用植物油脂
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	
1117-042	動物油脂	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	牛脂、豚脂、魚油、その他の動物油
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	
1117-043	加工油脂	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	マーガリン、ファストブレッド、ショートニング、その他の食用加工油脂
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	
1117-044	植物原油かす	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	大豆油かす、なたね油かす、米ぬか油かす、ごま油かす、その他の食用油かす、非食用油かす
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品		A	
1117-051	調味料	農林水産省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	調味料
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	
1119-011	冷凍調理食品	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	冷凍調理食品
			輸入品		A	
			輸出品		A	
1119-021	レトルト食品	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	レトルト食品
			輸入品		A	
			輸出品		A	
1119-031	そう菜・すし・弁当	農林水産省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	そう菜、すし・弁当
			輸入品		B	
			輸出品		B	
1119-041	学校給食(国公立)★★	文部科学省	国内生産品	業務資料(文部科学省)	B	学校給食(国公立)
			輸入品		B	
			輸出品		B	
1119-051	学校給食(私立)★	文部科学省	国内生産品	業務資料(文部科学省)	B	学校給食(私立)
			輸入品		B	
			輸出品		B	
1119-099	その他の食料品	農林水産省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	豆類、油揚げ類、あん、もち、こんにやく、即席みそ汁、即席スープ、茶づけ・ふりかけ、納豆、パン粉
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	
1121-011	清酒	財務省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	清酒
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品		B	
1121-021	ビール類	財務省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ビール
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品		B	
1121-031	ウイスキー類	財務省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ウイスキー
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品		B	
1121-099	その他の酒類	財務省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	しょうちゅう、果実酒類、リキュール類
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	
			輸出品		B	

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
1129-011	茶・コーヒー	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	茶・コーヒー
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	コーヒー（いったもの）、コーヒー代用物、緑茶、紅茶、部分発酵茶、マテ、インスタントコーヒー、コーヒーのエキス、コーヒーの調製品、インスタントティー、茶のエキス、茶の調製品
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	コーヒー（いったもの）、コーヒー代用物、緑茶、紅茶、コーヒーのエキス、コーヒーの調製品、茶のエキス・調製品
1129-021	清涼飲料	農林水産省	国内生産品	清涼飲料水関係統計資料（全国清涼飲料工業会）	A	炭酸飲料、果実飲料、茶系飲料、コーヒー飲料、ミネラル・ウォーター、スポーツ・機能的飲料、乳性飲料、他に分類されない清涼飲料
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	鉱水及び炭酸水、水、アルコールを含有しない飲料
			輸出品	日本貿易統計（財務省）	A	鉱水及び炭酸水、水
1129-031	製氷	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	人造氷
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1131-011	飼料	農林水産省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	配合飼料、ペットフード
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	魚のくず、ルーサンのミール及びベレット、魚の粉・ミール及びベレット、ペットフード、ソリュブル、飼料用調製品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1131-021	有機質肥料（別掲を除く。）	農林水産省	国内生産品	農業物価統計（農林水産省）	B	有機質
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	動物性又は植物性の肥料
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1141-011	たばこ	財務省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	たばこ
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、喫煙用たばこ、シートたばこ、たばこのエキス及びエッセンス、その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1511-011	紡績糸	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	器械生糸（含玉糸）、純綿糸（落綿糸を含む）、混紡綿糸（落綿糸を含む）、ビスコース・スフ糸（混紡を含む）、ビニロン紡績糸（混紡を含む）、アクリル紡績糸（混紡を含む）、ポリエステル紡績糸（混紡を含む）、純羊毛糸、混紡羊毛糸、純紡羊毛糸、綿縫糸、綿ねん糸、絹（生糸）縫糸、その他の絹（生糸）ねん糸、合成繊維縫糸、その他の合成繊維ねん糸
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	綿糸、合繊紡績糸
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1512-011	綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	綿織物、合繊紡績糸織物
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	綿織物、合繊長繊維・紡績糸織物
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1512-021	絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	絹織物、ナイロン長繊維織物、ポリエステル長繊維織物
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	絹ノイル織物、絹織物、合成繊維の長繊維の糸の織物、合成繊維のストリップの織物、パイル織物、シェニール織物、コール天、タイヤコードファブリック
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1512-099	その他の織物	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	毛織物
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	毛織物
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1513-011	ニット生地	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	綿丸編ニット生地、合成繊維丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地（半製品を含む）
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	ニット生地
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1514-011	染色整理	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省） 企業物価指数（日本銀行）	B	紡績糸、綿・スフ織物（含合繊短繊維織物）、絹・人絹織物（含合繊長繊維織物）、毛織物・麻織物・その他の織物、ニット生地
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1519-091	綱・網	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ロープ、漁網
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	合成繊維製の綱、漁網、ポリエチレン製のひも、綱、ケーブル、ポリプロピレン製のひも、綱、ケーブル
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1519-099	他に分類されない繊維工業製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	不織布、レース
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	不織布
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1521-011	織物製衣服	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	シャツ・ブラウス、男子用スーツ・ズボン類、女子用スーツ・スカート類、子供服、学生服、作業衣
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	背広服・ズボン類、女子用スーツ・スカート類、子供服、コート、作業衣
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1521-021	ニット製衣服	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	男子用下着、女子用下着、ファンデーション下着、ニット製アウターシャツ類、セーター、スポーツウエア、パジャマ
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	肌着、ファンデーション下着、パジャマ、トレーナー、セーター、シャツ、ブラウス、ポロシャツ、Tシャツ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1522-099	その他の衣服・身の回り品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ソックス、ハンティストックキング、手袋
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	ソックス、ネクタイ、手袋、帽子、スカーフ・マフラー
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1529-011	寝具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	毛布・タオルケット、ふとん、羽毛ふとん
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	毛布
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1529-021	じゅうたん・床敷物	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	敷物
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	敷物
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕



(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
1529-091	繊維製衛生材料	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	衛生材料
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	脱脂綿、ガーゼ、包帯、生理用品、おむつ、接着性を有する被覆剤
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1529-099	他に分類されない繊維既製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	繊維製帆布、タオル
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	リネン、カーテン、タオル
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1611-011	製材	農林水産省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	板、ひき割、ひき角、その他の製材
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	製材
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1611-021	合板・集成材	農林水産省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	床板、普通合板、特殊合板、集成材
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	合板、集成材
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1611-031	木材チップ	農林水産省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	木材チップ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	木材チップ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1619-091	建設用木製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	造作材、プレハブ建築用木製パネル、パーティクルボード
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	繊維板、パーティクルボード
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1619-099	他に分類されない木製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	木箱、防菌木材
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	割り箸
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1621-011	木製家具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	木製机・椅子、木製流し台セット、たんす、木製棚、ベッド
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	木製家具、木製家具部分品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1621-021	金属製家具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	スチール机、スチールいす、金属製流し台セット、金属製棚
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	金属製家具
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1621-031	木製建具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	非金属製建具
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	戸、枠、敷居、欄間
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1621-099	その他の家具・装備品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	マットレス、宗教用具、事務所用・店舗用装備品、窓・扉用日よけ
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁、腰掛け、プラスチック製家具
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1631-011	パルプ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	製紙クラフトパルプ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	製紙さらしクラフトパルプ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1631-021	古紙	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	古紙
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	古紙
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1632-011	洋紙・和紙	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	新聞巻取紙、上級印刷紙(非塗工)、中級印刷紙(非塗工)、下級印刷紙(非塗工)、薄葉印刷紙(非塗工)、微塗工印刷用紙、アート紙(塗工)、コート紙(塗工)、軽量コート紙(塗工)、その他塗工印刷用紙、色上質紙(特殊印刷)、その他特殊印刷用紙、複写原紙、フォーム用紙、P P C用紙、情報記録紙、その他情報用紙、重袋用両更クラフト紙、その他両更クラフト紙、その他さらし包装紙、純白ロール紙、さらしクラフト紙、その他さらし包装紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル用紙、その他衛生用紙、加工原紙、電気絶縁紙、その他工業用雑種紙、家庭用雑種紙
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	塗工印刷用紙、新聞用紙
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1632-021	板紙	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	外装用ライナー(クラフト)、外装用ライナー(ジュート)、内装用ライナー、パルプレン、マニラボール、白ボール、黄・チップ・色板紙、建材原紙、紙管原紙、その他板紙
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	クラフトライナー、その他のクラフト紙
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1633-011	段ボール	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	段ボールシート
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	コルゲート加工をした紙及び板紙(ロール状又はシート状のもの)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1633-021	塗工紙・建設用加工紙	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	アスファルト塗工紙、ノーカーボン紙、壁紙・ふすま紙
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ミルクカートン用紙
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1641-011	段ボール箱	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	段ボール箱
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	段ボール製の箱及びケース
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1641-099	その他の紙製容器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	重包装紙袋、軽包装紙袋、紙箱
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	紙袋、紙製又は板紙製の折畳み式の箱、ケース、書類箱、レタートレイ、格納箱、包装容器
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1649-011	紙製衛生材料・用品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	生理用品、紙おむつ(統合)、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙タオル、紙ナプキン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	タンポン、おむつ及びおむつ中敷き衛生紙、生理用のナプキンその他これに類する衛生用品、トイレットペーパー
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	事務用書式類、封筒、日用紙製品、繊維板、紙管
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	帳簿、会計簿、雑誌帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、紙製又は板紙製のラベル、紙・板紙・セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切ったもの)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
1911-011	印刷・製版・製本	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	凸版印刷物、平版印刷物、おう版印刷物、特殊印刷物
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	有価証券、印刷物、絵画及びデザイン(印刷したもの)、写真(印刷したもの)、デカルコマニア、リーフレット
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2011-011	化学肥料	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	アンモニア、尿素、硫酸アンモニウム、過りん酸石灰、熔成りん肥、高度化成(粒状)、普通化成(粒状)
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	カリ肥料、複合肥料
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2021-011	ソーダ灰	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ソーダ灰
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ソーダ灰、炭酸ナトリウム
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2021-012	か性ソーダ	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	か性ソーダ
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	水酸化ナトリウム(か性ソーダ)
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2021-013	液体塩素	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	液体塩素
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	塩素
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2021-019	その他のソーダ工業製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	塩素ガス、塩酸ガス、塩酸(合成(35%換算))、塩酸(副生(35%換算))
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ナトリウム、次亜塩素酸塩、炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2029-011	酸化チタン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	酸化チタン(アナターズ型)、酸化チタン(ルチル型)
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	酸化チタン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2029-012	カーボンブラック	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	カーボンブラック
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	炭素
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2029-019	その他の無機顔料	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	酸化亜鉛、酸化第二鉄、黄鉛、フタロシアニン系顔料
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	酸化亜鉛、過酸化亜鉛、鉄の酸化物、一酸化鉛(リサーチ)、着色料、ルミノホアとして使用する種類の無機物
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2029-021	圧縮ガス・液化ガス	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	酸素ガス、液化酸素、窒素ガス、液化窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ヘリウム、アルゴン、希ガス(除ヘリウム、アルゴン)、窒素、酸素
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2029-031	原塩	財務省	輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	工業塩
2029-032	塩	財務省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	食塩
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2029-099	その他の無機化学工業製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	硝酸、カリウム塩、硝酸銀、過酸化水素、けい酸ナトリウム、活性炭
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	溶融マグネシア、焼結マグネシア、天然の炭酸マグネシウムを焼いたもの、フッ化水素酸、ほう酸、二酸化けい素、りん、活性炭、モリブデン酸塩、バナジウムの酸化物、けい素の炭化物
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2031-011	エチレン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	エチレン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	エチレン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2031-012	プロピレン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	プロピレン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	プロペン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2031-019	その他の石油化学基礎製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ブタン、プチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン
			輸入品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2031-021	純ベンゼン	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ベンゼン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ベンゼン
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2031-022	純トルエン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	純トルエン(非石油系含む)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	トルエン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2031-023	キシレン	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	キシレン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	キシレン異性体の混合物
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2031-029	その他の石油化学系芳香族製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	オルソキシレン、パラキシレン、芳香族混合溶剤
			輸入品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2041-011	合成アルコール類	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	エチルアルコール、ドデカン-1-オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール(セチルアルコール)、オクタデカン-1-オール(ステアリアルアルコール)、非環式飽和一価アルコール
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2041-012	酢酸	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	酢酸(99%換算)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	酢酸
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2041-013	二塩化エチレン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	二塩化エチレン
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	二塩化エチレン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
2041-014	アクリロニトリル	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	アクリロニトリル
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	アクリロニトリル
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-015	エチレングリコール	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	エチレングリコール
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	エチレングリコール
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-016	酢酸ビニルモノマー	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	酢酸ビニルモノマー
2041-019	その他の脂肪族中間物	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	無水酢酸、トリクロロエチレン、無水マレイン酸、メラミン、酸化エチレン、エチレングリコールエーテル、アセトアルデヒド、酢酸エチル、酸化プロピレン、プロピレングリコール、ポリプロピレングリコール、エポキシロヒドリン、合成アセトン、メチルイソブチルケトン、アクリル酸エステル(モノマー)、メチルエチルケトン、塩化ビニル(モノマー)、メタクリル酸エステル(モノマー)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	酢酸エチル、不飽和環式炭化水素、トリクロロエチレン、非環式二価アルコール、その他の脂肪族中間物
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-021	スチレンモノマー	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	スチレンモノマー
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	スチレン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-022	合成石炭酸	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	フェノール
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-023	テレフタル酸(高純度)	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	テレフタル酸(高純度のもの)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	テレフタル酸及びその塩
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-024	カプロラクタム	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	カプロラクタム
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ラクタム
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-029	その他の環式中間物	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シリアネート、シクロヘキササン、アニリン、ニトロベンゼン・クロロベンゼン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	シクロヘキササン、非縮合イミダゾール環を有する化合物、スルホンアミド、ラクトン、芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体、イソシアナート
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2041-031	合成染料・有機顔料	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	合成染料、ピグメントレジンカラー(カラーベース)、アゾ顔料
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	合成染料
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2042-011	合成ゴム	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	スチレンブタジエンラバー(SBR)クラム(油入りを除く)、スチレンブタジエンラバー(SBR)クラム(油入り)、スチレンブタジエンラバー(SBR)ラテックス、アクリロニトリルブタジエンラバー(NBR)、ポリクロロブレン、ポリブタジエン、エチレンプロピレンラバー、その他の合成ゴム
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	スチレン-ブタジエンゴム、カルボキシル化スチレン-ブタジエンゴム、ブタジエンゴム、ハローイソブテン-イソブレンゴム、イソブレンゴム
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2049-011	メタン誘導品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ホルマリン、塩化メチル、塩化メチレン、フルオロカーボン
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	メタノール
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2049-021	可塑剤	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	フタル酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、エポキシ系可塑剤
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	オルトフタル酸ジオクチル、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2049-099	その他の有機化学工業製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、発酵エチルアルコール(9.5%)、有機ゴム薬品、高級アルコール(還元、蒸留)
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	有機ゴム薬品
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2051-011	熱硬化性樹脂	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	フェノール樹脂(成形材料)、フェノール樹脂(積層品)、フェノール樹脂(木材加工接着剤)、フェノール樹脂(その他)、ユリア樹脂、メラミン樹脂(化粧板用)、メラミン樹脂(塗料用)、メラミン樹脂(接着剤用)、メラミン樹脂(その他)、不飽和ポリエステル樹脂(FRP用)、不飽和ポリエステル樹脂(その他)、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂(シロキサン)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	エポキシ樹脂、その他のポリエステル、その他のアミノ樹脂、フェノール樹脂、ポリウレタン、シリコーン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2051-021	ポリエチレン(低密度)	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ポリエチレン低密度(密度0.94未満のもの)、ポリエチレン(エチレン-酢酸ビニルコポリマー)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	比重が0.94未満のポリエチレン、エチレン-酢酸ビニル共重合体
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2051-022	ポリエチレン(高密度)	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ポリエチレン高密度(密度0.94以上のもの)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	比重が0.94以上のポリエチレン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2051-023	ポリスチレン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	成形材料(GP、HI)、発泡用(FS)、AS樹脂、ABS樹脂
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	多泡性ポリスチレン、その他のポリスチレン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕
2051-024	ポリプロピレン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ポリプロピレン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ポリプロピレン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレーションと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
2051-025	塩化ビニル樹脂	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ポリマー、コポリマー、ペースト
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ポリ塩化ビニル
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2051-031	高機能性樹脂	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)(容器用)、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)(その他)、ポリブチレンテレフタレート、変性ポリフェニレンエーテル
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	エンジニアリングプラスチック
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2051-099	その他の合成樹脂	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ポリブテン、石油樹脂、メタクリル樹脂(成形材料)、メタクリル樹脂(その他)、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂(コポリマーを含む)、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)、その他の樹脂
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ポリエチレンテレフタレート、その他のポリエーテル、ポリ硫化物、ポリスルホン及びその他の合成重合体
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2061-011	レーヨン・アセテート	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	再生・半合成繊維(短繊維)、再生・半合成繊維(長繊維)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ビスコースレーヨンの単糸、ビスコースレーヨンの短繊維、アセテートの単糸、再生繊維又は半合成繊維の長繊維・短繊維の糸、
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2061-021	合成繊維	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸、ポリエステル短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	合織長繊維糸
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2071-011	医薬品	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	医薬品
			輸入品	消費者物価指数(総務省)	B	医薬品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2081-011	油脂加工製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	硬化油(工業用、食料用)、直分脂肪酸、硬化脂肪酸、分別・分留脂肪酸、精製グリセリン(98.5%換算)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	動物性又は植物性の油脂及びその分別物、アシッドオイル及び油脂性の酸、ステアリン酸、グリセリン、パームステアリン、カプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、工業用の脂肪性アルコール
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2081-012	石けん・合成洗剤	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	石けん、ハンドソープ・ボディソープ、家庭用合成洗剤、工業用合成洗剤
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	石けん、有機界面活性剤及びその調製品、清浄用調製品(有機界面活性剤をもととしないもの)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2081-013	界面活性剤	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	陰イオン活性剤(硫酸エステル型、アルキルスルホネート、その他のスルホン酸型、その他の陰イオン活性剤)、陽イオン活性剤、非イオン活性剤(POEアルキルエーテル、POEアルキルアリルエーテル、その他のエーテル、エステル・エーテル型、多価アルコールエステル、その他の非イオン活性剤)、両性イオン活性剤、調合界面活性剤、柔軟仕上げ剤
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	界面活性剤
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2081-021	化粧品・歯磨	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	仕上用化粧品、皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、化粧品統合、歯みがき
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	香水・オーデコロン、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2082-011	塗料	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、溶剤系合成樹脂塗料、水系合成樹脂塗料、無溶剤系合成樹脂塗料、シンナー
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ペイント、ワニス、合成樹脂を含有する塗料、ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスタック及び塗装用の充てん料、有機の配合溶剤及び配合シンナー
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2082-021	印刷インキ	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	平版インキ、樹脂凸版インキ、金属印刷インキ、グラビアインキ、その他のインキ、新聞インキ、印刷インキ用ワニス
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	印刷用インキ
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2083-011	写真感光材料	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	写真フィルム、印画紙、製版用感光材料
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	写真感光材料
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2084-011	農薬	農林水産省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	殺虫剤、殺菌剤、殺虫・殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤、補助剤、その他
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	防虫菊エキス、殺虫剤、殺菌剤、除草剤・発芽抑制剤及び植物成長調整剤
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤及び植物成長調整剤、消毒剤
2089-011	ゼラチン・接着剤	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ゼラチン、にかわ、セルロース系接着剤、プラスチック系接着剤
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	接着剤
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2089-091	触媒	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	石油精製用(水素化処理)、石油精製用(その他)、石油化学品製造用、高分子重合用、油脂加工・医薬・食品製造用、その他の工業用(無機・雰囲気ガス等)、自動車排気ガス浄化用、その他の環境保全用
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	担体付き触媒、その他の触媒
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
2089-099	他に分類されない化学最終製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ワックス、香料、漂白剤
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	合成酸味料、香料、石油添加剤
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-011	ガソリン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	自動車ガソリン(高級)、自動車ガソリン(並級)、その他用ガソリン
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	揮発油(自動車の燃料用のもの)、その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTMD86の方法による温度250度における減重量加算留出容量が全容量の65%以上のもの(温度15度における比重が0.83以下のもの)
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-012	ジェット燃料油	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ジェット燃料油
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ジェット燃料油
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-013	灯油	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	灯油
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	灯油
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-014	軽油	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	軽油
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	軽油
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-015	A重油	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	A重油
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	重油(軽油及びその調製品を除く。)(温度15度における比重が0.9037以下のもの)
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-016	B重油・C重油	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	C重油
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	C重油
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-017	ナフサ	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	石油化学用、その他用
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ナフサ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-018	液化石油ガス	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	液化石油ガス(自動車用)、液化石油ガス(自動車用を除く)
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	液化石油ガス
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2111-019	その他の石油製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	潤滑油(グリースを含む)(石油精製によるもの)、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、潤滑油(購入した鉱・動植物油によるもの)、グリース(購入した鉱・動植物油によるもの)、オイルコークス、その他
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	石油コークス、石油アスファルト、パラフィンろう
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2121-011	コークス	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	石炭コークス
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したもの)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2121-019	その他の石炭製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	粗製ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス(高乾)製鉄工場、コークス炉ガス(高乾)その他
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール、ベンゾール
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2121-021	舗装材料	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	アスファルト舗装混合材
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	アスファルト
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2211-011	プラスチックフィルム・シート	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	プラスチックフィルム・シート、プラスチック床材、合成皮革
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	プラスチックフィルム・シート
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2211-012	プラスチック板・管・棒	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	プラスチック板、プラスチック積層品、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、プラスチック雨どい
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	プラスチック製の管及びホース、プラスチック製の管継手、ふっ素樹脂製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2211-013	プラスチック発泡製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	軟質プラスチック発泡製品、硬質プラスチック発泡製品
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ポリウレタン製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ、エチレンの重合体製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2211-014	工業用プラスチック製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	輸送機械用プラスチック製品、電気機器用プラスチック製品
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	プラスチック製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物、電気絶縁物品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2211-015	強化プラスチック製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	強化プラスチック管板類
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	プラスチック製の浴槽、シャワーバス及び洗面台、安全帽子、がい子(ガラス製及び陶磁製のものを除く)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2211-016	プラスチック製容器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	飲料用プラスチック容器、非飲料用プラスチック容器
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	プラスチック製の箱、ケース、クレート、瓶、フラスコその他これらに類する製品、プラスチック製その他の製品(運搬用又は包装用のもの)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	プラスチック製日用品
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	プラスチック製の食卓用品、台所用品、化粧品、その他の家庭用品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
2211-019	その他のプラスチック製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	再生プラスチック成形材料、廃プラスチック製品
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	その他のプラスチック製品
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2221-011	タイヤ・チューブ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	自動車タイヤ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	自動車タイヤ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2229-011	ゴム製・プラスチック製履物	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、プラスチック製靴、プラスチック製サンダル、プラスチック製スリッパ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ゴム製履物
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2229-099	その他のゴム製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ゴムベルト、ゴムホース、防振ゴム、ゴムロール、ゴム製パッキン、工業用スポンジ製品、医療・衛生用ゴム製品、ゴム練生地
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	手袋、ガスケツト、ワッシャーその他のシール、その他のゴム製品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2311-011	革製履物	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴、作業用革靴
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	革靴
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2312-011	製革・毛皮	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	牛皮革(クローム皮革を含む)、牛ぬめ革(茶利革を含む)、馬革、豚革
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	牛皮、牛皮
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2312-021	かばん・袋物・その他の革製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	革かばん、革製ハンドバック
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	かばん、ハンドバック
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2511-011	板ガラス	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	フロート板ガラス
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	板ガラス
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2511-012	安全ガラス・複層ガラス	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	強化ガラス、合わせガラス、ガラス鏡
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2511-021	ガラス繊維・同製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	フェルト、ボード、その他のガラス短繊維製品、ロービング、チョップドストランド、マット、糸、布、その他のガラス長繊維製品
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ガラス繊維製品
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2511-091	ガラス製加工素材	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ガラス製加工素材
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	石英ガラスの管、ガラス製のバルブ、チューブ、ガラス製の信号用品及び光学用品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2511-099	他に分類されないガラス製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具、卓上用・ちゅう房用ガラス器具
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ガラス容器・器具
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2521-011	セメント	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ポルトランドセメント(普通)、ポルトランドセメント(早強・中熟)、高炉セメント、その他のセメント
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ポルトランドセメント、アルミナセメント
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2521-021	生コンクリート	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	生コンクリート
			輸入品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2521-031	セメント製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、遠心力鉄筋コンクリート柱(ポール)、遠心力鉄筋コンクリートく(パイプ)、コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、厚形スレート、木材セメント製品(バルブセメント板、木片セメント板を含む)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	建築用のブロック及びれんが、タイル、敷石、れんが、その他のセメント製、コンクリート製又は人造石製の製品
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2531-011	建設用陶磁器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	衛生陶器、タイル
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品、陶磁製の舗装用品、炉用又は壁用のタイル及びモザイクキューブ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2531-012	工業用陶磁器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	がい子・がい管、電子機器用ファイナセラミックス
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、陶磁製の電気絶縁用物品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2531-013	日用陶磁器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	陶磁器製食器
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	陶磁器製食器
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2591-011	耐火物	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	粘土質、高アルミナ質(電鍍品を含む)、塩基性煉瓦(ドロマイト質を含む)、ジルコン(ジルコニアを含む)、その他の耐火煉瓦、キャストブル耐火物、吹付材耐火物、人造耐火材
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	マグネシアクリンカー、耐火性のセメント及びモルタル、電気鋳造耐火れんが、耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品、その他の陶磁製耐火製品
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
2591-099	その他の建設用土石製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	粘土かわら、石こうボード
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	石工品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2599-011	炭素・黒鉛製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	炭素・黒鉛製品
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	人造黒鉛、黒鉛その他の炭素の製品、炭素ブラシ、炭素電極
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2599-021	研磨材	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	研削材、研削と石
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイール、一般回転研削用砥石、粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料をその他の材料に付着させたもの
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2599-099	その他の窯業・土石製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	生石灰、石工品、ほうろう鉄器、ロックウール製品
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	工業用ダイヤモンド
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2611-011	鉄鉄	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	製鋼用鉄鉄
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	製鋼用鉄鉄
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2611-021	フェロアロイ	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	フェロマンガ（高炭素）、フェロマンガ（低炭素）、シリコマンガ、フェロクロム（低炭素）、フェロニッケル、フェロモリブデン、フェロバナジウム、その他のフェロアロイ
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	フェロシリコン、フェロクロム、フェロニッケル、シリコマンガ
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2611-031	粗鋼（転炉）	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	インゴット（圧延用）、インゴット（鍛鋼用）、連続铸造
2611-041	粗鋼（電気炉）	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	インゴット（圧延用）、インゴット（鍛鋼用）、連続铸造、鋳鋼鋳込普通鋼、鋳鋼鋳込特殊鋼
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	鉄又は非合金鋼の一次形状のもの、ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの、その他の合金鋼のインゴット
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2612-011	鉄屑	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	鉄くず
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	鉄くず
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2621-011	普通鋼形鋼	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	鋼矢板、H形鋼、大形形鋼、中小形形鋼
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	鉄又は非合金鋼の形鋼、鋼矢板
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2621-012	普通鋼鋼板	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	厚板、中・薄板
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	厚板
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2621-013	普通鋼鋼帯	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	熱延広幅帯鋼
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	熱延広幅帯鋼
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2621-014	普通鋼小棒	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	小形鉄筋用棒鋼、その他の小形棒鋼
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	鉄又は非合金鋼のその他の棒
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	重軌条（付属品を含む）、軽軌条（付属品を含む）、大形棒鋼、中形棒鋼、管材、パイプコイル（鉄筋用、その他用）、普通線材、特殊線材（低炭素）、特殊線材（高炭素）、外輪、普通鋼半製品（輸出分）
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	その他の普通鋼鋼材
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	炭素工具鋼、合金工具鋼、高速度工具鋼、その他の工具鋼、機械構造用炭素鋼、構造用合金鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼（クロム系）、ステンレス鋼（ニッケル系）、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、特殊鋼半製品（輸出分）
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	ステンレス鋼板
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2622-011	普通鋼鋼管	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管、冷けん鋼管（再生引抜鋼管を含む）、めっき鋼管
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	普通鋼鋼管
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2622-012	特殊鋼鋼管	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ステンレス鋼管
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	特殊鋼鋼管
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼矢板、軽量形鋼
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	冷延広幅帯鋼
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素鋼線、その他の特殊鋼線
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	特殊鋼冷間仕上鋼材
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2623-021	めっき鋼材	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	ブリキ、ティンフリースチール、亜鉛めっき鋼板（溶融めっき）、亜鉛めっき鋼板（電気めっき）、その他の金属めっき鋼板、鉛金、亜鉛めっき硬鋼線
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	めっき鋼板
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2631-011	鍛鋼	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	普通鋼、特殊鋼
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	鍛鋼
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2631-012	鋳鋼	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	普通鋼、特殊鋼
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
2631-021	鑄鉄管	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	鑄鉄管
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	鑄鉄製の管及び中空の形材
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2631-031	鑄鉄品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	銃鉄鑄物(球状黒鉛鑄鉄を除く)(産業機械器具用、金属工作・加工機械用、その他の一般・電気機械用、自動車用、その他の輸送機械用、その他用)、球状黒鉛鑄鉄(産業機械器具用、金属工作・加工機械用、その他の一般・電気機械用、自動車用、その他の輸送機械用、その他用)、可鍛鑄鉄、精密鑄造品(鑄鉄、合金鋼・炭素鋼)、可鍛鑄鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	その他の鑄造製品(非可鍛鑄鉄製のもの)
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2631-032	鍛工品(鉄)	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	型鍛造品(産業機械・土木建設機械用、自動車用、その他用)、自由鍛造品(産業機械・土木建設機械用、輸送機械用、その他用)、リングロール品(産業機械・土木建設機械用、自動車用、その他用)、冷間鍛造品(自動車用、その他用)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	粉砕機用のグラインディングボール
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2699-011	鉄鋼シャースリット業	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	鉄鋼切断品(薄板)、鉄鋼切断品(厚中板)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2699-099	その他の鉄鋼製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	その他鉄鋼
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	鉄鋼
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2711-011	銅	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	銅地金
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	銅地金
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	粗鉛(副産粗鉛を含む)(輸出入)、電気鉛、鉛再生地金(活字合金を含む)、電気亜鉛(精留亜鉛を含む)、蒸留亜鉛、亜鉛再生地金、亜鉛合金
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	鉛、亜鉛地金
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2711-031	アルミニウム(再生を含む。)	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	アルミナ(酸化アルミニウム)、水酸化アルミニウム、精製アルミニウム地金、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	アルミニウム地金、アルミニウム合金・同二次合金地金
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2711-099	その他の非鉄金属地金	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	金地金、銀地金、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	金地金、銀地金、白金地金、パラジウム、ニッケル地金、すず地金、コバルト地金、シリコン
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2712-011	非鉄金属屑	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	銅くず、銅合金くず、アルミニウム・同合金くず
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	銅・同合金くず、アルミニウム・同合金くず
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2721-011	電線・ケーブル	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	銅電線(銅裸線、巻線)、絶縁電線、アルミニウム線、電力ケーブル、通信ケーブル
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	点火用配線セットその他の配線セット、電気導体
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2721-021	光ファイバケーブル	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	通信用光ファイバケーブル
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	光ファイバケーブル
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2729-011	伸銅品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	銅製品(板、条、管、棒・線)、黄銅製品(板、条、管、棒・線)、青銅伸銅品
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	銅・亜鉛合金の板・シート・ストリップ、精製銅のはく、銅・すず合金
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2729-021	アルミ圧延製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	板、円板、条、管、棒・線、形材、はく
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	アルミニウム合金の棒及び形材、アルミニウムの板、シート及びストリップ、アルミニウムのはく
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2729-031	非鉄金属素形材	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	銅・銅合金鑄物(産業機械器具用、輸受メタル用、バルブ・コック用(管継手用を含む)、輸送機械用、その他用)、アルミニウム鑄物(一般機械用、自動車用、その他の輸送機械用、その他用)、ダイカスト(一般機械用(アルミニウム)、電気機械用(アルミニウム)、自動車用(アルミニウム)、二輪自動車用(アルミニウム)、その他用(アルミニウム)、自動車用(亜鉛)、その他用(亜鉛))、精密鑄造品(アルミニウム合金、その他の非鉄合金)、非鉄金属鍛造品(自動車用(アルミニウム系)、その他用(アルミニウム系))
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	船舶のプロペラ及びその羽
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2729-041	核燃料	経済産業省	国内生産品		D	〔当該部門投入額合計の実質値と名目値の比率を用いた。〕
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2729-099	その他の非鉄金属製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	貴金属展伸材
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ロジウムの粉、貴金属・ニッケル(合金)の板、シート、ストリップ、はく、線、マンガ・ tantalum・モリブデン及びその製品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
2811-011	建設用金属製品	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	足場用、枠組み用又は支柱用の物品、構造物及びその部分品(鉄鋼製のもの)
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕



(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
2812-011	建築用金属製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	アルミニウムサッシ、アルミニウムドア、スチールドア、シャッター、建築用板金製品、建具用取付具
			輸出品	企業物価指数（日本銀行）	B	金属製建具・同関連品
2891-011	ガス・石油機器・暖房機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ガスこんろ、ガス湯沸器、ガス風呂釜、石油ストーブ、温風・温水暖房装置
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	ボルト、ナット、リベット、木ねじ、小ねじ、押しねじ、かさね板ばね、つるまきばね、うす板ばね
			輸出品	企業物価指数（日本銀行）	B	ボルト・ナット・くぎ
2899-021	金属製容器・製缶板金製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ドラム缶、18リットル缶、食缶、ボンベ
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2899-031	配管工事附属品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	金属製管継手、金属製衛生器具、配管工事用附属品
			輸出品	企業物価指数（日本銀行）	B	金属製管継手、バルブ
2899-032	粉末や金製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	超硬チップ
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2899-033	刃物・道具類	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	作業工具、のこ刀、機械刃物
			輸出品	企業物価指数（日本銀行）	B	作業工具
2899-091	金属プレス製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	アルミニウム製飲料用缶、金属製台所・生活用品
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2899-092	金属線製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	くぎ、金網、ワイヤロープ、溶接棒
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2899-099	他に分類されない金属製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	架線金物、金庫、金属製バッキン・ガスケツト、金属製ネームプレート
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2911-011	ボイラ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ボイラ
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2911-021	タービン	経済産業省	国内生産品	国内生産額表（総務省）	A	蒸気タービン
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2911-031	原動機	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	汎用ガソリン機関、汎用ディーゼル機関
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2912-011	ポンプ・圧縮機	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	うず巻ポンプ、耐しよく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、真空ポンプ、圧縮機、送風機、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧シリンダ、空気圧バルブ
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2913-011	運搬機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	エレベータ、クレーン、巻上機、コンベヤ
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2914-011	冷凍機・温湿調整装置	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	冷凍機、業務用エアコン、冷凍・冷蔵用ショーケース
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2919-011	ベアリング	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	玉軸受、ころ軸受
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
2919-099	その他のはん用機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	駐車装置、変速機、歯車、ローラチェーン、工業窯炉、消火器、バルブ、パイプ加工品、ピストンリング
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
3011-011	農業用機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	農業用トラクタ・耕うん機、田植機、動力噴霧機、コンバイン、農業用乾燥機
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
3012-011	建設・鉱山機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ラフテレンクレーン、掘きく機、コンクリート機械
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		
3013-011	繊維機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	家庭用ミシン
			輸出品	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕		

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
3016-011	金属工作機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	旋盤、研削盤、マシニングセンタ
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	ワイヤカット放電加工機、横旋盤、研削盤、マシニングセンター（金属加工用のもの）、研削盤、部分品及び附属品
3016-021	金属加工機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	金属の処理用の機械、圧延機用ロール、油圧プレス、部分品
3016-031	機械工具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ダイヤモンド工具、超硬工具、空気動工具、電動工具、特殊鋼切削工具
			輸入品	企業物価指数（日本銀行）	B	電動工具
3017-011	半導体製造装置	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	半導体製造装置
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3019-011	金型	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	金型
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	成形用の型
3019-031	ロボット	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	産業用ロボット
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3019-051	化学機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	ろ過機、分離機、熱交換器
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	熱交換装置、ろ過機及び洗浄機、部分品
3019-091	木材加工機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	製材・木工機械
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	二以上の加工機能を有する機械、ひき割り機、薄切り機及び削り機（木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工用のもの）、木材・コルク・骨・硬質ゴム・硬質プラスチック等硬質物の加工機械、部分品
3019-092	パルプ装置・製紙機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	乾燥機、紙又は板紙の製造機械・仕上げ用機械、繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械、部分品
3019-093	印刷・製本・紙工機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	印刷・製版機械、製本機械
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	印刷機械
3019-094	鋳造装置	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	凝結機及び成形機並びに鋳物用砂型の造型機、金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン
3019-095	プラスチック加工機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	プラスチック加工機械
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	射出成形機、押出成形機、ゴム又はプラスチックの加工機械、部分品
3019-096	食品機械・同装置	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	穀物処理機械、製パン・製菓機械
3019-099	その他の生産用機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	温度変化による方法により材料を処理する機器、ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器、肉又は家さん調製用機械
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3111-011	複写機	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	包装・荷造機械
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	オートマチックラッピングマシン、包装機械（容器用のもの）、部分品、容器成形充てん機、混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械
3111-099	その他の事務用機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	事務用機器
3112-011	自動販売機	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	電子卓上計算機
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3112-012	娯楽用機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	自動販売機
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	自動販売機、自動販売機の部分品
3112-019	その他のサービス用機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器
3113-011	計測機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	清潔用又は乾燥用の機械、業務用血洗機、ジャッキ及びホイスト、業務用洗濯機・乾燥機
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3114-011	医療用機械器具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	工業用長さ計、積算体積計、はかり、圧力計、流量計、精密測定器、光分析装置、材料試験機、測量機器、公害計測器、理化学機器
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	分析機器
3115-011	光学機械・レンズ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	医療用機器、病院用器具、歯科用機器、医療用品、歯科材料
3115-011	光学機械・レンズ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	医療用機器、医療用品
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3115-011	光学機械・レンズ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数（日本銀行）	B	カメラ用交換レンズ、写真装置・同関連器具、顕微鏡、光学レンズ
			輸入品	日本貿易統計（財務省）	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
3116-011	武器	経済産業省	国内生産品	・国内生産額表(総務省) ・機械統計年報(経済産業省)	A	銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイル、軍用の武器、武器の部分品及び附属品
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3211-011	電子管	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	電子管
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	電子管
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3211-021	半導体素子	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ダイオード、整流素子、トランジスタ、サーミスタ、光電変換素子
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	半導体素子
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3211-031	集積回路	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	線形回路、バイポーラ型集積回路、モス型ロジック集積回路、モス型メモリ集積回路、混成集積回路
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	線形回路、モス型ロジック集積回路、モス型メモリ集積回路
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3211-041	液晶パネル	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ディスプレイデバイス
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ディスプレイデバイス
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3299-011	磁気テープ・磁気ディスク	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	記録用テープ・ディスク
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	記録用テープ・ディスク
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3299-099	その他の電子部品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	電子機器用抵抗器、電子機器用コンデンサ、電子機器用変成器、水晶振動子、電子機器用コネクタ、電子機器用スイッチ、プリント配線板、音響部品、磁気ヘッド、超小形電動機、スイッチング電源、コントロールユニット、シリコンウエハ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	シリコンウエハ、電子機器用コンデンサ、電子機器用変成器、水晶振動子、接続部品、変換部品、組立品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3311-011	発電機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	発電機
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	直流発電機、発電機
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3311-012	電動機	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	電動機
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	直流電動機、交流電動機
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3311-021	変圧器・変成器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	変圧器
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	トランスフォーマー、部分品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3311-031	開閉制御装置・配電盤	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	配電盤、分電盤、監視制御装置、継電器、開閉器、プログラマブルコントローラ、遮断器
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	継電器、マイクロスイッチ、その他のスイッチ、自動遮断機、電気制御用又は配電用の盤・パネル・コンソール・机・キャビネットその他の物品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3311-041	配線器具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	配線器具
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	配線器具
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3311-051	内燃機関電装品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	充電発電機、始動電動機、イグニッションコイル、点火プラグ
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ディストリビューター及びイグニッションコイル、スターター及び始動充電発電機、点火プラグ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3311-099	その他の産業用電気機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	電力変換装置、コンデンサ、電気溶接機、産業用電熱装置
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	シリコン整流機器、スタティックコンバータ、放電管用安定器、部分品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3321-011	民生用エアコンディショナ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ルームエアコン
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	ルームエアコン
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	電子レンジ、電気がま、ジャーボット、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気掃除機、換気扇、理容用電気器具、電気温水洗浄便座
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	電子レンジ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気掃除機、理容用電気器具
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3331-011	電子応用装置	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	X線装置、超音波応用装置、医療用電子応用装置
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	X線装置
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3332-011	電気計測器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	電気計器、電気測定器、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	電気計測機器、工業計器、医療用計測器
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3399-011	電球類	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	自動車用電球、蛍光灯、HIDランプ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3399-021	電気照明器具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	白熱灯器具、蛍光灯器具、高圧放電灯器具
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	照明用又は可視信号用の機器、部分品、シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3399-031	電池	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	乾電池、車両用蓄電池、民生用蓄電池
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	鉛蓄電池、ニッケル・カドミウム蓄電池、その他の蓄電池
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3399-099	その他の電気機械器具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	太陽電池
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	ビデオカメラ、デジタルカメラ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	録画・再生装置、ビデオカメラ・デジタルカメラ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3411-021	電気音響機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	オーディオ、カーオーディオ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	オーディオ、カーオーディオ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3411-031	ラジオ・テレビ受信機	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	カラーテレビ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	テレビ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3412-011	有線電気通信機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	電話機、ボタン電話装置、インターホン、ファクシミリ、交換機、搬送装置
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	電話機、ファクシミリ
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3412-021	携帯電話機	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行) ・機械統計年報(経済産業省)	B	携帯電話機
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	携帯電話機
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	固定通信装置、基地局通信装置、無線応用装置、カーナビゲーションシステム
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	無線通信機器
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3412-099	その他の電気通信機器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	交通信号保安装置
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	盗難警報器・火災警報器その他これらに類する機器、表示盤、電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及び部品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3421-011	パーソナルコンピュータ	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	パーソナルコンピュータ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	電子計算機本体
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	汎用コンピュータ・サーバ
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	電子計算機本体
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3421-031	電子計算機附属装置	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	磁気ディスク装置、光ディスク装置、印刷装置、表示装置、端末装置
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	磁気ディスク装置、光ディスク装置、印刷装置、表示装置
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3511-011	乗用車	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	小型乗用車、普通乗用車
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3521-011	トラック・バス・その他の自動車	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	バス、軽トラック、小型トラック、普通トラック
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ダンプカー、クレーン車、貨物自動車、特殊用途自動車、車体、トレーラー及びセミトレーラー、その他の車両
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3522-011	二輪自動車	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	二輪自動車
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	二輪自動車
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3531-011	自動車用内燃機関	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	自動車用ガソリンエンジン、自動車用ディーゼルエンジン、二輪自動車用エンジン
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	自動車用内燃機関部品
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3531-021	自動車部品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	カーエアコン、自動車部品
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	自動車部品
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3541-011	鋼船	国土交通省	国内生産品	造船造機統計調査(国土交通省)	A	貨物船、客船、自動車航送船、油送船、漁船、貨物船(輸出)、油送船(輸出)、その他の船舶(輸出)
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	客船・遊覧船その他これらに類する船舶、貨物船及び貨客船
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3541-021	その他の船舶	国土交通省	国内生産品	造船造機統計調査(国土交通省) ・工業統計調査(経済産業省)	A	木造船(20総トン以上)、木製・金属製舟艇(20総トン未満)、プラスチック製舟艇
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	セールボート、モーターボート、ヨット・その他の娯楽用又はスポーツ用船舶、樽楫船及びカヌー、その他の船舶
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3541-031	船用内燃機関	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	船用ディーゼル機関
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	ピストン式圧縮点火内燃機関(船舶推進用のもの)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3541-101	船舶修理	国土交通省	国内生産品	・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・毎月勤労統計調査(厚生労働省)	D	綱・網、塗料、普通鋼鋼材、建築用金属製品、ボルト・ナット・リベット及びスプリング、その他の金属製品、運搬機械、内燃機関電装品、船用内燃機関、事業用電力、卸売、金融、雇用者所得
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
3591-011	鉄道車両	国土交通省	国内生産品	鉄道車両等生産動態統計調査(国土交通省)	A	電気機関車、ディーゼル機関車、電車、ディーゼル車、貨物車
			輸入品	日本貿易統計(財務省)	A	鉄道用または軌道用の客車、貨車、保守用又は作業用の車両、ボギー台車、ビッセル台車、車軸、車輪、エアブレイキ、連結器、緩衝器及びこれらの部品
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	鉄道用機関車、客車、貨車、保守用又は作業用の車両、ボギー台車、ビッセル台車、車軸、車輪、エアブレイキ、連結器、緩衝器及びこれらの部品
3591-101	鉄道車両修理	国土交通省	国内生産品	・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・毎月勤労統計調査(厚生労働省)	D	塗料、普通鋼鋼材、建築用金属製品、ボルト・ナット・リベット及びスプリング、その他の金属製品、鉄道車両、事業用電力、卸売、金融、雇用者所得

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
3592-011	航空機	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、その他の航空機、航空機用エンジン
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	航空機用原動機・同部品、航空機部品
3592-101	航空機修理	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	機械修理
3599-011	自転車	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	自転車、自転車部品
3599-091	産業用運搬車両	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック、部分品
3599-099	他に分類されない輸送機械	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	身体障害者用又は病人用の車両
3911-011	がん具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	がん具
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	がん具
3911-021	運動用品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	球技用具、ゴルフ用具、釣具
3919-011	身辺細貨品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	真珠製品、ファスナー・スナップ・針
3919-021	時計	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	腕時計、目覚・掛時計
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	時計
3919-031	楽器	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	ギター、弦楽器、電気ギター、電氣的に音を発生し又は増幅する楽器
3919-041	筆記具・文具	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	文具
3919-051	畳・わら加工品	農林水産省	国内生産品	・企業物価指数(日本銀行) ・農業物価統計(農林水産省)	B	畳・畳床、い(い表)
			輸出品	日本貿易統計(財務省)	A	むしろ・こも及びアンペラ、ぼっかんさなだ、いぐさ又は七島製のシート状のもの、畳床
3919-061	情報記録物	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	オーディオレコード、ビデオレコード
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	オーディオディスクレコード
3919-099	その他の製造工業製品	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	眼鏡枠、眼鏡レンズ、漆器、歯ブラシ、看板・標識機、電光表示器、パレット、モデル・模型品、線香・香、人体安全保護具・救命具、ルームユニット
4111-011	住宅建築(木造)	国土交通省	国内生産品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	木造住宅デフレーター
			輸出品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	非木造住宅デフレーター
4112-011	非住宅建築(木造)	国土交通省	国内生産品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	木造非住宅デフレーター
			輸出品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	非木造非住宅デフレーター(SRC造非住宅、RC造非住宅、S造非住宅、CB造・その他非住宅の総合)
4121-011	建設補修	国土交通省	国内生産品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	建設総合(建築総合、土木総合)デフレーター
			輸出品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	道路デフレーター〔一般道路、一般街路(改良)、一般街路(舗装)、一般街路(橋梁)、有料道路、区画整理の総合)〕
4131-021	河川・下水道・その他の公共事業	国土交通省	国内生産品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	治水等デフレーター(治水、海岸、下水道、環境衛生、公園、港湾・漁港、空港、災害復旧の総合)
			輸出品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	農林関係公共事業デフレーター
4191-011	鉄道軌道建設	国土交通省	国内生産品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	鉄道軌道デフレーター
			輸出品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	電力デフレーター
4191-021	電力施設建設	国土交通省	国内生産品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	電力デフレーター
			輸出品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	電気通信デフレーター
4191-031	電気通信施設建設	国土交通省	国内生産品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	電気通信デフレーター
			輸出品	建設工事費デフレーター(国土交通省)	B	その他の土木建設デフレーター(上・工業用水道、土地造成、その他土木の総合)
4611-001	事業用電力	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	事業用原子力発電、事業用火力発電、水力・その他の事業用発電
			輸出品	企業物価指数(日本銀行)	B	小口電力、低圧電力
4611-041	自家発電	経済産業省	国内生産品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品	国内生産額表(総務省)	A	自家発電(当該部門の主要投入品目)
4621-011	都市ガス	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	販売用、加熱用、自家消費用
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
4622-011	熱供給業	経済産業省	国内生産品	国内生産額表(総務省)	A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
4711-011	上水道・簡易水道	厚生労働省	国内生産品	・水道統計(日本水道協会) ・簡易水道事業年鑑(全国簡易水道協議会)	A	住宅用、業務用及びその他
			輸出品		A	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
4711-021	工業用水	経済産業省	国内生産品	企業物価指数(日本銀行)	B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	工業用水

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
4711-031	下水道★★	内閣府	国内生産品	SNA推計資料(内閣府)	D	下水道
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
4811-011	廃棄物処理(公営)★★	環境省	国内生産品	・地方公務員給与実態調査(総務省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	地方公務員(清掃職員)の平均基本給月額、最終財・消費
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
4811-021	廃棄物処理(産業)	環境省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	産業廃棄物処理
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5111-011	卸売	経済産業省	国内生産品	第3次産業活動指数(経済産業省)	B	卸売
			輸入品	企業物価指数(日本銀行)	B	全産業の総平均
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5112-011	小売	経済産業省	国内生産品	第3次産業活動指数(経済産業省)	B	小売
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5311-011	公的金融(F I S I M)	金融庁	国内生産品	第3次産業活動指数(経済産業省)	C	日本銀行、政府系金融機関、郵便貯金
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5311-012	民間金融(F I S I M)	金融庁	国内生産品	第3次産業活動指数(経済産業省)	C	民間金融機関
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5311-013	公的金融(手数料)	金融庁	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	銀行手数料
5311-014	民間金融(手数料)	金融庁	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	銀行手数料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5312-011	生命保険	金融庁	国内生産品	第3次産業活動指数(経済産業省)	C	生命保険業
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5312-021	損害保険	金融庁	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	損害保険料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5511-011	不動産仲介・管理業	国土交通省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	不動産
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5511-021	不動産賃貸業	国土交通省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	不動産
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5521-011	住宅賃貸料	国土交通省	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	家賃
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5711-011	鉄道旅客輸送	国土交通省	国内生産品	鉄道輸送統計年報(国土交通省)	C	JR定期外、JR定期、民鉄定期外、民鉄定期
			輸入品	鉄道統計年報(国土交通省)	B	除JR旅客
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5712-011	鉄道貨物輸送	国土交通省	国内生産品	鉄道統計年報(国土交通省)	C	JR貨物、民鉄貨物
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5721-011	バス	国土交通省	国内生産品	自動車輸送統計年報(国土交通省)	C	営業用バス(乗合、貸切)
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5721-021	ハイヤー・タクシー	国土交通省	国内生産品	自動車輸送統計年報(国土交通省)	C	営業用乗用車(ハイヤー・タクシー)
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	国土交通省	国内生産品	自動車輸送統計年報(国土交通省)	C	営業用貨物自動車
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5741-011	外洋輸送	国土交通省	国内生産品	・海事レポート(国土交通省) ・交通関係統計資料集(国土交通省)	C	(邦船・外国用船)輸出・輸入・三国間貨物輸送、旅客輸送
			輸入品	・海事レポート(国土交通省) ・海運統計要覧(日本船主協会)	C	(外国用船)輸出・輸入・三国間貨物輸送、用船
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5742-011	沿海・内水面旅客輸送	国土交通省	国内生産品	海事レポート(国土交通省)	C	旅客航路輸送
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5742-012	沿海・内水面貨物輸送	国土交通省	国内生産品	・内航船舶輸送統計調査(国土交通省) ・海事レポート(国土交通省)	C	鋼船、木船、プッシュャーバージ、自動車航送船
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5743-011	港湾運送	国土交通省	国内生産品	港運統計資料(国土交通省)	C	船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5751-011	国際航空輸送	国土交通省	国内生産品	航空輸送統計年報(国土交通省)	C	国際旅客、国際貨物一般、国際貨物郵便
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5751-012	国内航空旅客輸送	国土交通省	国内生産品	航空輸送統計年報(国土交通省)	C	国内定期旅客
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5751-013	国内航空貨物輸送	国土交通省	国内生産品	航空輸送統計年報(国土交通省)	C	国内定期貨物一般、国内定期貨物郵便
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5751-014	航空機使用事業	国土交通省	国内生産品	航空輸送統計年報(国土交通省)	C	航空機使用事業
5761-011	貨物利用運送	国土交通省	国内生産品	数字でみる物流(日本物流団体連合会)	C	貨物自動車利用運送、鉄道利用運送、外航海運利用運送、国内利用航空運送、国際航空利用運送
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5771-011	倉庫	国土交通省	国内生産品	倉庫統計季報(国土交通省)	C	普通倉庫、冷蔵倉庫、水面倉庫
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5781-011	こん包	国土交通省	国内生産品	・企業物価指数(日本銀行) ・第3次産業活動指数(経済産業省) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	D	製材、合板・集成材、紙製容器、冷延・めっき鋼材、その他の金属製品、卸売、道路貨物輸送、雇用者所得
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
5789-011	道路輸送施設提供	国土交通省	国内生産品	・道路統計年報(国土交通省) ・数字で見る自動車(日本自動車会議所) ・自動車駐車場年報(国土交通省)	C	高速自動車国道、一般有料道路、都市内有料道路、地方公共団体会社有料道路、一般自動車道、路外駐車場、自動車ターミナル
			輸入品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	有料道路
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5789-021	水運施設管理★★	国土交通省	国内生産品	港湾統計年報(国土交通省)	C	港湾管理
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5789-031	水運附帯サービス	国土交通省	国内生産品	・消費者物価指数(総務省) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・企業物価指数(日本銀行)	D	機械器具賃貸、上水道・簡易水道、不動産賃貸、家計外消費支出、雇業者所得
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5789-041	航空施設管理(国営)★★	国土交通省	国内生産品	・消費者物価指数(総務省) ・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・国家公務員給与等実態調査(人事院)	D	事業用電力、不動産賃貸、固定電気通信、建物サービス、家計外消費支出、雇業者所得
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5789-051	航空施設管理(産業)	国土交通省	国内生産品	・消費者物価指数(総務省) ・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	D	事業用電力、不動産賃貸、卸売、金融、建物サービス、家計外消費支出、雇業者所得
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5789-061	航空附帯サービス	国土交通省	国内生産品	・消費者物価指数(総務省) ・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	D	事業用電力、不動産賃貸、卸売、金融、建物サービス、家計外消費支出、雇業者所得
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス	国土交通省	国内生産品	・第3次産業活動指数(経済産業省) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・消費者物価指数(総務省) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	D	金融、不動産賃貸、固定電気通信、情報サービス、広告、家計外消費支出、雇業者所得
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5791-011	郵便・信書便	総務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	郵便
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5911-011	固定電気通信	総務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	固定電気通信
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5911-021	移動電気通信	総務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	移動電気通信
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5911-099	その他の電気通信	総務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	固定電気通信
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5919-099	その他の通信サービス	総務省	国内生産品	・毎月勤労統計調査(厚生労働省) ・建設工事費デフレーター(国土交通省) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行) ・企業物価指数(日本銀行)	D	・通信の現金給与総額指数 ・建設総合 ・不動産賃貸 ・最終消費財
			輸入品		B	放送受信料(NHK)
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5921-011	公共放送	総務省	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	放送受信料(NHK)
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5921-021	民間放送	総務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	テレビCM
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5921-031	有線放送	総務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	放送
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5931-011	ソフトウェア業	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	ソフトウェア開発
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5931-012	情報処理・提供サービス	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	情報処理・提供サービス
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5941-011	インターネット附随サービス	総務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	インターネット附随サービス
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5951-011	映像・音声・文字情報制作業	総務省	国内生産品	第3次産業活動指数(経済産業省)	C	映像情報制作・配給業、音声情報制作業
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5951-021	新聞	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	新聞
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
5951-031	出版	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数(日本銀行)	B	書籍、週刊誌、月刊誌
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6111-011	公務(中央)★★	内閣府	国内生産品	SNA推計資料(内閣府)	D	公務
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6112-011	公務(地方)★★	内閣府	国内生産品	SNA推計資料(内閣府)	D	公務
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
6311-011	学校教育（国公立）★★	文部科学省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・地方公務員給与実態調査(総務省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	大学・短期大学・高等専門学校の雇用者所得、幼稚園・小学校・中学校の雇用者所得、高等学校・特殊教育諸学校・専修学校・各種学校の雇用者所得、物件費(最終消費財)
6311-021	学校教育（私立）★	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6312-011	社会教育（国公立）★★	文部科学省	国内生産品	・地方公務員給与実態調査(総務省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6312-021	社会教育（非営利）★	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★	文部科学省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6312-041	その他の教育訓練機関（産業）	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★	文部科学省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6321-021	自然科学研究機関（国公立）★★	文部科学省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6321-031	自然科学研究機関（非営利）★	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6321-041	自然科学研究機関（非営利）★	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6321-051	自然科学研究機関（産業）	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6321-061	自然科学研究機関（産業）	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6322-011	企業内研究開発	文部科学省	国内生産品	・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	雇用者所得、物件費(最終消費財)
6411-011	医療（入院診療）	厚生労働省	国内生産品	業務資料（厚生労働省）	B	診療報酬の改定率指数
6411-021	医療（入院外診療）	厚生労働省	国内生産品	業務資料（厚生労働省）	B	診療報酬の改定率指数
6411-031	医療（歯科診療）	厚生労働省	国内生産品	業務資料（厚生労働省）	B	診療報酬の改定率指数
6411-041	医療（調剤）	厚生労働省	国内生産品	業務資料（厚生労働省）	B	診療報酬の改定率指数
6411-051	医療（その他の医療サービス）	厚生労働省	国内生産品	業務資料（厚生労働省）	B	診療報酬の改定率指数
6421-011	保健衛生（国公立）★★	厚生労働省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・地方公務員給与実態調査(総務省) ・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行)	D	・医療系職種の平均給与額 ・医療系職種の平均給与額 ・医薬品、電力、最終消費財〔その他の内生投入額+雇用者所得以外の粗付加価値額をウェイトとする〕 ・産業廃棄物処理
6421-021	保健衛生（産業）	厚生労働省	国内生産品	・毎月勤労統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行)	D	・医療・福祉業の現金給与総額指数 ・医薬品、電力、最終消費財〔その他の内生投入額+雇用者所得以外の粗付加価値額をウェイトとする〕 ・産業廃棄物処理、諸サービス〔その他の対事業所サービス投入額をウェイトとする〕
6431-011	社会保険事業★★	厚生労働省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・地方公務員給与実態調査(総務省) ・企業物価指数(日本銀行) ・企業向けサービス価格指数(日本銀行)	D	・医療職の平均給与額 ・医療職の平均給与額 ・電力、出版・印刷物、最終消費財〔その他の内生投入額+雇用者所得以外の粗付加価値額をウェイトとする〕 ・諸サービス〔その他の対事業所サービスをウェイトとする〕、郵便
6431-021	社会福祉（国公立）★★	厚生労働省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・地方公務員給与実態調査(総務省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	・医療職の平均給与額 ・医療職の平均給与額 ・最終消費財〔その他の内生投入額+雇用者所得以外の粗付加価値額をウェイトとする〕
6431-031	社会福祉（非営利）★	厚生労働省	国内生産品	・国家公務員給与等実態調査(人事院) ・地方公務員給与実態調査(総務省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	・医療職の平均給与額 ・医療職の平均給与額 ・最終消費財〔その他の内生投入額+雇用者所得以外の粗付加価値額をウェイトとする〕
6431-041	社会福祉（産業）	厚生労働省	国内生産品	・毎月勤労統計調査(厚生労働省) ・企業物価指数(日本銀行)	D	・医療・福祉業の現金給与総額指数 ・最終消費財〔その他の内生投入額+雇用者所得以外の粗付加価値額をウェイトとする〕
6441-011	介護（施設サービス）	厚生労働省	国内生産品	業務資料（厚生労働省）	B	介護報酬単位の改定率（施設）指数
6441-021	介護（施設サービスを除く。）	厚生労働省	国内生産品	業務資料（厚生労働省）	B	介護報酬単位の改定率（在宅）指数
6599-011	対企業民間非営利団体	内閣府	国内生産品	SNA推計資料（内閣府）	D	対企業民間非営利団体サービス
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕



(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★	内閣府	国内生産品	国民経済計算年報（内閣府）	D	対家計民間非営利団体サービス
			輸入品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		D	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）貸貸業	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	通信機器リース、産業機械リース、工作機械リース、商業・サービス用機械設備リース、医療用機器リース
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6611-012	建設機械器具貸貸業	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	土木・建設機械リース
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6611-013	電子計算機・同関連機器貸貸業	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	電子計算機・同関連機器リース、電子計算機レンタル
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）貸貸業	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	事務用機器リース
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	レンタル
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6612-011	貸自動車業	国土交通省	国内生産品	交通関係統計資料集（国土交通省）	C	リース、レンタル
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6621-011	テレビ・ラジオ広告	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	テレビ広告、ラジオ広告
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6621-012	新聞・雑誌・その他の広告	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	新聞広告、雑誌広告、ダイレクトメール広告、折込広告、交通広告、屋外広告、インターネット広告
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6631-101	自動車整備	国土交通省	国内生産品	自動車整備白書（日本自動車整備振興会連合会）	C	専業工場、兼業工場、ディラー工場、自家工場
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6632-101	機械修理	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	機械修理
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6699-011	法務・財務・会計サービス	財務省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	法務会計サービス
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6699-021	土木建築サービス	国土交通省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	土木建築サービス
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6699-031	労働者派遣サービス	厚生労働省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	労働者派遣サービス
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6699-041	建物サービス	厚生労働省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	清掃、設備管理、衛生管理
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6699-099	その他の対事業所サービス	経済産業省	国内生産品	企業向けサービス価格指数（日本銀行）	B	その他専門サービス、諸サービス
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6711-011	宿泊業	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	宿泊料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6721-011	飲食サービス	厚生労働省	国内生産品	・第3次産業活動指数（経済産業省） ・消費者物価指数（総務省）	B	・小売 ・一般外食
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6731-011	洗濯業	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	洗濯代（ワイシャツ）
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6731-021	理容業	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	理髪料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6731-031	美容業	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	ヘアークット代
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6731-041	浴場業	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	入浴料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	入浴料、理美容サービス
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6741-011	映画館	厚生労働省	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	映画観覧料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6741-021	興行場（映画館を除く。）・興行団	内閣府	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	入場・ゲーム代
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団	内閣府	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	競馬場入場料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	内閣府	国内生産品	消費者物価指数（総務省）	B	入場・ゲーム代、ゴルフプレー料金、ゴルフ練習料金、ボウリングゲーム代、テニスコート使用料、プール使用料、テーマパーク入場料
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕

(注) 作成方法・・・A:単価法(A法)、B:物価指数法(B法)、C:数量指数法(C法)、D:投入コスト法(D法)

平成12-17-23年接続表行部門			国内生産品・輸出入品別	使用した資料名	作成方法	対象品目名・〔備考〕
行コード	行部門名	担当省庁				
6741-051	遊戯場	内閣府	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	入場・ゲーム代
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6741-099	その他の娯楽	内閣府	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	入場・ゲーム代、持家の帰属家賃を除くサービス指数
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6799-011	写真業	内閣府	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	写真プリント代
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6799-021	冠婚葬祭業	厚生労働省	国内生産品	第3次産業活動指数(経済産業省)	C	冠婚葬祭業
			輸入品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		C	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6799-031	個人教授業	内閣府	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	補習教育、月謝類、月謝(書道)、月謝(音楽)、月謝(水泳)
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6799-041	各種修理業(別掲を除く。)	内閣府	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	ふすま張替費、履物修理代
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6799-099	その他の対個人サービス	内閣府	国内生産品	消費者物価指数(総務省)	B	植木職手間代、家事サービス、被服関連サービス、写真プリント代、持家の帰属家賃を除く総合
			輸入品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
			輸出品		B	〔国内生産品インフレータと同じものを適用〕
6811-000	事務用品	経済産業省	国内生産品		D	〔当該部門投入額合計の実質値と名目値の比率を用いた。〕
6911-000	分類不明	総務省	国内生産品		D	〔国内生産額の内生部門計の実質値と名目値の比率を用いた。〕
			輸入品		D	〔輸入計の実質値と名目値の比率を用いた。〕
			輸出品		D	〔輸出計の実質値と名目値の比率を用いた。〕